

# 学 生 便 覧

2 0 2 4  
(令和6年度)

神 戸 大 学 理 学 部  
神戸大学大学院理学研究科

# 目 次

理学部・理学研究科の沿革と概要

理学部・理学研究科の機構

## 1. 教学規則等

神戸大学教学規則	1
神戸大学共通細則	26
神戸大学学生懲戒規則	31
神戸大学学生表彰規程	34
神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程	36
交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について	38
神戸大学日本語等授業科目履修規則	40
神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程	41
〈神戸大学大学教育推進機構関係規則等〉	
神戸大学全学共通授業科目履修規則	42
全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規	50
ギャップタームを活用する学生に対する全学共通授業科目（英語必修科目）の成績評価について	52
「全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規」についての申合せ	53
英語選抜上級クラスの編成についての申合せ	54
全学共通授業科目の再試験制度に関する内規	56
教養教育院開講科目の追試験に関する内規	57
学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	58

## 2. 学部規則等

神戸大学理学部規則	59
履修に関する内規	79
履修科目の登録の上限を超えて登録できる者の基準	81
履修方法等について	82
授業科目配当表	85
成績評価基準	100
授業科目の試験等における不正行為に関する申合せ	100
神戸大学理学部高度教養科目に関する内規	101
神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程	102
追試験に関する内規	105
理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規	106
早期卒業の認定基準	107
既修得単位の認定に関する内規	108
外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ	109
転学部・転学科について	110

神戸大学理学部科目等履修生規程	111
神戸大学理学部聴講生規程	113
神戸大学理学部研究生規程	115
神戸大学理学部外国人特別学生入学選考規程	117
理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する内規	118
神戸大学ESDコース実施要領	119
神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領	123
理学部担当教員一覧	128

### 3. 研究科規則等

神戸大学大学院理学研究科規則	131
履修方法等について	154
授業科目配当表	158
神戸大学大学院理学研究科における成績評価基準等に関する申し合わせ	165
理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規	165
神戸大学大学院理学研究科における研究倫理教育に関する申し合わせ	166
神戸大学大学院理学研究科における研究指導計画書に関する申し合わせ	166
数理・情報プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項	167
数理・経済プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項	169
環境・化学プログラム教育コース（プログラムコース）実施要項	171
次世代火山研究者育成プログラムについて	173
他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生取扱要領	174
他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生取扱要領	176
神戸大学大学院理学研究科転入学に関する内規	178
神戸大学大学院理学研究科再入学に関する内規	179
神戸大学大学院理学研究科転専攻に関する内規	180
神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程	181
神戸大学大学院理学研究科聴講生規程	183
神戸大学大学院理学研究科研究生規程	185
神戸大学大学院理学研究科外国人特別学生入学選考規程	187
理学研究科担当教員一覧	189

### 4. 学位

神戸大学学位規程	193
神戸大学大学院理学研究科の修士学位に関する内規	204
神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領	206
神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規	207
神戸大学大学院理学研究科の課程博士学位に関する内規	208
神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ	210
神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領	212
神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規	214
理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準	215

神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する 申合せ	216
神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規	218
学位審査に関する手続きの概要	220
学位授与に関する方針	222
神戸大学大学院理学研究科学位論文評価基準	227
修士学位論文の審査及び修士最終試験の要項	228
博士学位論文の審査及び博士最終試験の要項	228

## 5. 学生生活の案内

留意事項	229
神戸大学学生健康診断規程	231
神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	232
理学部・理学研究科の施設使用について	235
構内駐車許可要領	236
車両（二輪車を除く。）入構許可者の遵守事項	236

## 6. 資格取得

教育職員免許状取得について	
学部学生の教育職員免許状の取得について	237
大学院生（前期課程）の教育職員免許状の取得について	247
学芸員の資格取得について	249

## 7. GPA・科目ナンバリング

「GPA」について	251
集中講義の履修取消期間について（学部・大学院共通）	253
GPA計算から除外する科目について（学部）	253
全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて	254
科目ナンバリングの導入について	255

## 8. 教職員名簿

教職員名簿	265
-------	-----

## 9. 建物配置図等

理学部・理学研究科建物配置図	271
理学部・理学研究科建物平面図	272
六甲台地区建物配置図	276

## 理学部・理学研究科の沿革と概要

- 昭和24年5月 「国立学校設置法」公布により、神戸経済大学・神戸工業専門学校・姫路高等学校・兵庫師範学校・兵庫青年師範学校を包摂して、神戸大学が設置され、文理学部理科(統計数学科・物理学科・化学科・生物学科)としてスタート
- 昭和29年4月 文理学部を廃止し、文学部と理学部(数学科・物理学科・化学科・生物学科)が設置された。
- 昭和41年4月 附属臨海実験所が設置(兵庫県淡路島岩屋)された。
- 昭和48年4月 地球科学科が設置された。
- 平成 5年4月 地球科学科が地球惑星科学科に改称された。
- 平成 7年3月 附属臨海実験所が廃止(内海域機能教育研究センターへ改組)された。
- 平成27年4月 地球惑星科学科が惑星学科に改称された。

## 理学研究科の沿革

- 昭和32年4月 理学専攻科が設置された。
- 昭和40年3月 理学専攻科が廃止された。
- 昭和40年4月 理学研究科修士課程(数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻)が設置された。
- 昭和52年4月 理学研究科修士課程に地球科学専攻が設置された。
- 昭和54年4月 生産科学専攻(後期3年博士課程)が独立専攻として工学研究科に設置された。
- 昭和55年4月 物質科学専攻(後期3年博士課程)が理学研究科に、システム科学専攻(後期3年博士課程)が工学研究科に独立専攻として設置された。
- 昭和56年4月 自然科学研究科(後期3年博士課程)が設置された。  
物質科学専攻(理学研究科物質科学専攻を移行)、生産科学専攻(工学研究科生産科学専攻を移行)、資源生物科学専攻、環境科学専攻、システム科学専攻(工学研究科システム科学専攻を移行)
- 平成元年4月 自然科学研究科(後期3年博士課程)に知能科学専攻が設置された。
- 平成 6年4月 理学研究科(数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻・地球惑星科学専攻)、工学研究科(建設学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能工学専攻)及び農学研究科(応用動物学専攻・植物資源学専攻・生物環境制御学専攻・生物機能化学専攻・生産環境情報学専攻)が、自然科学研究科の前期課程として改組・統合され、自然科学研究科は、前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程の独立研究科となった。後期課程に生命機能科学専攻が設置された。
- 平成 9年4月 後期課程の「物質科学専攻」、「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され、「情報メディア科学専攻」、「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設置された。
- 平成10年4月 後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され、「構造科学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。
- 平成11年4月 後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され、「システム機能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。
- 平成11年10月 後期課程に国際大学院特別コースが設置された。
- 平成15年10月 神戸商船大学との統合により、自然科学研究科の改組を行い、博士課程後期課程に次の10専攻が設置された。  
数物科学専攻、分子物質科学専攻、地球惑星システム科学専攻、情報・電子科学専攻、機械・システム科学専攻、地域空間創生科学専攻、食料フィールド科学専攻、海事科学専攻、生命機構科学専攻、資源生命科学専攻

また、前期課程に海事技術マネジメント学専攻、海上輸送システム学専攻、マリンエンジニアリング専攻が設置された。

平成16年4月 国立大学法人法の施行に伴い、設置者が「国」から「国立大学法人神戸大学」となり、神戸商船大学大学院商船学研究科に在学していた学生は、自然科学研究科に設置された次の専攻に移籍した。

前期2年の課程：商船システム学専攻、輸送情報システム工学専攻、  
海洋電子機械工学専攻、動力システム工学専攻

後期3年の課程：海上輸送システム科学専攻、海洋エネルギー工学専攻

平成19年4月 自然科学研究科の改組を行い、前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程として、次の4研究科が設置された。

理学研究科(数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻・地球惑星科学専攻)

工学研究科(建築学専攻・市民工学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報知能学専攻)

農学研究科(食料共生システム学専攻・資源生命科学専攻・生命機能科学専攻)

海事科学研究科(海事科学専攻)

惑星科学研究センターが設置された。

平成27年4月 地球惑星科学専攻が惑星学専攻に改称された。

## 理学研究科の関連施設の沿革

昭和63年4月 遺伝子実験施設が設置された。

平成 2年6月 バイオシグナル研究センターが設置された。

平成 7年4月 内海域機能教育研究センターが設置された。(理学部附属臨海実験所を改組)

平成 8年5月 都市安全研究センターが設置された。(工学部附属土地造成工学研究施設を改組)

平成 8年5月 アイソトープ総合センターが設置された。

平成 8年9月 ベンチャービジネスラボラトリーが設置された。

平成13年4月 遺伝子実験センターが設置された。(遺伝子実験施設を改組)

平成13年4月 分子フォトサイエンス研究センターが設置された。

平成15年10月 内海域環境教育研究センターが設置された。(内海域機能教育研究センターを改組)

平成19年4月 戦略的重点研究、先端的研究などを推進する組織として、自然科学系先端融合研究環が設置され、重点研究部並びにバイオシグナル研究センター、内海域環境教育研究センター、分子フォトサイエンス研究センター、都市安全研究センター及び遺伝子実験センターが配置された。

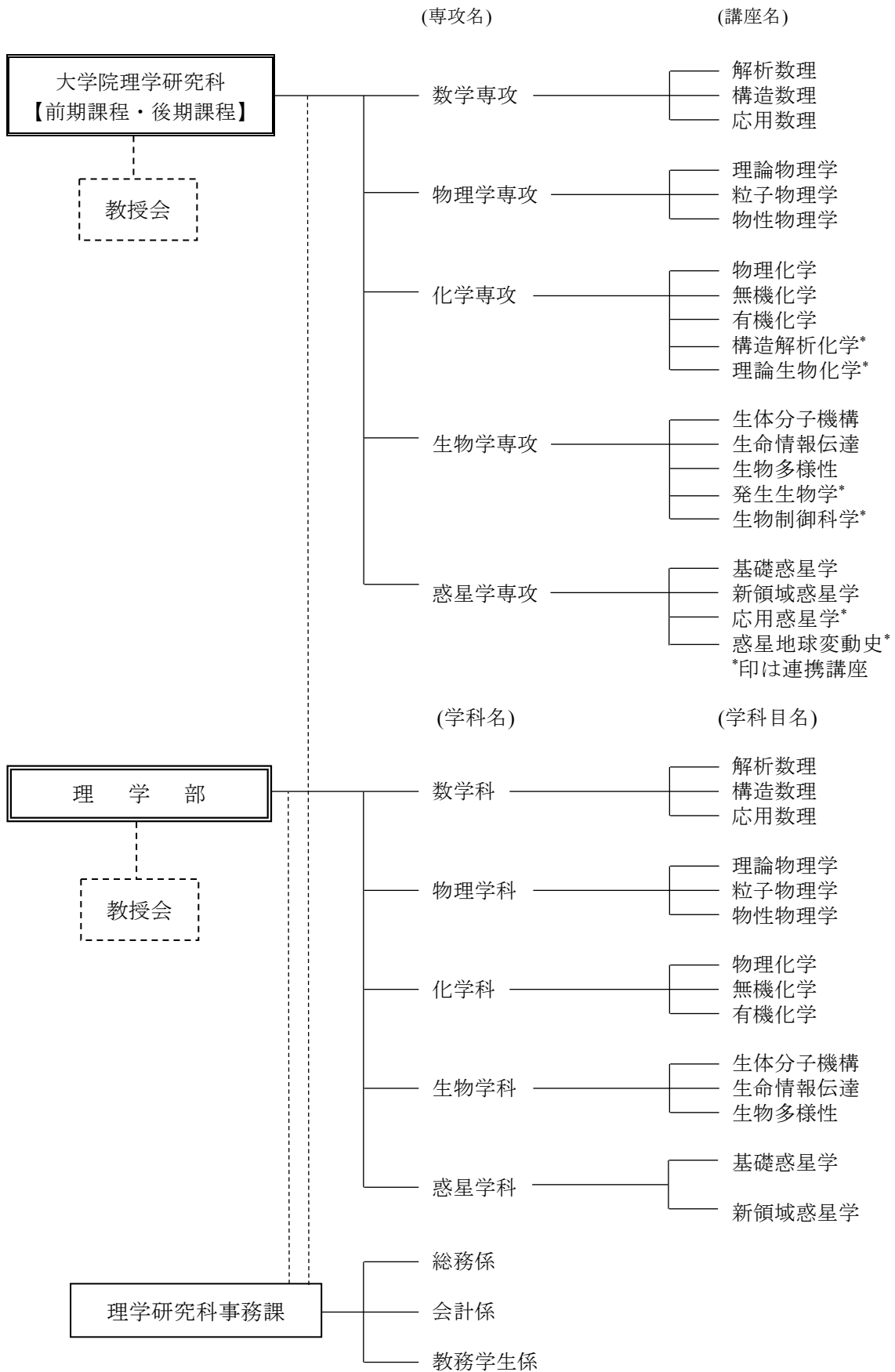
平成27年10月 海洋底探査センターが設置された。

平成28年4月 バイオシグナル研究センターと遺伝子実験センターが統合されバイオシグナル総合研究センターが設置された。

平成29年1月 分子フォトサイエンス研究センターが改組された。

平成29年12月 数理・データサイエンスセンターが設置された。

# 理学部・理学研究科の機構



# 1. 教 学 規 則 等



# 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和6年3月25日

## 目 次

第1章	総 則
第1条	趣 旨
第2条	教 育 憲 章
第3条	学 部
第4条	大 学 院
第5条	乗船実習科
第6条	収 容 定 員
第7条	学 年
第8条	学期・クォーター
第9条	休 業 日
第2章	学 部
第1節	入 学
第10条	入 学 許 可
第11条	早 期 入 学
第12条	入 学 期
第13条	編 入 学
第14条	転 入 学
第15条	再 入 学
第16条	入 学 志 願
第16条の2	入学者選抜
第17条	入 学 手 続
第18条	入学料の免除
第19条	入学料の徴収猶予等
第20条	死亡等による入学料の免除
第21条	宣 誓
第2節	修業年限，教育課程，課程の履修等
第22条	修 業 年 限
第23条	修業年限の通算
第24条	在 学 年 限
第25条	教 育 課 程
第26条	授業科目の区分
第27条	授業の方法
第28条	履修方法及び試験
第29条	履修科目の登録の上限
第30条	成績評価基準
第31条	単位の授与
第32条	単位の基準
第33条	他学部の授業科目の履修
第33条の2	大学院授業科目の履修
第34条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修

- 第34条の2 休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
- 第35条 大学以外の教育施設等における学修
- 第36条 入学前の既修得単位等の認定
- 第37条 編入学，転入学，再入学者の修業年数等
- 第38条 転 学 部
- 第39条 転 学 科
- 第3節 留学及び休学
  - 第40条 留 学
  - 第41条 休学の許可
  - 第41条の2
  - 第42条 休学の解除
  - 第43条 休学の命令
  - 第44条 休学期間の取扱い
- 第4節 退学及び除籍
  - 第45条 退 学
  - 第46条 疾病等による除籍
  - 第47条 入学科等未納による除籍
- 第5節 卒業要件及び学士の学位
  - 第48条 卒業要件
  - 第49条 学士の学位授与
- 第6節 授 業 料
  - 第50条 授業料の納期
  - 第51条 授業料の免除
  - 第52条 授業料の徴収猶予及び月割分納
  - 第53条 休学者の授業料
  - 第54条 退学者等の授業料
- 第7節 賞 罰
  - 第55条 表 彰
  - 第55条の2 懲 戒
- 第3章 大 学 院
  - 第1節 入 学
    - 第56条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
    - 第57条 修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学
    - 第58条 後期課程の入学資格
    - 第59条 医学研究科の博士課程の入学資格
    - 第60条 医学研究科の博士課程への早期入学
    - 第61条 進 学
    - 第62条 入学者選抜
  - 第2節 修業年限，教育方法，修了要件等
    - 第63条 標準修業年限
    - 第63条の2 教育課程
    - 第64条 教育方法等
    - 第65条 他大学大学院等の研究指導
    - 第66条 研究指導のための留学
    - 第67条 修士課程及び前期課程の修了要件

第68条	博士課程の修了要件
第69条	専門職学位課程の修了要件
第70条	学位論文及び最終試験
第71条	修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第3節	準用規定
第72条	準用規定
第73条	履修科目の登録の上限
第73条の2	成績評価基準
第74条	他大学大学院の授業科目の履修
第74条の2	休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第75条	入学前の既修得単位の認定
第76条	留 学
第77条	休 学
第4章	学位プログラム
第77条の2	学位プログラム
第5章	特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生
第78条	特別聴講学生
第79条	特別研究学生
第80条	科目等履修生
第81条	聴講生，研究生及び専攻生
第82条	授業料の納期
第83条	外国人特別学生
第6章	特別の課程(第83条の2)
第7章	授業料，入学料及び検定料の額
第84条	授業料，入学料及び検定料の額
第84条の2	授業料等の不徴収
第8章	教育職員免許状
第85条	教員の免許状授与の所要資格の取得
附 則	

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

### (教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章(平成14年5月16日制定)に則り、行うものとする。

### (学部)

第3条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科

医 学 部 医学科，保健学科

工 学 部 建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科

農 学 部 食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

### (大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学 研 究 科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻， 機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学 研 究 科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程

国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

- 2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

**(乗船実習科)**

**第5条** 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

**(収容定員)**

**第6条** 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

**(学年)**

**第7条** 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

**(学期・クォーター)**

**第8条** 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

**(休業日)**

**第9条** 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は，学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは，第1項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

## 第2章 学部

### 第1節 入学

**(入学許可)**

**第10条** 学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の

徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。))による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### (早期入学)

**第11条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受験科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目は除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (入学期)

**第12条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

#### (編入学)

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部、経営学部又は工学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
  - (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
  - (2) 短期大学を卒業した者
  - (3) 高等専門学校を卒業した者
  - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
  - (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
  - (2) 短期大学を卒業した者
  - (3) 高等専門学校を卒業した者
  - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
  - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
  - (6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

#### (転入学)

**第14条** 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### (再入学)

**第15条** 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### (入学志願)

**第16条** 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

#### (入学者選抜)

**第16条の2** 入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

#### (入学手続)

**第17条** 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

#### (入学料の免除)

**第18条** 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

#### (入学料の徴収猶予等)

**第19条** 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

#### (死亡等による入学料の免除)

**第20条** 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

#### (宣誓)

**第21条** 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

### 第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

#### (修業年限)

**第22条** 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認



めることができる。

- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (修業年限の通算)

**第23条** 大学の学生以外のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

#### (在学年限)

**第24条** 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

#### (教育課程)

**第25条** 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

#### (授業科目の区分)

**第26条** 授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

#### (授業の方法)

**第27条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (履修方法及び試験)

**第28条** 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程(平成28年3月22日制定)で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方

法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

#### (履修科目の登録の上限)

**第29条** 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

#### (成績評価基準)

**第30条** 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

#### (単位の授与)

**第31条** 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

#### (単位の基準)

**第32条** 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

#### (他学部の授業科目の履修)

**第33条** 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

#### (大学院授業科目の履修)

**第33条の2** 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和5年9月26日制定)で定める。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

**第34条** 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

**(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)**

**第34条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

**(大学以外の教育施設等における学修)**

**第35条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

**(入学前の既修得単位等の認定)**

**第36条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

**(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)**

**第37条** 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

**(転学部)**

**第38条** 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することができる。

**(転学科)**

**第39条** 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

### 第3節 留学及び休学

#### (留学)

**第40条** 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

#### (休学の許可)

**第41条** 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

**第41条の2** 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

#### (休学の解除)

**第42条** 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

#### (休学の命令)

**第43条** 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

#### (休学期間の取扱い)

**第44条** 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

### 第4節 退学及び除籍

#### (退学)

**第45条** 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

#### (疾病等による除籍)

**第46条** 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

#### (入学料等未納による除籍)

**第47条** 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第12条第1項の規定により入学料又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者

に係る納付すべき入学料又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

## 第5節 卒業要件及び学士の学位

### (卒業要件)

**第48条** 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としてしている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあつては、128単位)以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

### (学士の学位授与)

**第49条** 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

## 第6節 授業料

### (授業料の納期)

**第50条** 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期(10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。

5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。

7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

(2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合、入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

### (授業料の免除)

**第51条** 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

**(授業料の徴収猶予及び月割分納)**

**第52条** 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

**(休学者の授業料)**

**第53条** 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

**(退学者等の授業料)**

**第54条** 第50条に定める期中中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

## 第7節 賞罰

**(表彰)**

**第55条** 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成17年2月17日制定)で定める。

**(懲戒)**

**第55条の2** 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。

4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成16年4月1日制定)で定める。

## 第3章 大学院

### 第1節 入学

**(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)**

**第56条** 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学

学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

**(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)**

**第57条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

**(後期課程の入学資格)**

**第58条** 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士

の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (医学研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

**第59条** 医学研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学)を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (医学研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

**第60条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

(1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

#### (進学)

**第61条** 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研



究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

#### (入学者選抜)

**第62条** 大学院の入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

### 第2節 修業年限，教育方法，修了要件等

#### (標準修業年限)

**第63条** 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース) 1年

4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学研究科医療創成工学専攻，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年，後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3年とする。

#### (教育課程)

**第63条の2** 大学院(専門職大学院を除く。)は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下、「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

#### (教育方法等)

**第64条** 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

#### (他大学大学院等の研究指導)

**第65条** 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

#### (研究指導のための留学)

**第66条** 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

#### (修士課程及び前期課程の修了要件)

**第67条** 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1年履修コース)にあっては、1年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第75条において読み替えて準用する第36条(第2項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第56条又は第57条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

#### (博士課程の修了要件)

**第68条** 博士課程(医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 第75条において読み替えて準用する第36条(第2項を除く。)の規定により医学研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要し

た期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

#### (専門職学位課程の修了要件)

**第69条** 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

#### (学位論文及び最終試験)

**第70条** 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

#### (修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

**第71条** 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

### 第3節 準用規定

#### (準用規定)

**第72条** 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)及び第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

#### (履修科目の登録の上限)

**第73条** 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

**第73条の2** 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

**第74条** 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあっては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

**第74条の2** 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあっては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

**第74条の3** 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあっては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

**第75条** 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単

位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

**第76条** 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

**第77条** 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

## 第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

**第77条の2** 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系的・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、 聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

**第78条** 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

**第79条** 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

**第80条** 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

**第81条** 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻めようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。

4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

**第82条** 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料について

は、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

#### (外国人特別学生)

**第83条** 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

### 第6章 特別の課程

**第83条の2** 本学の学生以外の者を対象として、法第105条に規定する特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成することができる。

2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 第7章 授業料、入学料及び検定料の額

#### (授業料、入学料及び検定料の額)

**第84条** 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)に定められた額とする。

#### (授業料等の不徴収)

**第84条の2** 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

4 科目等履修生のうち、第33条の2第2項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

6 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

### 第8章 教育職員免許状

#### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

**第85条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研

究科規則の定めるところによる。

途中の附則(略)

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度から令和11年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和6年度	医学部	医学科	112	697
		計	272	1,337
	全学部合計		2,530	10,639
令和7年度	医学部	医学科	100	685
		計	260	1,325
	全学部合計		2,518	10,627
令和8年度	医学部	医学科	100	673
		計	260	1,313
	全学部合計		2,518	10,615
令和9年度	医学部	医学科	100	661
		計	260	1,301
	全学部合計		2,518	10,603
令和10年度	医学部	医学科	100	649
		計	260	1,289
	全学部合計		2,518	10,591
令和11年度	医学部	医学科	100	637
		計	260	1,277
	全学部合計		2,518	10,579

附則別表第2(附則第3項関係)

年度	区分		総定員	
			博士課程	
			前期	専攻別
			専攻別	
令和6年度	医学研究科	医科学専攻		420
	保健学研究科	保健学専攻	143	
	システム情報学研究科	システム情報学専攻	175	

	全博士課程合計		2,536	420
令和7年度	医学研究科	医科学専攻		440
	全博士課程合計			440
令和8年度	医学研究科	医科学専攻		460
	全博士課程合計			460

別表

収容定員

1 学部

区 分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文 学 部	人文学科	100	100					400	400	
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,500	
	発達コミュニティ学科	100				5	5	410		
	環境共生学科	80				3	3	326		
	子ども教育学科	50				2	2	204		
法 学 部	法律学科	180	180			20	20	760	760	
経 済 学 部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経 営 学 部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理 学 部	数 学 科	28	153			学科 共通 25	25	112	662	
	物理学科	35						140		
	化 学 科	30						120		
	生物学科	25						100		
	惑星学科	35						140		
医 学 部	医 学 科	100	260	5	5			625	1,265	
	保健 学科	看護学専攻		80						640
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法学専攻		20						
		作業療法学専攻		20						
工 学 部	建築学科	93	565			学科 共通 20	20	372	2,300	
	市民工学科	63						252		
	電気電子工学科	93						372		
	機械工学科	103						412		
	応用化学科	106						424		
	情報知能工学科	107						428		
農 学 部	食料環境システム学科	36	160			学科 共通 10	10	144	660	
	資源生命科学科	55						220		
	生命機能科学科	69						276		
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820	
合 計			2,518		5		135		10,567	



2 大学院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士課程		博士課程						専門職 学位課程		修士課程		博士課程						専門職 学位課程	
				前期		後期		前期						後期							
		専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計	専攻 別	計		
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20						34	88	24	60						
	社会動態専攻		27		12							54		36							
国際文化学研究科	文化相関専攻		18	47	6	15						36	94	18	45						
	グローバル文化専攻		29		9							58		27							
人間発達環境 学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17						102	178	33	51						
	(1年履修コース)		4									4									
	人間環境学専攻		36		6							72		18							
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18						74	74	54	54						
	実務法律専攻								80	80							240	240			
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20						166	166	60	60						
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32						102	102	96	96						
	現代経営学専攻								69	69							138	138			
理学研究科	数学専攻		22	122	4	27						44	244	12	81						
	物理学専攻		24		5							48		15							
	化学専攻		28		6							56		18							
	生物学専攻		24		6							48		18							
	惑星学専攻		24		6							48		18							
医学研究科	バイオメディカル サイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻						120	120								480	480				
	医療創成工学専攻			15	15	8	8					30	30	24	24						
保健学研究科	保健学専攻		79	79	25	25						158	158	75	75						
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42						128	632	24	126						
	市民工学専攻		42		6							84		18							
	電気電子工学専攻		64		8							128		24							
	機械工学専攻		76		10							152		30							
	応用化学専攻		70		10							140		30							
システム情報 学研究科	システム情報学 専攻		95	95	12	12						190	190	36	36						
農学研究科	食料共生システ ム学専攻		26	120	5	23						52	240	15	69						
	資源生命科学専攻		42		8							84		24							
	生命機能科学専攻		52		10							104		30							
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11						150	150	33	33						
国際協力研究 科	国際開発政策専攻		26	70	8	23						52	140	24	69						
	国際協力政策専攻		22		7							44		21							
	地域協力政策専攻		22		8							44		24							
科学技術イノ ベーション研 究科	科学技術イノベ ーション専攻		40	40	10	10						80	80	30	30						
合 計			25	1,285	303	120	149			50		2,566	909	480	378						

# 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和3年9月15日

## (入学志願)

**第1条** 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書  
出身学校長の調査書又はこれに代わる書類  
写真  
その他の書類

## (合否の判定)

**第2条** 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

## (宣誓)

**第3条** 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

## (成績)

**第4条** 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀(90点以上)  
優(80点以上90点未満)  
良(70点以上80点未満)  
可(60点以上70点未満)  
不可(60点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
- (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
- (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
- (4) 可 学修の目標を達成している。
- (5) 不可 学修の目標を達成していない。

## (学生証)

**第5条** 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

- 2 学生証は、入学したときに学長が発行する。
- 3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。
- 4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。
- 5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。
- 6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

## (欠席届)

**第6条** 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に届け出なければ

ばならない。

**(学生登録票)**

**第7条** 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

**(身上異動・住所変更届)**

**第8条** 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

**第9条** 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

**(健康診断)**

**第10条** 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

**(様式)**

**第11条** 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

途中の附則(略)

**附 則**

この細則は、令和4年4月1日から施行し、様式8号の改正規定中生年月日に係る部分は、平成30年4月1日から適用する。

様式1号(入学許可書) 省略

様式2号(宣誓書) 省略

様式3号

		年	月	日
神戸大学	殿	学部		学科
				番
	学籍番号			
	住所			
	氏名			
休学願				
下記のとおり休学したいので御許可願います。				
記				
1	理由			
2	期間	自	年	月
		至	年	月
			日	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式4号

		年	月	日
神戸大学	殿	学部		学科
				番
	学籍番号			
	住所			
	氏名			
復学願				
下記のとおり復学したいので御許可願います。				
記				
1	理由			
2	復学年月日	年	月	日

注 病気の場合は健康診断書(復学意見書)添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式5号

		年	月	日
神戸大学	殿	学部		学科
				番
	学籍番号			
	本人住所			
	氏名			
退学願				
下記のとおり退学したいので御許可願います。				
記				
1	理由			
2	退学年	月	日	

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式7号

		年	月	日
神戸大学	殿	学部		学科
				番
	学籍番号			
	住所			
	氏名			
欠席届				
下記のとおり欠席しますからお届けします。				
記				
1	理由			
2	期間	自	年	月
		至	年	月
			日	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式6号(学生証)省略

# 学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (令和 )年 月 日入学・進学		学籍番号				
研究科 課 程 専 攻	フリガナ <input type="text"/>						
	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)						
	ローマ字 <input type="text"/>						
指導教員 (該当者のみ)	左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)						
	氏 名 <input type="text"/>						
		戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)				外国籍	
		生年月日	19	昭和	(平成 )年	月 日生	
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス						
	自宅・下宿・寮・その他( )		携帯	<input type="text"/>			
	〒 <input type="text"/>		PC	<input type="text"/>			
	大学が付与するアドレス以外を記入してください。						
	住 所		<input type="text"/>				
〔固定電話〕		<input type="text"/>					
〔携帯電話〕		<input type="text"/>					
<small>※留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族</small>							
本人の勤務先等 (該当者のみ)		名称		電話			
		<input type="text"/>		<input type="text"/>			
履 歴	学 歴		年 月	立 高等学校卒業			
			・				
			・				
			・				
	認定試験等		・	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験 年度 合格			
職 歴		・					
そ の 他		・					
保護者等の住所等		フリガナ <input type="text"/>					
		左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け、濁音・半濁音文字は1マスに記入)					
<small>※学生本人が 独立生計者の場合は、世帯主の氏名・住所等を記入してください。</small>		氏 名		本人との続柄( )			
		〒 <input type="text"/>					
		住 所		<input type="text"/>			
		〔固定電話〕		<input type="text"/>			
		〔携帯電話〕		<input type="text"/>			
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてください。		<input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要)					
		<input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)					
		フリガナ		氏 名			本人との続柄( )
		〔固定電話〕		<input type="text"/>			
		〔携帯電話〕		<input type="text"/>			
						<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅	

- 注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
- 2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
- 3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
- 4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

身上異動・住所変更届

年 月 日届出

神戸大学

学部長 殿  
研究科長 殿

学 部	学 科	課 程
研究科	専 攻	課 程
学籍番号	フリガナ 氏 名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

改姓 改名 現住所等変更 保護者等の住所等変更 その他の変更( )  
(以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身上異動 (改姓, 改名等) 現住所	ローマ字 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は1マス空けて記入)																				
	新 _____ 異動年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日																				
	旧 _____ ※証明書類を必ず添付してください。																				
	自宅・学生寮・その他( ) Eメールアドレス ( <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> PC ) @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。																				
	郵便番号 _____																				
	住 所 _____ 都道府県 _____																				
[固定電話] _____ - _____ - _____ [携帯電話] _____ - _____ - _____																					
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名 _____ 電話 _____ - _____ - _____																				
保護者等の住所等 ※ 学生本人が独立生計者の場合は、世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ _____ 氏 名 _____ 本人との続柄 _____																				
	郵便番号 _____ [固定電話] _____ - _____ - _____ [携帯電話] _____ - _____ - _____																				
	住 所 _____ 都道府県 _____																				
緊急時の連絡先	<input type="checkbox"/> 保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)																				
	フリガナ _____ 氏 名 _____ 本人との続柄 _____																				
	[固定電話] _____ - _____ - _____ <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅																				
	[携帯電話] _____ - _____ - _____																				

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

# 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和6年3月25日

## (趣旨)

**第1条** この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

## (学生懲戒の基本的な考え方)

**第3条** 懲戒は、学生による事件事故に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

## (懲戒の対象となる行為)

**第4条** 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

## (試験等における不正行為)

**第5条** 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、大学教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

## (懲戒の内容)

**第6条** 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
  - イ 有期の停学 期限を付すもの
  - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

## (停学期間中の措置)

**第7条** 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
  - (2) 学位論文審査の受審
  - (3) 本学の施設及び設備の利用
  - (4) 課外活動団体での活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。
- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
  - (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
  - (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
  - (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動
- 3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

#### (無期の停学の解除)

**第8条** 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等  
む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規  
定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議するこ  
とができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

#### (登校の停止)

**第9条** 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分が  
なされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずること  
ができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

#### (部局等の長の指導)

**第10条** 学生による事件事故が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対  
し、教育的措置として文書又は口頭により嚴重注意その他の指導を行うことができる。

#### (自主退学・休学)

**第11条** 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を  
願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しな  
いものとする。

#### (懲戒の発議)

**第12条** 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告する  
ものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒  
処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下  
「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告  
をもって事実関係の調査に代えるものとする。

4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるこ  
とができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案  
を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

#### (複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

**第13条** 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場  
合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

#### (弁明)

**第14条** 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭  
又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めるとともに、補佐人  
を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出  
しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

#### (懲戒処分の決定)

**第15条** 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」  
という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合にお



いては、前条の規定を準用する。

**(懲戒処分の通知)**

**第16条** 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

**(懲戒の発効)**

**第17条** 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

**(異議申立て)**

**第19条** 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

**(守秘義務)**

**第20条** 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

**(雑則)**

**第21条** この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

途中の附則(略)

**附 則**

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

# 神戸大学学生表彰規程

(平成17年2月17日 制定)

最近改正 令和5年8月10日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条第2項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の基準)

**第2条** 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
  - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
  - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
  - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
  - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

## (表彰候補者の推薦)

**第3条** 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

## (被表彰者の選考及び決定)

**第4条** 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

## (表彰の方法)

**第5条** 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

## (表彰の時期)

**第6条** 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当する表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

## (事務)

**第7条** 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

## (雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

途中の附則(略)

**附 則**

この規程は、令和5年8月10日から施行する。

別記様式 省略

## 神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程

(平成16年4月1日 制定)

最近改正 令和2年3月24日

(趣旨)

**第1条** この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則(平成16年4月1日制定)第52条の規定に基づき，神戸大学(以下「本学」という。)における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

**第2条** 本学において徴収する授業料(幼稚園にあつては，保育料。以下同じ。)，入学料(幼稚園にあつては，入園料。以下同じ。)及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科(法学研究科実務法律専攻を除く。)	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円	/	/
特別研究学生	月額 29,700円	/	/

2 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第22条第4項(教学規則第72条において準用する場合を含む。)の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものとする。)とする。

3 学部において，出願書類等による選抜(以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については，第1項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

4 法学研究科実務法律専攻において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第1項の規定にかかわらず，第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

5 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において，入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300円
中等教育学校の前期課程	5,000円

特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げるとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。ただし、編入学において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 8 編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

(寄宿料の額)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	学 生 寮 等 の 名 称	寄 宿 料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700円
	白鷗寮	月額 5,900円
	住吉寮, 女子寮, 国維寮, インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡未満), 国際交流会館(ユニット単身室)	月額 18,000円
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡以上)	月額 21,000円
居室が世帯用の場合	国際交流会館(夫婦室)	月額 9,500円
	国際交流会館(家族室)	月額 11,900円
	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000円

- 2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

途中の附則(略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、 定期試験の休講措置について

(平成28年1月27日 全学教務委員会 決定)  
最近改正 令和5年7月26日 全学教務委員会

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

#### 1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### <1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

#### <2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

#### <3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

#### <4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

#### 2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

### 3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区(六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区)の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

### 4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

### 5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
  3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
  4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
  5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
  6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
  7. この取扱いは、令和5年7月26日から適用する。

# 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和4年3月31日

## (趣旨)

**第1条** この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第28条第2項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (日本語等授業科目及び単位数)

**第2条** 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

## (履修手続)

**第3条** 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

## (試験)

**第4条** 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末又はクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、大学教育推進機構グローバル教育センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

## (単位の取扱)

**第5条** 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

## (雑則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、グローバル教育センター留学生教育部門長が定める。

途中の附則(略)

## 附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語ⅠA	0.5	日本語ⅣA	0.5	日本語ⅦA	0.5	日本事情ⅡA	0.5
日本語ⅠB	0.5	日本語ⅣB	0.5	日本語ⅦB	0.5	日本事情ⅡB	0.5
日本語ⅡA	0.5	日本語ⅤA	0.5	日本語ⅧA	0.5		
日本語ⅡB	0.5	日本語ⅤB	0.5	日本語ⅧB	0.5		
日本語ⅢA	0.5	日本語ⅥA	0.5	日本事情ⅠA	0.5		
日本語ⅢB	0.5	日本語ⅥB	0.5	日本事情ⅠB	0.5		



# 神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程

(令和5年9月26日 制定)

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第33条の2第3項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学部生が本学の大学院(博士課程後期課程及び医学研究科医科学専攻の博士課程を除く。以下同じ。)の授業科目を履修すること(以下「先行履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

**第2条** 先行履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して、本学の大学院の授業科目を履修する機会を提供し、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

## (授業科目)

**第3条** 先行履修をすることができる授業科目は、各研究科が定めるものとする。

## (申請資格)

**第4条** 先行履修を申請することができる者は、規則第80条第3項の規定に基づき関係の研究科規則で定める科目等履修生の入学資格に関する規定にかかわらず、大学院に進学を志望する本学の学部生であって、かつ、前条の授業科目を履修するために必要な学力を有する者とする。

## (申請手続き)

**第5条** 先行履修を希望する者は、履修しようとする授業科目を開講する研究科が定めるところにより、当該研究科の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる授業科目は、当該研究科が開講する科目に限るものとする。

## (履修の許可)

**第6条** 前条の申請があったときは、各研究科の定めるところにより、所定の手続を経て、当該研究科の長が授業科目の履修を許可するものとする。

## (履修単位数の上限)

**第7条** 履修科目として申請することができる単位数の上限は、各研究科が定める。

## (修得した単位の取扱い)

**第8条** 先行履修した学部生が当該授業科目を開講した研究科に入学した場合は、当該学生の申請に基づき、先行履修により修得した単位を規則第75条の規定に準じて、15単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として、当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項の申請は、当該研究科が定めるところにより、当該研究科長に申請するものとする。

3 第1項の規定に基づき、先行履修により修得した単位を研究科の修了要件単位に含める場合は、当該授業科目の成績は、原則として、修得時の成績とする。

4 先行履修により修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

## (雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、先行履修に関し必要な事項は、先行履修を実施する研究科が、募集要項等において定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

## ＜神戸大学大学教育推進機構関係規則等＞

### 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日 制定)

最近改正 令和6年4月1日

#### (趣旨)

**第1条** この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (全学共通授業科目の区分)

**第2条** 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

- 基礎教養科目
- 総合教養科目
- 外国語科目
- 情報科目
- 健康・スポーツ科学
- 共通専門基礎科目
- 資格免許のための科目
- その他必要と認める科目

#### (全学共通授業科目及び単位数)

**第3条** 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

#### (全学共通授業科目の年次配当)

**第4条** 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

#### (履修要件)

**第5条** 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

#### (履修手続)

**第6条** 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

#### (試験)

**第7条** 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

#### (成績評価基準)

**第8条** 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

#### (雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育推進機構教養教育院長が定める。

途中の附則（略）

**附 則**

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
基礎 教 養 科 目	人文系	哲学	哲学	1	
		心理学	心理学A	1	
			心理学B	1	
		論理学	論理学	1	
		教育学	教育学A	1	
	教育学B		1		
	倫理学	倫理学	1		
	社会科学系	法学	法学A	1	
			法学B	1	
		政治学	政治学A	1	
			政治学B	1	
		経済学	経済学A	1	
			経済学B	1	
		経営学	経営学	1	
	社会学	社会学	1		
	教育社会学	教育社会学	1		
	地理学	地理学	1		
	生命科学系	医学	医学A	1	
			医学B	1	
		保健学	保健学A	1	
			保健学B	1	
			健康科学A	1	
		健康科学B	健康科学B	1	
			生物学	生物学A	1
	生物学B	1			
	生物学C	1			
	自然科学系	数学	数学A	1	
			数学B	1	
			数学C	1	
			数学D	1	
統計学A			1		
統計学B			1		
物理学		物理学A	1		
		物理学B	1		
化学		化学A	1		
		化学B	1		
惑星学		惑星学A	1		
		惑星学B	1		
情報科学		情報学A	1		
	情報学B	1			
	データサイエンス基礎学	1			

総合 教養 科目	(1) 多文化理解	教育と人間形成	教育と人間形成	1	
		文学	文学A	1	
			文学B	1	
		言語科学	言語科学A	1	
			言語科学B	1	
		芸術と文化	芸術と文化A	1	
			芸術と文化B	1	
		日本史	日本史A	1	
			日本史B	1	
		東洋史	東洋史A	1	
			東洋史B	1	
		アジア史	アジア史A	1	
			アジア史B	1	
		西洋史	西洋史A	1	
			西洋史B	1	
		考古学	考古学A	1	
			考古学B	1	
		芸術史	芸術史A	1	
			芸術史B	1	
		美術史	美術史A	1	
			美術史B	1	
		科学史	科学史A	1	
			科学史B	1	
		社会思想史	社会思想史	1	
		文化人類学	文化人類学	1	
		現代社会論	現代社会論A	1	
			現代社会論B	1	
		越境する文化	越境する文化	1	
		生活環境と技術	生活環境と技術	1	
		カタチの文化学	カタチの文化学	1	
		(2) 自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1
	現代物理学が描く世界		現代物理学が描く世界	1	
	身近な物理法則		身近な物理法則	1	
	カタチの自然学		カタチの自然学A	1	
			カタチの自然学B	1	
	ものづくりと科学技術		ものづくりと科学技術A	1	
			ものづくりと科学技術B	1	
	生命科学		生命科学A	1	
			生命科学B	1	
	生物資源と農業		生物資源と農業A	1	
		生物資源と農業B	1		
		生物資源と農業C	1		
		生物資源と農業D	1		
	(3) イシグロ ユール	環境学入門	環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
		社会と人権	社会と人権A	1	
社会と人権B			1		
男女共同参画とジェンダー		男女共同参画とジェンダーA	1		
		男女共同参画とジェンダーB	1		

総合教養科目	(3) グローバリシユール	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1	
			国際協力の現状と課題B	1	
		政治と社会	政治と社会	1	
		社会生活と法	社会生活と法	1	
		国家と法	国家と法	1	
		現代の経済	現代の経済A	1	
			現代の経済B	1	
		経済社会の発展	経済社会の発展	1	
		地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	
		人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	
		食と健康	食と健康A	1	
	食と健康B		1		
	資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1		
		資源・材料とエネルギーB	1		
	(4) ESD	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)	1	
		ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1	
		ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	
	ESD生涯学習論B		1		
	ESDボランティア論	ESDボランティア論	1		
	(5) キャリア科目	企業社会論	企業社会論A	1	
			企業社会論B	1	
		職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
			職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	
	ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1		
		ボランティアと社会貢献活動B	1		
	グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2		
	(6) 神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	
			神戸大学史B	1	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
地域連携		ひょうご神戸学	1		
		地域社会形成基礎論	1		
		日本酒学入門	1		
海への誘い	海への誘い	2			
瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2			
サイエンス	データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1		
		データサイエンス概論B	1		
	データサイエンス基礎演習	データサイエンス基礎演習	1		
外国語科目	外国語第 I	Academic English Communication A1	0.5		
		Academic English Communication A2	0.5		
		Academic English Communication B1	0.5		
		Academic English Communication B2	0.5		
		Academic English Communication B1 (選抜上級クラス)	0.5		
		Academic English Communication B2 (選抜上級クラス)	0.5		
		Academic English Literacy A1	0.5		
		Academic English Literacy A2	0.5		

外国語科目	外国語第 I	Academic English Literacy B1	0.5	
		Academic English Literacy B2	0.5	
		Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス)	0.5	
		Academic English Literacy B2 (選抜上級クラス)	0.5	
		Advanced English Online 1	0.5	
		Advanced English Online 2	0.5	
		Advanced English (海外研修)	1	
外国語第 II	ドイツ語初級A1	0.5		
	ドイツ語初級A2	0.5		
	ドイツ語初級B1	0.5		
	ドイツ語初級B2	0.5		
	ドイツ語初級A3	0.5		
	ドイツ語初級A4	0.5		
	ドイツ語初級B3	0.5		
	ドイツ語初級B4	0.5		
	ドイツ語初級SA3	0.5		
	ドイツ語初級SA4	0.5		
	ドイツ語初級SB3	0.5		
	ドイツ語初級SB4	0.5		
	ドイツ語中級C1	0.5		
	ドイツ語中級C2	0.5		
	フランス語初級A1	0.5		
	フランス語初級A2	0.5		
	フランス語初級B1	0.5		
	フランス語初級B2	0.5		
	フランス語初級A3	0.5		
	フランス語初級A4	0.5		
	フランス語初級B3	0.5		
	フランス語初級B4	0.5		
	フランス語初級SA3	0.5		
	フランス語初級SA4	0.5		
	フランス語初級SB3	0.5		
	フランス語初級SB4	0.5		
	フランス語中級C1	0.5		
	フランス語中級C2	0.5		
	中国語初級A1	0.5		
	中国語初級A2	0.5		
	中国語初級B1	0.5		
	中国語初級B2	0.5		
中国語初級A3	0.5			
中国語初級A4	0.5			
中国語初級B3	0.5			
中国語初級B4	0.5			
中国語初級SA3	0.5			
中国語初級SA4	0.5			
中国語初級SB3	0.5			
中国語初級SB4	0.5			
中国語中級C1	0.5			
中国語中級C2	0.5			

外国語科目	外国語第Ⅱ	ロシア語初級A1	0.5	
		ロシア語初級A2	0.5	
		ロシア語初級B1	0.5	
		ロシア語初級B2	0.5	
		ロシア語初級A3	0.5	
		ロシア語初級A4	0.5	
		ロシア語初級B3	0.5	
		ロシア語初級B4	0.5	
		ロシア語中級C1	0.5	
	ロシア語中級C2	0.5		
	外国語第Ⅲ	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	
		第三外国語(ドイツ語)T2	0.5	
		第三外国語(ドイツ語)T3	0.5	
		第三外国語(ドイツ語)T4	0.5	
		第三外国語(フランス語)T1	0.5	
		第三外国語(フランス語)T2	0.5	
		第三外国語(フランス語)T3	0.5	
		第三外国語(フランス語)T4	0.5	
	情報科目	情報基礎	1	
情報科学1		1		
情報科学2		1		
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義A	1		
	健康・スポーツ科学講義B	1		
	健康・スポーツ科学実習基礎	1		
	健康・スポーツ科学実習1	0.5		
	健康・スポーツ科学実習2	0.5		
共通専門基礎科目	心と行動	2		
	線形代数入門1	1		
	線形代数入門2	1		
	線形代数1	1		
	線形代数2	1		
	線形代数3	1		
	線形代数4	1		
	微分積分入門1	1		
	微分積分入門2	1		
	微分積分1	1		
	微分積分2	1		
	微分積分3	1		
	微分積分4	1		
	数理統計1	1		
	数理統計2	1		
	物理学入門	1		
	力学基礎1	1		
	力学基礎2	1		
	電磁気学基礎1	1		
	電磁気学基礎2	1		
	連続体力学基礎	1		
	熱力学基礎	1		
	量子力学基礎	1		
	相対論基礎	1		
	物理学実験基礎	1		



共通専門基礎科目	物理学実験	2	
	基礎無機化学1	1	
	基礎無機化学2	1	
	基礎物理化学1	1	
	基礎物理化学2	1	
	基礎有機化学1	1	
	基礎有機化学2	1	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学概論A1	1	
	生物学概論A2	1	
	生物学概論B1	1	
	生物学概論B2	1	
	生物学概論C1	1	
	生物学概論C2	1	
	生物学概論D1	1	
	生物学概論D2	1	
	生物学各論A1	1	
	生物学各論A2	1	
	生物学各論B1	1	
	生物学各論B2	1	
	生物学各論C1	1	
	生物学各論C2	1	
	生物学各論D1	1	
	生物学各論D2	1	
	生物学各論E1	1	
	生物学各論E2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
	基礎地学1	1	
	基礎地学2	1	
	資格免許のための科目	日本国憲法1	1
	日本国憲法2	1	
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

## 全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規

(平成29年1月26日 制定)

最近改正 令和4年11月24日

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第35条第1項及び第36条第2項に規定する大学以外の教育施設等における学修及び入学前の大学以外の教育施設等における学修について必要な事項を定める。

### (定義)

**第2条** この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ギャップターム 在学中に授業を履修せず、大学以外で学修する期間をいう。
- (2) 海外学修 ギャップタームにおいて、海外で、語学学校における研修、インターンシップ及びボランティア活動等の学修を行うことをいう。

### (単位授与を行う学修等)

**第3条** 規則第35条第1項及び第36条第2項により全学共通授業科目の履修とみなし、単位授与を行うことができる学修等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

### (申請手続等)

**第4条** 別表第1及び別表第2に定める学修について単位授与を受けようとする者は、全学共通授業科目の単位授与申請書により、大学が定める期日までに所属学部長に申請するものとする。

2 休学中の者は、別表第1に定める科目の申請はできない。

### (審査及び単位授与)

**第5条** 各学部長は、前条の規定による申請があった場合は、教授会の議を経て単位授与を行い、所定の期日までに神戸大学大学教育推進機構教養教育院長(以下「教養教育院長」という。)へ報告するものとする。

2 既に単位を修得済みの授業科目について、重複して単位授与を行うことはできない。

3 この内規により全学共通授業科目の単位授与を受けた際の英語外部試験の成績をもって他の全学共通授業科目及び専門科目の単位授与を受けることはできない。

4 別表第2に定める学修に関する単位授与は、1回に限るものとする。

### (申請者への通知)

**第6条** 単位授与の結果は、成績証明書への記載により申請者に通知するものとする。

### (雑則)

**第7条** この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、教養教育院長が定める。

途中の附則(略)

### 附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係) 単位授与の対象とする学修等

申請時期 ※1	対象とする英語外部試験の得点又は級 ※2	対象学部(学科)	授業科目名	単位数	単位授与の時期 ※1	評価	受験年月日 ※1
入学年度の6月中の内、指定する期日	TOEFL-ITP 560以上 TOEFL-iBT 83以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 800以上 IELTS 6.0以上 表用英語技能検定 1級	全学部	Academic English Literacy B1 Academic English Literacy B2 Academic English Communication B1 Academic English Communication B2	2	1年次前期	秀	入学前年度6月1日以降に受験したものの

※1 入学より休学し、在学期間のない学生が4月より復学する場合は、申請時期を「復学直後の6月中の内、指定する期日」、単位授与の時期を「復学年度の前期」、受験年月日を「復学前年度6月1日以降に受験したもの」とする。

※2 TOEFL-ITP及びTOEIC Listening & Reading Test-IPは、大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターが実施するものに限る。

別表第2(第3条関係) 単位授与の対象とする学修等

配当年次等	対象とする英語外部試験の得点	対象学部	授業科目名	単位数	単位授与の時期	評価	申請期限	受験年月日
1年次第1クォーター	TOEFL-ITP 480以上 TOEFL-iBT 55以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 650以上	全学部	Academic English Literacy A1 Academic English Communication A1	1	海外学修を行った年度の前期	合格	海外学修を行った年度の前期末	申請の1年前から、海外学修を行った年度の前期末までに受験したものの
1年次第2クォーター		全学部	Academic English Literacy A2 Academic English Communication A2	1		合格	海外学修を行った年度の第3クォーター末	申請の1年前から、海外学修を行った年度の第3クォーター末までに受験したものの
1年次第3クォーター	TOEFL-ITP 490以上 TOEFL-iBT 58以上 TOEIC Listening & Reading Test(-IP) 680以上	全学部	Academic English Literacy B1 Academic English Communication B1	1	海外学修を行った年度の後期	合格	海外学修を行った年度の後期末	申請の1年前から、海外学修を行った年度の後期末までに受験したものの
1年次第4クォーター		全学部	Academic English Literacy B2 Academic English Communication B2	1		合格	海外学修を行った年度の第1クォーター末	申請の1年前から、海外学修を行った年度の第1クォーター末までに受験したものの

※TOEFL-ITP及びTOEIC Listening & Reading Test-IPは、大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターが実施するものに限る。

## ギャップタームを活用する学生に対する全学共通授業科目(英語必修科目)の成績評価について

(平成30年1月25日 制定)  
最近改正 令和4年11月24日

クォーター制導入の目的のひとつであるギャップタームを活用し学外学修を行う学生を対象として、本制度を導入する。

ギャップタームの活用とは、休学せずに、当該クォーターの授業を原則として履修せず、学外学修を行うことをいう。

### 1. 対象となる学生

- ・ギャップタームを活用し、国外で英語を使う環境において学外学修を行う学生  
学外学修の例：語学学校での研修、インターンシップ、ボランティア等

### 2. 成績評価について

- ・学生からの実施報告書の受領後に英語外部試験の基準スコアにより、成績評価を行う。  
\*TOEFL-ITP, TOEFL-iBT, TOEIC Listening & Reading Test(-IP)

### 3. 単位授与される授業科目

- ・学外学修を行うクォーターに配当されている全学共通授業科目の英語必修科目(Academic English Literacy, Academic English Communication)の単位。
- ・ギャップタームを活用する学生が、当該クォーターに上記科目を再履修する必要がある場合も含む。

### 4. 英語外部試験の基準スコア

ギャップタームとするクォーター	スコア取得期限※	措 置
1年次第1クォーター	前期末	基準スコアに基づき、前期に修得した単位として単位授与
1年次第2クォーター	第3クォーター末	基準スコアに基づき、前期に修得した単位として単位授与
1年次第3クォーター	後期末	基準スコア(+30)に基づき、後期に修得した単位として単位授与
1年次第4クォーター	翌年度の第1クォーター末	基準スコア(+30)に基づき、後期に修得した単位として単位授与

※原則として、申請の1年前からスコア取得期限までに受験した英語外部試験のスコアを対象とする。

- ・基準スコア及び評価  
TOEIC-IP(他の英語外部試験は適宜換算値を適用する)  
650以上 合格

・英語外部試験のスコアを、全学共通授業科目の英語必修科目の単位授与に用いた場合、当該外部試験のスコアは、専門科目を含む他の科目の単位授与に使用することはできない。

### 5. 申請方法

対象となる学生は、所属学部長宛に原則として学外学修開始の2ヶ月前までに「ギャップタームにおける海外学修計画書」を提出する。所属学部長が「ギャップタームを活用した英語を使う環境での学外学修」と認める場合、教養教育院長宛に報告するものとする。

学外学修終了後、学生は所属学部長宛に「海外学修実施報告書兼全学共通授業科目の単位授与申請書」及び英語外部試験のスコアを提出し、所属学部長は教授会の議を経て単位授与を行い、教養教育院長へ報告する。

ただし、本制度を活用して申請できるのは1回のみとする。

### 6. 導入時期

平成30年度(平成29年度入学生も含む)

途中の附則(略)

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

## 「全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規」についての申合せ

(平成30年1月25日 制定)  
最近改正 令和4年1月27日

「全学共通授業科目に係る大学以外の教育施設等における学修等に関する内規(以下「内規」という。)」により単位を与える場合は、内規に定めるほか、次のとおりとする。

申請及び単位授与手続き

- (1) 学生は、原則として海外学修開始の2月前までに、「海外渡航届」を提出のうえ「ギャップタームにおける海外学修計画書」に海外学修予定がわかる書面を添えて、所属学部長に事前に報告するものとする。
- (2) 所属学部長は、学生が行う活動を海外学修と認める場合には、「ギャップタームにおける海外学修計画書」の写しを添えて、教養教育院長に報告するものとする。
- (3) 所属学部長からの報告を受け、教養教育院長は、当該クォーターに履修する科目の事前履修登録は行わないものとする。
- (4) 学生は海外学修終了後定められた期限までに、英語外部試験のスコアを添付して「海外学修実施報告書兼全学共通授業科目の単位授与申請書」を、所属学部長に提出するものとする。
- (5) 所属学部長は、教授会の議を経て単位授与を行い、教養教育院長に報告するものとする。

附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

## 英語選抜上級クラスの編成についての申合せ

(平成28年12月25日 全学教務委員会決定)  
(平成28年12月26日 国際教養教育委員会決定)  
最近改正 令和4年11月24日 教養教育委員会

英語学修に積極的関心を持ち、英語外部試験において成績上位の学生を対象に、1年次後期の必修科目の中に英語選抜上級クラス(Accelerated Course in English, ACE)を設ける。

1. 全学部を対象として実施し、対象科目は以下の表のとおりとする。

一般クラス科目名	英語選抜上級クラス科目名	備考
Academic English Literacy B1 Academic English Literacy B2	Academic English Literacy B1(選抜上級クラス) Academic English Literacy B2(選抜上級クラス)	
Academic English Communication B1 Academic English Communication B2	Academic English Communication B1(選抜上級クラス) Academic English Communication B2(選抜上級クラス)	

2. 英語選抜上級クラスの履修が認められた学生は、一般クラスの代わりに、一般クラスと同じ曜日・時限に開講する英語選抜上級クラスの科目を履修する。
3. 英語選抜上級クラスの各学部(学科)の定員は、以下のとおりとする。ただし、定員の最終順位の学生が同点により複数いる場合に限り、定員の10%(小数点未満切り上げ)を上限として定員を超過して選抜することができることとする。
- なお、総申請者が250名未満の場合、各学部(学科)の定員を超過して選抜することができることとする。

文学部	15名	国際人間科学部	55名
法学部	20名	経済学部	30名
経営学部	30名	理学部	15名
医学部医学科	15名	医学部保健学科	10名
工学部	40名	農学部	10名
海洋政策科学部	10名		
			計 250名

4. 英語選抜上級クラス履修者は、希望する学生から、別表第1に定める期間に受験した英語外部試験の基準スコアを有する者を対象に、大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターにおいて選抜し、教養教育院長に報告するものとする。
5. 英語選抜上級クラス科目の成績評価は、「神戸大学における成績評価方針」における、「秀」を履修者の概ね10%程度を上限とすることを全学的な目安とする方針は適用しない。
6. 英語選抜上級クラス履修者は、英語外部試験による単位授与を受けることができない。
7. この申合せに定めるもののほか、英語選抜上級クラスの実施に関し必要な事項は、教養教育委員会が定める。

途中の附則(略)

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係) 英語選抜上級クラスの基準スコア等

申請時期※1	対象とする英語外部試験の得点又は級の目安※2	対象学部(学科)	授業科目名	単位数	受験年月日 ※1
入学年度の7月中、指定期日	TOEFL-ITP 470 以上 TOEFL-iBT 52 以上 TOEIC Listening & Reading Test (-IP) 650 以上 IELTS 4.5 以上 実用英語技能検定 準1級 GTEC 1000 以上	全学部	Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス) Academic English Literacy B2 (選抜上級クラス) Academic English Communication B1 (選抜上級クラス) Academic English Communication B2 (選抜上級クラス)	2	入学前年度7月1日以降に受験したもの

※1 入学月より休学し、在学期間のない学生が4月より復学する場合は、申請時期を「復学直後の7月中の内、指定する期日」、単位授与の時期を「復学年度の前期」、受験年月日を「復学前年度7月1日以降に受験したもの」とする。

※2 TOEFL-ITP 及び TOEIC Listening & Reading Test-IP は、大学教育推進機構国際コミュニケーションセンターが実施するものに限る。

## 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和5年11月30日

**第1条** 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第3項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。

**第2条** 再試験制度とは、共通専門基礎科目の定期試験(医学部及び海洋政策科学部の学生にあつては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

**第3条** 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験した科目の成績が、50点(5割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- (3) 再試験実施時に休学していないこと。

**第4条** 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、原則として45分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

**第5条** 再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

途中の附則(略)

### 附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

注：理学部では、この制度により再受験できる科目はありません。



## 教養教育院開講科目の追試験に関する内規

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和4年1月27日

**第1条** 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第4項及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程(平成28年3月22日制定)第5条の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

**第2条** 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等の親族 3日以内

**第3条** 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。

**第4条** 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後1週間以内とする。

**第5条** 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。

**第6条** 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

**第7条** 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

### 附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

## 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成26年1月23日 制定)  
最近改正 令和4年1月27日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、その手続きについて定める。

### (申し立ての理由)

学生は受講した教養教育院開講目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

### (申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、学務課共通教育グループに提出することとする。

### (申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに学務課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、教養教育院長に報告することとする。

### 附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。

## 2. 学 部 規 則 等

# 神戸大学理学部規則

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和6年3月25日

## (趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

## (本学部における教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然の理解を深め、社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的とする。

## (学科及び学科目)

第2条 本学部に置く学科及び学科目は、次の表のとおりとする。

学 科	学 科 目
数学科	解析数理
	構造数理
	応用数理
物理学科	理論物理学
	粒子物理学
	物性物理学
化学科	物理化学
	無機化学
	有機化学
生物学科	生体分子機構
	生命情報伝達
	生物多様性
惑星学科	基礎惑星学
	新領域惑星学

## (各学科における教育研究上の目的)

第2条の2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

### (1) 数学科

広い知識を授けるとともに、解析数理、構造数理、応用数理の教育研究を行い、教養並びに数学及びその応用に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

### (2) 物理学科

広い知識を授けるとともに、物質の構造及び機能を根本原理から理解するための教育研究を行い、教養及び物理学に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

### (3) 化学科

広い知識を授けるとともに、新しい概念及び学際領域の創出を意図した化学の教育研究を行い、教養及び幅広い化学の専門的な知識を身に付け、未開拓の分野への意欲的取り組み並びに問題認識及び解決能力を身に付けた創造力のある人材を養成することを目的とする。

### (4) 生物学科

広い知識を授けるとともに、分子・細胞レベルから種及び生態系レベルまでの基礎生物学的教育研究を行い、教養及び生物学に関する専門的な知識並びに科学的な考え方を身に付けた人材を養成することを目的とする。

### (5) 惑星学科

広い知識を授けるとともに、地球及び太陽系・宇宙についての教育研究を行い、教養及び惑星学に

関する専門的知識並びに自然の中から自ら問題を発見し解決する能力を身に付けた人材を養成することを目的とする。

#### (授業科目及び単位数)

**第3条** 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。
- 3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。
- 5 教学規則第27条第2項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

#### (単位の基準)

**第4条** 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習、実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 数学講究については、論文等をもって8単位とする。
- (4) 特別研究については、論文等をもって8単位、12単位又は14単位とする。

#### (履修要件)

**第5条** 学生は、別表第2に定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第3条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 3 外国人留学生在が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところにより、これらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (履修科目の登録の上限)

**第6条** 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、50単位とする。ただし、一学期間に登録できる履修科目は、原則として28単位までとする。

- 2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 3 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

#### (授業科目の履修)

**第7条** 学生は、每学期指定の期日までに、履修しようとする授業科目を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に届け出なければならない。

- 2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところにより、これらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

**第8条** 学生は、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として、本学部において修得したものとみなし、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

**第8条の2** 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

**第9条** 教学規則第35条第1項に規定する単位の認定は教授会の議を経て行う。

- 2 前項の規定により認定された単位数は、第8条第3項並びに前条第1項及び第2項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

**第10条** 教学規則第36条第1項及び第2項に規定する既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。

- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第8条第3項、第8条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (編入学者及び再入学者の修業年数等)

**第11条** 教学規則第37条の規定に基づく編入学者及び再入学者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位等については別に定める。

#### (試験)

**第12条** 試験は、科目試験及び論文試験とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、レポート試験等の成績をもって、科目試験に代えることがある。

#### (科目試験)

**第13条** 科目試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

- 2 事故等のため科目試験を受けることができなかつた者に対しては、教授会の議を経て、別途に試験を行うことがある。

#### (論文試験)

**第14条** 論文試験は、数学講究又は特別研究の結果の審査及び口頭試問とする。

- 2 論文試験を受ける者は、原則として各学科所定の講義、演習、実験・実習の単位を修得していなければならない。

#### (成績評価基準)

**第15条** 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

#### (卒業)

**第16条** 教学規則第22条第1項に規定する期間在学し、第5条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

- 2 教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

#### (転学部)

**第17条** 他学部の学生で、所属学部長の承認を得て本学部転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

- 2 前項の転学部は、学年の初めに行うものとする。

#### (転学科)

**第18条** 転学科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の転学科は、学年の初めに行うものとする。

(特別聴講学生)

**第19条** 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生)

**第20条** 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

**第21条** 聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

**第22条** 研究生に関する事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

**第23条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規制(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(学芸員の資格の取得)

**第23条の2** 学芸員の資格を取得しようとする惑星学科の学生は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に基づく科目の履修については、別に定める。

(ESDコース)

**第24条** 環境、開発、平和、人権等の様々な社会問題を解決する力を身につけ、持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため、本学部にESDコースを置く。

2 ESDコースに関し必要な事項は、別に定める。

(数理・データサイエンス・AI教育プログラム)

**第24条の2** 数理的思考、データ分析・活用力及びAI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため、本学部に数理・データサイエンス・AI教育プログラムを置く。

2 数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

**第25条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

途中の附則(略)

## 附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表 第1 授業科目及び単位数(第3条関係)

イ 本学部共通

授業科目の区分等		授業科目	単位	備考	
基礎 教 養 科 目	人文系	哲学	1		
		心理学	心理学A	1	
			心理学B	1	
		論理学	論理学	1	
		教育学	教育学A	1	
	教育学B		1		
	倫理学	倫理学	1		
	社会科学系	法学	法学A	1	
			法学B	1	
		政治学	政治学A	1	
			政治学B	1	
		経済学	経済学A	1	
			経済学B	1	
		経営学	経営学	1	
		社会学	社会学	1	
	教育社会学	教育社会学	1		
	地理学	地理学	1		
	生命科学系	医学	医学A	1	生物学科除外
			医学B	1	
		保健学	保健学A	1	生物学科除外
			保健学B	1	
			健康科学A	1	
			健康科学B	1	
		生物学	生物学A	1	化学科, 生物学科, 惑星学科除外
			生物学B	1	
			生物学C	1	
		自然科学系	数学	数学A	1
数学B	1				
数学C	1				
数学D	1				
統計学A	1				
統計学B	1				
惑星学	惑星学A		1	数学科, 物理学科, 化学科, 惑星学科除外	
	惑星学B		1		
情報科学	情報学A	1	物理学科, 化学科, 惑星学科除外		
	情報学B	1			
	データサイエンス基礎学	1			
総合 教 養 科 目	教育と人間形成	教育と人間形成	1		
	文学	文学A	1		
		文学B	1		
	言語科学	言語科学A	1		
		言語科学B	1		
	芸術と文化	芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
	日本史	日本史A	1		
		日本史B	1		
	東洋史	東洋史A	1		
		東洋史B	1		
アジア史	アジア史A	1			
	アジア史B	1			



総合 教養 科目	(1) 多文化理解	西洋史	西洋史A	1	
			西洋史B	1	
		考古学	考古学A	1	
			考古学B	1	
		芸術史	芸術史A	1	
			芸術史B	1	
		美術史	美術史A	1	
			美術史B	1	
		科学史	科学史A	1	
			科学史B	1	
		社会思想史	社会思想史	1	
		文化人類学	文化人類学	1	
		現代社会論	現代社会論A	1	
			現代社会論B	1	
	越境する文化	越境する文化	1		
	生活環境と技術	生活環境と技術	1		
	カタチの文化学	カタチの文化学	1	化学科除外	
	(2) 自然界の成り立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
		現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	物理学科, 化学科除外
		身近な物理法則	身近な物理法則	1	物理学科, 化学科除外
		カタチの自然学	カタチの自然学A	1	化学科除外
			カタチの自然学B	1	
		ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	化学科除外
			ものづくりと科学技術B	1	
		生命科学	生命科学A	1	化学科除外
			生命科学B	1	
		生物資源と農業	生物資源と農業A	1	化学科除外
			生物資源と農業B	1	
			生物資源と農業C	1	
	生物資源と農業D		1		
	(3) グローバリゼーション	環境学入門	環境学入門A	1	
			環境学入門B	1	
		社会と人権	社会と人権A	1	
			社会と人権B	1	
		男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	
			男女共同参画とジェンダーB	1	
グローバルリーダーシップ育成基礎演習		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2		
国際協力の現状と課題		国際協力の現状と課題A	1		
		国際協力の現状と課題B	1		
政治と社会		政治と社会	1		
社会生活と法		社会生活と法	1		
国家と法		国家と法	1		
現代の経済		現代の経済A	1		
		現代の経済B	1		
経済社会の発展		経済社会の発展	1		
地球史における生物の変遷		地球史における生物の変遷	1	化学科, 生物学科除外	
生物の環境適応		生物の環境適応	1	化学科, 生物学科除外	
人間活動と地球生態系		人間活動と地球生態系	1	化学科, 生物学科除外	
食と健康	食と健康A	1	化学科除外		
	食と健康B	1			
資源・材料とエネルギー	資源・材料とエネルギーA	1	化学科除外		
	資源・材料とエネルギーB	1			

総合 教養 科目	(4) ESD	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)	1	
		ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1	
			ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1	
		ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	
			ESD生涯学習論B	1	
	ESDボランティア論	ESDボランティア論	1		
	(5) キャリア 科目	企業社会論	企業社会論A	1	
			企業社会論B	1	
		職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
			職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
		社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	
		ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	
	ボランティアと社会貢献活動B		1		
	グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は2		
	(6) 神戸学	神戸大学史	神戸大学史A	1	
			神戸大学史B	1	
		阪神・淡路大震災	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
		地域連携	ひょうご神戸学	1	
			地域社会形成基礎論	1	
			日本酒学入門	1	
		海への誘い	海への誘い	2	
	瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2		
	サイ エン ス	データサイエンス概論	データサイエンス概論A	1	
データサイエンス概論B			1		
データサイエンス基礎演習		データサイエンス基礎演習	1		
外国 語 科 目	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5		
		Academic English Communication A2	0.5		
		Academic English Communication B1	0.5		
		Academic English Communication B2	0.5		
		Academic English Communication B1 (選抜上級クラス)	0.5		
		Academic English Communication B2 (選抜上級クラス)	0.5		
		Academic English Literacy A1	0.5		
		Academic English Literacy A2	0.5		
		Academic English Literacy B1	0.5		
		Academic English Literacy B2	0.5		
		Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス)	0.5		
		Academic English Literacy B2 (選抜上級クラス)	0.5		
	外国語第II	ドイツ語初級A1	0.5		
		ドイツ語初級A2	0.5		
		ドイツ語初級B1	0.5		
		ドイツ語初級B2	0.5		
		ドイツ語初級A3	0.5		
		ドイツ語初級A4	0.5		
		ドイツ語初級B3	0.5		
		ドイツ語初級B4	0.5		
ドイツ語初級SA3		0.5			
ドイツ語初級SA4		0.5			
ドイツ語初級SB3		0.5			
ドイツ語初級SB4		0.5			
ドイツ語中級C1	0.5				
ドイツ語中級C2	0.5				

外国語科目	外国語第Ⅱ	フランス語初級A1	0.5		
		フランス語初級A2	0.5		
		フランス語初級B1	0.5		
		フランス語初級B2	0.5		
		フランス語初級A3	0.5		
		フランス語初級A4	0.5		
		フランス語初級B3	0.5		
		フランス語初級B4	0.5		
		フランス語初級SA3	0.5		
		フランス語初級SA4	0.5		
		フランス語初級SB3	0.5		
		フランス語初級SB4	0.5		
		フランス語中級C1	0.5		
		フランス語中級C2	0.5		
		中国語初級A1	0.5		
		中国語初級A2	0.5		
		中国語初級B1	0.5		
		中国語初級B2	0.5		
		中国語初級A3	0.5		
		中国語初級A4	0.5		
		中国語初級B3	0.5		
		中国語初級B4	0.5		
		中国語初級SA3	0.5		
		中国語初級SA4	0.5		
		中国語初級SB3	0.5		
		中国語初級SB4	0.5		
		中国語中級C1	0.5		
		中国語中級C2	0.5		
		ロシア語初級A1	0.5		
		ロシア語初級A2	0.5		
		ロシア語初級B1	0.5		
		ロシア語初級B2	0.5		
		ロシア語初級A3	0.5		
		ロシア語初級A4	0.5		
		ロシア語初級B3	0.5		
		ロシア語初級B4	0.5		
		ロシア語中級C1	0.5		
		ロシア語中級C2	0.5		
		情報科目	情報基礎	1	
			情報科学1	1	
			情報科学2	1	
		健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義A	1	
			健康・スポーツ科学講義B	1	
			健康・スポーツ科学実習基礎	1	
			健康・スポーツ科学実習1	0.5	
			健康・スポーツ科学実習2	0.5	
高度教養科目	神戸大学理学部高度教養科目に関する内規で定める。				
専門科目	特別講義		その都度定める。		

資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
	日本国憲法2	1	
	数学科教育論A	2	
	数学科教育論B	2	
	数学科教育論C	2	
	数学科教育論D	2	
	理科教育論A	2	
	理科教育論B	2	
	理科教育論C	2	
	理科教育論D	2	
	物理学実験	2	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
	教職実践演習(中・高)	2	
	中等教育事前・事後指導	1	
	中学校教育実地研究A	2	
	中学校教育実地研究B	2	
	高等学校教育実地研究	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館実習	3	
	その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ	
総合科目Ⅱ			

□ 数学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を示す。)

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位	
共通専門基礎科目	◎	微分積分 1	1	専門科目	○	線形代数 5	2	
	◎	微分積分 2	1		○	解析学 3・同演習	4	
	◎	微分積分 3	1		○	解析学 4・同演習	4	
	◎	微分積分 4	1		○	解析学 5・同演習	4	
	◎	線形代数 1	1		○	解析学 6	2	
	◎	線形代数 2	1		○	解析学 7・同演習	4	
	◎	線形代数 3	1		○	解析学 8	2	
	◎	線形代数 4	1		○	解析学特論 1	2	
	○	数理統計 1	1		○	解析学特論 2	2	
	○	数理統計 2	1		○	代数学 1・同演習	4	
	○	力学基礎 1	1		○	代数学 2	2	
	○	力学基礎 2	1		○	代数学 3・同演習	4	
	○	連続体力学基礎	1		○	代数学 4	2	
	○	熱力学基礎	1		○	代数学 5	2	
	○	電磁気学基礎 1	1		○	幾何学 1・同演習	4	
	○	電磁気学基礎 2	1		○	幾何学 2・同演習	4	
	○	量子力学基礎	1		○	幾何学 3	2	
	○	相対論基礎	1		○	幾何学 4	2	
	○	基礎無機化学 1	1		○	幾何学 5	2	
	○	基礎無機化学 2	1		○	確率論入門	2	
	○	生物学概論 C 1	1		○	確率論	2	
	○	生物学概論 C 2	1		○	計算数学 1・同演習	4	
	専門科目	○	基礎地学 1		1	○	計算数学 2	2
		○	基礎地学 2		1	○	統計学	2
◎		初年次セミナー	1	○	表現論	2		
◎		解析学 1	2	○	特別講義	その都度定める		
◎		解析学 2	2	◎	数学講究	8		
○		数学入門	1	経済・数理プログラム教育コースの科目	数学要論 2	2		
○		数学演義	2		解析学 5	2		
○		数学要論 1	2					
○		数学要論 2・同演習	4					

備考 特別講義については, テーマが異なる場合には, それぞれ 2 科目以上履修することができる。

ハ 物理学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を, △印は選択必修科目Ⅱ類を, ◇印は特別研究A (実験系) 又は特別研究B (理論系) のうち, いずれかが必修科目であることを示す。)

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位
共通専門基礎科目	◎	微分積分 1	1	専門科目	●	古典電磁気学	2
	◎	微分積分 2	1		●	電磁気学 1	4
	◎	微分積分 3	1		●	電磁気学 2	4
	◎	微分積分 4	1		●	熱統計物理学	2
	◎	線形代数 1	1		△	惑星流体力学	2
	◎	線形代数 2	1		●	統計物理学 1	4
	◎	線形代数 3	1		●	統計物理学 2	4
	◎	線形代数 4	1		●	物理数学 1	4
	○	基礎無機化学 1	1		●	物理数学 2	4
	○	基礎無機化学 2	1		●	量子力学 1	4
	○	基礎有機化学 1	1		●	量子力学 2	4
	○	基礎有機化学 2	1		△	物理学情報処理	4
	○	基礎物理化学 1	1		△	特殊相対性理論	2
	○	基礎物理化学 2	1		△	宇宙物理学	2
	◎	物理学実験	2		△	一般相対性理論	2
	○	生物学概論 C 1	1		△	物性物理学Ⅰ	2
	○	生物学概論 C 2	1		△	物性物理学Ⅱ	2
	○	基礎地学 1	1		△	素粒子物理学	2
	○	基礎地学 2	1		●	物理実験学	2
	専門科目	◎	初年次セミナー		1	◎	物理学実験 1
●		古典力学	2	●	物理学実験 2	3	
●		剛体の力学	2	●	物理学実験 3	3	
●		解析力学	2	△	先端物理学	その都度定める	
●		惑星学基礎Ⅰ	2	△	特別講義	その都度定める	
●		惑星学基礎Ⅱ	2	◇	特別研究 A (実験系)	12	
◎		現代物理学	2	◇	特別研究 B (理論系)	8	

備考 1 特別講義については, テーマが異なる場合には, 2 科目以上履修することができる。  
 2 先端物理学については, 2 単位を上限とする。

二 化学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を示す。)

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位
共通専門基礎科目	○	微分積分 1	1	専門科目	○	量子化学Ⅳ	2
	○	微分積分 2	1		○	量子化学Ⅴ-1	1
	○	微分積分 3	1		○	量子化学Ⅴ-2	1
	○	微分積分 4	1		◎	化学反応論 1	1
	○	線形代数 1	1		○	化学反応論 2	1
	○	線形代数 2	1		○	無機化学基礎 1	1
	○	線形代数 3	1		○	無機化学基礎 2	1
	○	線形代数 4	1		◎	無機化学Ⅰ-1	1
	○	力学基礎 1	1		◎	無機化学Ⅰ-2	1
	○	力学基礎 2	1		◎	無機化学Ⅱ-1	1
	○	電磁気学基礎 1	1		◎	無機化学Ⅱ-2	1
	○	電磁気学基礎 2	1		◎	無機化学Ⅲ-1	1
	○	連続体力学基礎	1		○	無機化学Ⅲ-2	1
	○	熱力学基礎	1		○	無機化学Ⅳ-1	1
	○	量子力学基礎	1		○	無機化学Ⅳ-2	1
	○	相対論基礎	1		◎	分析化学Ⅰ-1	1
	○	生物学概論 C 1	1		○	分析化学Ⅰ-2	1
	○	生物学概論 C 2	1		○	分析化学Ⅱ	2
	○	基礎地学 1	1		○	固体化学	2
	○	基礎地学 2	1		○	有機化学基礎 1	1
	○	物理学実験基礎	1		○	有機化学基礎 2	1
	○	物理学実験	2		◎	有機化学Ⅰ-1	1
	◎	化学実験 1	1		◎	有機化学Ⅰ-2	1
	◎	化学実験 2	1		◎	有機化学Ⅱ-1	1
	○	生物学実験 1	1		◎	有機化学Ⅱ-2	1
	○	生物学実験 2	1		◎	有機化学Ⅲ-1	1
	◎	初年次セミナー	1		◎	有機化学Ⅲ-2	1
	○	物理化学基礎	1		◎	有機化学Ⅳ	2
◎	化学熱力学Ⅰ-1	1	○	有機化学Ⅴ	2		
◎	化学熱力学Ⅰ-2	1	◎	生物化学Ⅰ-1	1		
◎	化学熱力学Ⅱ-1	1	◎	生物化学Ⅰ-2	1		
○	化学熱力学Ⅱ-2	1	○	生物化学Ⅱ	2		
◎	化学熱力学Ⅲ	2	○	生物化学Ⅲ	2		
○	化学熱力学Ⅳ	2	◎	化学実験Ⅰ	8		
◎	量子化学Ⅰ-1	1	◎	化学実験Ⅱ	6		
◎	量子化学Ⅰ-2	1	◎	計算機化学実験	1		
◎	量子化学Ⅱ-1	1	○	特別講義	その都度定める		
◎	量子化学Ⅱ-2	1	◎	特別研究	14		
◎	量子化学Ⅲ	2					

- 備考 1 特別講義については、テーマが異なる場合には、2科目以上履修することができる。  
 2 上記別表の共通専門基礎科目のうち、次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。  
 「物理学実験基礎」と「物理学実験」

ホ 生物学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を, △印は選択必修科目Ⅱ類を, ☆印は選択必修科目Ⅲ類を, ★印は他学科提供の理学部専門科目を示す。)

授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修の別	授業科目	単位
共通専門基礎科目	○	線形代数入門1	1	専門科目	◎	進化系統学基礎1	1
	○	線形代数入門2	1		◎	進化系統学基礎2	1
	○	線形代数1	1		◎	生態学基礎1	1
	○	線形代数2	1		◎	生態学基礎2	1
	○	微分積分入門1	1		☆	海洋生物学	2
	○	微分積分入門2	1		☆	形態形成論	2
	○	微分積分1	1		☆	分子進化系統学	2
	○	微分積分2	1		☆	分子生物学	2
	○	物理学入門	1		☆	進化生態学	2
	○	力学基礎1	1		☆	分子遺伝学	2
	○	力学基礎2	1		☆	植物分子発生学	2
	○	電磁気学基礎1	1		☆	遺伝情報機能論	2
	○	電磁気学基礎2	1		☆	神経生理学1	1
	○	連続体力学基礎	1		☆	神経生理学2	1
	○	熱力学基礎	1		☆	神経行動学	2
	○	基礎無機化学1	1		☆	植物ゲノム学	2
	○	基礎無機化学2	1		☆	分子細胞情報学	2
	○	基礎有機化学1	1		☆	植物環境適応論	2
	○	基礎有機化学2	1		☆	分子シグナル伝達学	2
	○	基礎地学1	1		☆	生態科学	2
	○	基礎地学2	1		☆	ゲノム動態学	1
	○	基礎物理化学1	1		☆	共生細胞生物学	1
	○	基礎物理化学2	1		☆	行動生理学	2
	○	物理学実験基礎	1		☆	生態環境論	2
	○	物理学実験	2		◎	生物学演習Ⅰ	2
	○	化学実験1	1		◎	生物学演習Ⅱ	2
	○	化学実験2	1		◎	生物学実験ⅠA	2
	★	地学実験A	1		◎	生物学実験ⅠB	2
★	地学実験B	1	◎	生物学実験ⅡA	2		
★	現代物理学	2	◎	生物学実験ⅡB	2		
◎	初年次セミナー	1	◎	生物学実験ⅡC	2		
◎	細胞生物学基礎1	1	◎	生物学実験ⅢA	2		
◎	細胞生物学基礎2	1	◎	生物学実験ⅢB	2		
◎	生化学基礎1	1	◎	生物学実験ⅢC	2		
◎	生化学基礎2	1	◎	野外実習Ⅰ	1		
◎	分子生物学基礎1	1	☆	野外実習Ⅱ	1		
◎	分子生物学基礎2	1	△	臨海実習Ⅰ	1		
◎	発生遺伝学基礎1	1	△	臨海実習Ⅱ	1		
◎	発生遺伝学基礎2	1	☆	公開臨海実習	1		
◎	動物生理学基礎1	1	●	特別研究A	8		
◎	動物生理学基礎2	1	●	特別研究B	8		
◎	植物生理学基礎1	1	☆	特別講義	その都度定める		
◎	植物生理学基礎2	1					

- 備考1 特別講義については、テーマが異なる場合には、2科目以上履修することができる。  
 2 公開臨海実習については、テーマが異なる2科目まで履修することができる。  
 3 上記別表の共通専門基礎科目のうち、次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。  
 「線形代数入門1」と「線形代数1」, 「線形代数入門2」と「線形代数2」,  
 「微分積分入門1」と「微分積分1」, 「微分積分入門2」と「微分積分2」,  
 「物理学実験基礎」と「物理学実験」



へ 惑星学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を, △印は選択必修科目Ⅱ類を, ▲印は選択科目を示す。)

授業科目の区分	必修・選択必修・選択の別	授業科目	単位	授業科目の区分	必修・選択必修・選択の別	授業科目	単位
共通 専門 基礎 科目	○	微分積分 1	1	専 門 科 目	●	惑星学基礎Ⅲ演習	1
	○	微分積分 2	1		●	惑星学基礎Ⅳ	2
	○	微分積分 3	1		●	惑星学基礎Ⅳ演習	1
	○	微分積分 4	1		●	惑星学基礎Ⅴ	2
	○	線形代数 1	1		●	惑星学基礎Ⅴ演習	1
	○	線形代数 2	1		●	惑星物理学基礎Ⅰ	2
	○	線形代数 3	1		●	惑星物理学基礎Ⅱ	2
	○	線形代数 4	1		●	惑星物理学基礎Ⅲ	2
	▲	物理学入門	1		●	地球物質科学	2
	○	連続体力学基礎	1		●	固体地球科学	2
	○	熱力学基礎	1		●	地球惑星進化学	2
	○	量子力学基礎	1		●	惑星学実験実習の基礎Ⅰ	1
	○	相対論基礎	1		◎	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2
	○	基礎物理化学 1	1		●	惑星学実習 A	2
	○	基礎物理化学 2	1		●	惑星学実習 B	2
	○	基礎無機化学 1	1		●	惑星学実習 C	2
	○	基礎無機化学 2	1		●	惑星学実習 D	2
	○	基礎有機化学 1	1		●	気象海洋学	2
	○	基礎有機化学 2	1		●	固体惑星探査学	2
	○	物理学実験基礎	1		△	惑星学実習 E1	1
	○	物理学実験	2		△	惑星学実習 E2	1
	○	化学実験 1	1		△	地質学Ⅰ	2
	○	化学実験 2	1		△	地質学Ⅱ	2
	専 門 科 目	○	生物学概論 C 1		1	△	固体地球物理学Ⅰ
○		生物学概論 C 2	1	△	固体地球物理学Ⅱ	2	
◎		初年次セミナー	1	△	惑星流体力学	2	
◎		惑星学概論Ⅰ	2	△	惑星物質科学	2	
◎		惑星学概論Ⅱ	2	△	大気科学	2	
●		古典力学	2	△	惑星物理学	2	
●		古典電磁気学	2	△	宇宙惑星科学	2	
●		惑星学基礎Ⅰ	2	△	惑星統計力学	2	
●		惑星学基礎Ⅰ演習	1	△	野外調査実習	その都度定める	
●		惑星学基礎Ⅱ	2	△	海上観測実習	その都度定める	
●		惑星学基礎Ⅱ演習	1	◎	特別研究	12	
●		惑星学基礎Ⅲ	2	△	特別講義	その都度定める	

- 備考 1 特別講義については、テーマが異なる場合には、2科目以上履修することができる。  
 2 上記別表の共通専門基礎科目のうち、次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。  
 「物理学実験基礎」と「物理学実験」  
 3 物理学入門は履修要件で定める卒業必要単位とすることはできない。



ロ 物理学科

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数	備考
基礎教養科目		別表第1イに掲げる授業科目のうち物理学科除外科目を除く授業科目	6	
総合教養科目		別表第1イに掲げる授業科目のうち物理学科除外科目を除く授業科目	6	
外国語科目	外国語第Ⅰ	Academic English Communication A1, Academic English Communication A2, Academic English Communication B1, Academic English Communication B2, Academic English Literacy A1, Academic English Literacy A2, Academic English Literacy B1, Academic English Literacy B2,	4	Academic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Communication B1, B2, に代えることができる。Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Literacy B1, B2, に代えることができる。
	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1	0.5	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。
		ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4	0.5	
		ドイツ語中級C1, フランス語中級C1, 中国語中級C1, ロシア語中級C1	0~1	
	ドイツ語中級C2, フランス語中級C2, 中国語中級C2, ロシア語中級C2			
情報科目	情報基礎	1		
	情報科学1	0~2		
	情報科学2			
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎	1		
	健康・スポーツ科学実習1	0~1		
	健康・スポーツ科学実習2			
	健康・スポーツ科学講義A 健康・スポーツ科学講義B	0又は1		
高度教養科目	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー(理学部)」	2		
	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー(理学部)」を除く。), 他学部及び教養教育院が開講する高度教養科目	2		
共通専門基礎科目	必修科目	別表第1のハに掲げる授業科目	10	特別研究A(実験系)及び特別研究B(理論系)から, いずれかを選択。 早期卒業する者については, 特別研究A(実験系)12単位又は特別研究B(理論系)8単位を別表第1のハに掲げる授業科目の選択必修科目Ⅰ類及びⅡ類(12又は8単位)により修得したものとみなすことができる。
	選択必修科目		2~4	
	特別研究を除く必修科目		6	
	特別研究		8又は12	
	選択必修科目Ⅰ類		43~54	
	選択必修科目Ⅱ類		4~22	
	本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。), 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。), 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。), 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。), 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。), 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)		0~9	
合計	124			

ハ 化 学 科

授業科目の区分等		授 業 科 目 等	必要修得 単位数	備 考
基礎教養科目		別表第1イに掲げる授業科目のうち化学科除外科目を除く授業科目	6	
総合教養科目		別表第1イに掲げる授業科目のうち化学科除外科目を除く授業科目	6	
外国語科目	外国語第Ⅰ	Academic English Communication A1, Academic English Communication A2, Academic English Communication B1, Academic English Communication B2, Academic English Literacy A1, Academic English Literacy A2, Academic English Literacy B1, Academic English Literacy B2,	4	Academic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Communication B1, B2, に代えることができる。Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Literacy B1, B2, に代えることができる。
	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1	0.5	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。 SA3,SA4,SB3,SB4を修得した場合は, それぞれ A3,A4,B3,B4に代えることができる。
		ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4	0.5	
		ドイツ語中級C1, フランス語中級C1, 中国語中級C1, ロシア語中級C1	0~1	
		ドイツ語中級C2, フランス語中級C2, 中国語中級C2, ロシア語中級C2		
情報科目	情報基礎	1		
	情報科学1	0~2		
	情報科学2			
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎	1		
	健康・スポーツ科学実習1	0~1		
	健康・スポーツ科学実習2			
	健康・スポーツ科学講義A	0又は1		
	健康・スポーツ科学講義B			
高度教養科目	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」	2		
	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。), 他学部及び教養教育院が開講する高度教養科目	2		
共通専門基礎科目	必修科目	別表第1のニに掲げる授業科目	2	早期卒業する者については, 特別研究14単位を別表第1のニに掲げる授業科目(共通専門基礎科目を除く。)選択必修科目(14単位)により修得したものとみなすことができる。
	選択必修科目		14~16	
専門科目	必修科目	58		
	選択必修科目	8~24		
	本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び自然科学系で化学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目	0~7		
	合 計	124		

二 生物学科

授業科目の区分等		授 業 科 目 等	必要修得 単位数	備 考
基礎教養科目		別表第1イに掲げる授業科目のうち区分「医学」、「保健学」及び「生物学」を除く授業科目	6	
総合教養科目		別表第1イに掲げる授業科目のうち生物学科除外科目を除く授業科目	6	
外国語科目	外国語第 I	Academic English Communication A1, Academic English Communication A2,  Academic English Communication B1, Academic English Communication B2,  Academic English Literacy A1, Academic English Literacy A2,  Academic English Literacy B1, Academic English Literacy B2,	4	Academic English Communication B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Communication B1, B2, に代えることができる。Academic English Literacy B1(選抜上級クラス), B2(選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Literacy B1, B2, に代えることができる。
	外国語第 II	ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1	0.5	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。  SA3,SA4,SB3,SB4を修得した場合は, それぞれ A3,A4,B3,B4に代えることができる。
		ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4	0.5	
		ドイツ語中級C1, フランス語中級C1, 中国語中級C1, ロシア語中級C1	0~1	
ドイツ語中級C2, フランス語中級C2, 中国語中級C2, ロシア語中級C2				
情報科目	情報基礎	1		
	情報科学1	0~2		
	情報科学2			
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎	1		
	健康・スポーツ科学実習1	0~1		
	健康・スポーツ科学実習2			
	健康・スポーツ科学講義A	0又は1		
	健康・スポーツ科学講義B			
高度教養科目	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー-理学部」	2		
	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー-理学部」を除く。), 他学部及び教養教育院が開講する高度教養科目	2		
専 門 科 目	共通専門基礎科目	選択必修科目	12~16	早期卒業する者については, 選択必修科目 I 類 8単位を別表第1のホに掲げる授業科目(共通専門基礎科目を除く。)の選択必修科目 II 類及び III類(8単位)により修得したものとみなすことができる。
		必修科目	38	
		選択必修科目 I 類	16又は8	
		選択必修科目 II 類	1~2	
		選択必修科目 III類	22~29	
		本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び生物学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目	0~10	
合 計			124	

ホ 惑星学科

授業科目の区分等		授 業 科 目 等	必要修得 単位数	備 考
基礎教養科目		別表第1-Iに掲げる授業科目のうち惑星学科除外科目を除く授業科目	6	
総合教養科目		別表第1-Iに掲げる授業科目	6	
外国語科目	外国語第 I	Academic English Communication A1, Academic English Communication A2,  Academic English Communication B1, Academic English Communication B2,  Academic English Literacy A1, Academic English Literacy A2,  Academic English Literacy B1, Academic English Literacy B2,	4	Academic English Communication B1 (選抜上級クラス), B2 (選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Communication B1, B2, に代えることができる。Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス), B2 (選抜上級クラス), を修得した場合は, それぞれ Academic English Literacy B1, B2, に代えることができる。
	外国語第 II	ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1	0.5	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つ選択すること。  SA3, SA4, SB3, SB4を修得した場合は, それぞれ A3, A4, B3, B4に代えることができる。
		ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4	0.5	
		ドイツ語中級C1, フランス語中級C1, 中国語中級C1, ロシア語中級C1	0~1	
ドイツ語中級C2, フランス語中級C2, 中国語中級C2, ロシア語中級C2	0~1			
情報科目	情報基礎		1	
	情報科学1		0~2	
	情報科学2			
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎		1	
	健康・スポーツ科学実習1		0~1	
	健康・スポーツ科学実習2			
	健康・スポーツ科学講義A		0又は1	
	健康・スポーツ科学講義B			
高度教養科目	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー(理学部)」		2	
	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー(理学部)」を除く。), 他学部及び教養教育院が開講する高度教養科目		2	
専 門 科 目	共通専門基礎科目	選択必修科目	16~20	選択必修科目 I 類には, 惑星学実習A~Dのうち6単位以上を含むこと。 早期卒業する者については, 特別研究12単位を別表第1のへに掲げる授業科目の選択必修科目I類及びII類(12単位)により修得したものとみなすことができる。
		必修科目	19	
		選択必修科目 I 類	28~44	
		選択必修科目 II 類	8~26	
		本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び惑星学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目	0~8	
合 計			124	

別表 第3

取得できる教員の免許状の種類及び免許教科(第23条関係)

学 科	教員免許状の種類	教 科 名
数 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学 数 学
物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科 惑 星 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科

## 履修に関する内規

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和5年3月7日

理学部における授業科目の履修については、理学部規則に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

### (数学科)

1. 学部学科の如何にかかわらず専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は卒業必要単位として認める。
2. 数学講究を履修しようとする者は、教養科目14単位以上、情報科目1単位以上、外国語科目8単位以上、健康・スポーツ科学1単位以上、数学科が指定する共通専門基礎科目14単位及び初年次セミナー、数学入門、解析学1、解析学2を含む数学科が指定する専門科目32単位以上をそれぞれ修得していなければならない。

### (物理学科)

1. 理学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は卒業必要単位として認める。
2. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は物理学科が認めるもの限り卒業必要単位として認める。
3. 特別研究A(実験系)または特別研究B(理論系)を履修するには原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。
  - イ. 外国語科目、健康・スポーツ科学、情報科目、基礎教養科目、総合教養科目、共通専門基礎科目にかかわる必要修得単位、及び高度教養科目2単位。
  - ロ. 物理学科の専門科目(共通専門基礎科目を除く。)で卒業要件に算入される科目のうち、必修科目6単位及び選択必修科目Ⅰ類から39単位を含む56単位以上。
  - ハ. 物理学実験Ⅲ、Ⅳまたは物理学実験Ⅴ、Ⅵの単位。
4. 選択必修科目Ⅰ類は基礎となる授業科目で、全て修得することが望ましい。選択必修科目Ⅱ類は専門性の高い授業科目である。

### (化学科)

1. 理学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は卒業必要単位として認める。
2. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目中自然科学系で化学科の認める授業科目も前項の単位と同様に取扱う。
3. 特別研究を履修するには原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。
  - イ. 履修要件に定められた単位の内、基礎教養科目、総合教養科目、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、共通専門基礎科目にかかわる必要修得単位及び高度教養科目2単位。
  - ロ. 専門科目(共通専門基礎科目を除く。)のうち、必修37単位を含む55単位以上。
  - ハ. 化学実験Ⅰ、化学実験Ⅱの単位。

### (生物学科)

1. 原則として、共通専門基礎科目の物理学実験、化学実験及び専門科目の地学実験から2単位以上を含めなければならない。



2. 特別研究を履修しようとする者は原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。ただし、第3年次編入学者は生物学科が定める取扱いによる。なお、特別研究は原則として16単位を修得すること。
  - イ. 基礎教養科目6単位，総合教養科目6単位，高度教養科目2単位，外国語科目8単位，情報科目1単位，健康・スポーツ科学1単位，共通専門基礎科目12単位。
  - ロ. 生物学科の専門科目(共通専門基礎科目を除く。)のうち，必修科目38単位，選択必修科目Ⅱ類から1単位，選択必修科目Ⅲ類から20単位。
3. 理学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は卒業必要単位として認める。
4. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は生物学科が認める科目に限り卒業必要単位として認める。
5. 選択必修科目Ⅰ類は4年生対象の特別研究A・B，選択必修科目Ⅱ類は1～3年生対象の臨海実習，選択必修科目Ⅲ類は専門性の高い授業科目である。

#### (惑星学科)

1. 理学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は卒業必要単位として認める。
2. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は惑星学科が認めるもの限り卒業必要単位と認める。
3. 特別研究を履修しようとする者は，原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。
  - A) 基礎教養科目6単位，総合教養科目6単位，外国語科目8単位，情報科目1単位，健康・スポーツ科学1単位，高度教養科目2単位，共通専門基礎科目16単位。
  - B) 惑星学科の専門科目(共通専門基礎科目を除く。)のうち，特別研究を除く必修科目7単位、選択必修科目Ⅰ類から28単位(このうち惑星学実習A，B，C，Dから6単位以上)及び選択必修科目Ⅱ類から8単位を含む58単位以上。

途中の附則(略)

#### 附 則

- 1 この内規は，令和5年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

## 履修科目の登録の上限を超えて登録できる者の基準

(平成17年4月1日 制定)

最近改正 平成23年1月21日

各学科とも次の要件を満たした場合は履修科目の登録の上限を超えて登録を認める。ここでの履修登録とは卒業要件科目の履修登録のこととする。

- (1) 前年度に卒業要件科目を38単位以上取得していること(各学年次配当の必修科目はすべて含むこと)。
- (2) 前年度の履修登録科目の総単位数の80%以上が秀又は優であること。
- (3) 本人が申請し、学科の審査により了承を得ていること。  
前年度の取得単位で評価し、毎年度審査を行う。

### 附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 履修方法等について

### 1. 教育課程・教育方法について

大学における教育課程は、その大学の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

### 2. 授業について

#### (1) 学期(授業期間)

本学では、年度を前期(4月1日～9月30日)、後期(10月1日～翌年3月31日)の2期に分け、各学期に2つの期間(クォーターと呼びます)を置く2学期クォーター制をとっています。

年度により日程が変更になりますが、令和6年度は

前期 : 第1クォーター 4/8～6/6 第2クォーター 6/7～8/5

後期 : 第3クォーター 10/1～11/28 第4クォーター 11/29～2/5

となっています。また、授業時間割表などで第○Qと表記することがあります。授業は、原則として8週間にわたるクォーターを単位として行いますが、授業によっては前期、後期として行われることもあります。

#### (2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

#### (3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的に沿って、多様な履修が可能となるように単位制がとられており、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本学部における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習・実験・実習による授業科目については、30時間の授業をもって1単位としています。

#### (4) 授業時間

授業は、月曜日から金曜日まで、各6時限を設定しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8:50～10:20
2	10:40～12:10
3	13:20～14:50
4	15:10～16:40
5	17:00～18:30
6	18:50～20:20

### 3. 履修方法等

「神戸大学全学共通授業科目履修規則」、「神戸大学理学部規則」及び「履修に関する内規」を十分熟読の上で、履修登録をしてください。

(1) 全学共通授業科目について 全学共通授業科目は、基礎教養科目、総合教養科目、外国語科

目、情報科目、健康・スポーツ科学、共通専門基礎科目、資格免許のための科目及びその他必要と認める科目に分かれており、履修要件は理学部規則に定めています。

- 1 基礎教養科目、総合教養科目は、1年次第2Q以後、教務情報システムによる抽選登録を行い、決定した科目を履修します。
- 2 外国語科目は、外国語第Ⅰ(英語)、外国語第Ⅱ(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語)からなり、外国語第Ⅱは一つの外国語を選択し履修します。
- 3 履修登録前に事前に登録される科目(事前登録科目)がありますが、必ず教務情報システムにより登録された科目を確認してください。
- 4 その他、履修についての注意、再履修の方法等は、共通教育関係の掲示・ホームページにより確認してください。

(2) **授業科目の履修について** 履修しようとする授業科目について、毎学期初めにパソコンから教務情報システムにより履修登録を行ってください。第1Q、第2Qの授業科目は前期初めに、第3Q、第4Qの授業科目は後期初めに登録を行います。期間終了後の変更は認めません。履修登録に際しては次の点に注意してください。

- 1 履修登録の期日は毎学期初めに掲示・ホームページにより通知します。期日を過ぎてからの登録は出来ません。
- 2 履修登録を行っていない授業科目は履修及び試験を受けることはできません。
- 3 同一期限内にある2つの授業科目を履修申請することはできません。
- 4 履修登録上のエラーに関しては、理学部教務学生係まで問い合わせてください。
- 5 臨海実習は本学の内海域環境教育研究センター(淡路島・岩屋)で行います。日程及び実習内容についてはその都度通知します。(別に他大学の臨海実験所で行われることもあります。)

(3) **他学部授業科目の履修について** 他学部の授業科目を履修することができます。他学部の授業科目を履修しようとする場合は、他学部学生の履修を制限している科目や、登録期間前に事前登録を行う(受講許可カードを提出するなど)場合があるので、各自で当該学部を確認してください。

(4) **集中講義の履修について** 本学部で開講する特別講義又は集中講義についても、履修登録期間内に登録しておいてください。開講日程については、その都度掲示等により通知します。

(5) **履修登録方法について** 履修登録は必ず履修登録期間内に「うりぼーネット」の『履修登録・登録状況照会』から登録を行い、科目に誤りがないかを確認してください。(「うりぼーネット」の利用は、ID・パスワードが必要です。)科目により以下の方法で登録する場合があるので、各自で確認してください。

- ・受講許可を必要とする履修登録
- ・抽選登録
- ・事前登録

#### 4. 授業科目試験の留意事項

- (1) 授業科目試験は、その科目の授業の終了した学期末又はクォーター末に行います。ただし、科目によっては随時に行われることがあります。また、レポートをもって試験に代えることもあります。
- (2) 履修登録を行い、履修した授業科目でなければ、試験を受けることはできません。
- (3) すでに、単位を修得した科目については、再試験を受けることはできません。
- (4) 不合格科目の単位を修得しようとするときは、次の学期以降にあらためて履修登録を行わなければ

ば、試験を受けることができません。

(5) 全学共通授業科目の再履修の方法等は、共通教育関係の掲示・ホームページにより確認してください。

(6) 理学部の授業科目について、事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては、別途に試験を行うことがあります。「追試験に関する内規」を参照してください。

全学共通授業科目については、「全学共通授業科目の追試験に関する内規」を参照してください。

(7) 鶴甲第一キャンパスで開講している授業科目(専門科目を含む。)の試験はすべて鶴甲第一キャンパスで行いますので注意してください。

(8) 試験の時間表、試験室の指定及び注意事項は、その都度掲示します。

(9) 試験の成績は、クォーター毎に発表します。確認は、各自教務情報システムにより行ってください。

## 5. 既修得単位の認定に関する取扱い

本学部規則第10条の規定により、既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、学部長に願い出なければなりません。

## 6. 修業年限

学部の修業年限は4年。学生は修業年限の2倍を超えて在学することはできません。ただし、休学期間は除きます。

## 7. 卒業の要件

理学部を卒業するためには、理学部規則別表第2の履修要件に定める各学科所定の単位数を修得しなければなりません。

# 授業科目配当表

## 学部共通

授業科目の区分等		授業科目	単位	対象外の 学科	毎週の授業時間数								備 考			
					1 学年		2 学年		3 学年		4 学年					
					前	後	前	後	前	後	前	後				
基 礎	人文系	哲学	哲学	1											基礎教養科目、 総合教養科目の 開講学期につい ては、毎学期配 付する時間割表 により発表しま す。	
		心理学	心理学A	1												
			心理学B	1												
		論理学	論理学	1												
		教育学	教育学A	1												
	教育学B		1													
	倫理学	倫理学	1													
	教 育	法学	法学A	1												
			法学B	1												
		政治学	政治学A	1												
政治学B			1													
経済学		経済学A	1													
		経済学B	1													
経営学		経営学	1													
社会学	社会学	1														
教育社会学	教育社会学	1														
地理学	地理学	1														
養 生 命 科 学 系	医学	医学A	1	生物学科												
		医学B	1													
	保健学	保健学A	1	生物学科												
		保健学B	1													
		健康科学A	1													
		健康科学B	1													
	生物学	生物学A	1	化学科, 生物学科, 惑星学科												
		生物学B	1													
		生物学C	1													
	自 然 科 学 系	数学	数学A	1	数学科, 物理学科, 化学科, 惑星学科											
数学B			1													
数学C			1													
数学D			1													
統計学A			1													
統計学B		1														
惑星学	惑星学A	1	数学科, 物理 学科, 化学 科, 惑星学科													
	惑星学B	1														
情 報 科 学	情報学A	1	物理学科, 化学科, 惑星学科													
	情報学B	1														
	データサイエンス基礎学	1														
総 合 教 養 科 目	教育と人間形成	教育と人間形成	1													
	(1) 文学	文学A	1													
		文学B	1													
	言語科学	言語科学A	1													
		言語科学B	1													
	芸術と文化	芸術と文化A	1													
		芸術と文化B	1													
	日本史	日本史A	1													
日本史B		1														
東洋史	東洋史A	1														
	東洋史B	1														

学部共通

授業科目の区分等	授業科目	単位	対象外の 学科	毎週の授業時間数								備 考									
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年											
				前	後	前	後	前	後	前	後										
総 合 教 養 科 目  (1) 多 文 化 理 解	アジア史	アジア史A	1																		
		アジア史B	1																		
	西洋史	西洋史A	1																		
		西洋史B	1																		
	考古学	考古学A	1																		
		考古学B	1																		
	芸術史	芸術史A	1																		
		芸術史B	1																		
	美術史	美術史A	1																		
		美術史B	1																		
	科学史	科学史A	1																		
		科学史B	1																		
	社会思想史	社会思想史	1																		
	文化人類学	文化人類学	1																		
現代社会論	現代社会論A	1																			
	現代社会論B	1																			
越境する文化	越境する文化	1																			
生活環境と技術	生活環境と技術	1																			
カタチの文化学	カタチの文化学	1	化学科																		
(2) 自然 界の 成り 立ち	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1																		
	現代物理学が 描く世界	現代物理学が描く世界	1	物理学科, 化学科																	
	身近な物理法則	身近な物理法則	1	物理学科, 化学科																	
	カタチの自然学	カタチの自然学A	1	化学科																	
		カタチの自然学B	1																		
	ものづくりと科学 技術	ものづくりと科学技術A	1	化学科																	
		ものづくりと科学技術B	1																		
	生命科学	生命科学A	1	化学科																	
		生命科学B	1																		
	生物資源と農業	生物資源と農業A	1	化学科																	
		生物資源と農業B	1																		
		生物資源と農業C	1																		
		生物資源と農業D	1																		
(3) グ ロー バル イ シ ユ ー	環境学入門	環境学入門A	1																		
		環境学入門B	1																		
	社会と人権	社会と人権A	1																		
		社会と人権B	1																		
	男女共同参画と ジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1																		
		男女共同参画とジェンダーB	1																		
	グローバルリーダ ーシップ育成基礎演習	グローバルリーダ ーシップ育成基礎演習	2																		
	国際協力の現 状と課題	国際協力の現状と課題A	1																		
		国際協力の現状と課題B	1																		
	政治と社会	政治と社会	1																		
	社会生活と法	社会生活と法	1																		
国家と法	国家と法	1																			
現代の経済	現代の経済A	1																			
	現代の経済B	1																			





学部共通

授業科目の区分等	授業科目	単位	対象外の 学科	毎週の授業時間数								備 考	
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
外国語第 I	Academic English Communication B1 (選抜上級クラス)	0.5			2								3Q
	Academic English Communication B2 (選抜上級クラス)	0.5			2								4Q
	Academic English Literacy A1	0.5		2									1Q
	Academic English Literacy A2	0.5		2									2Q
	Academic English Literacy B1	0.5			2								3Q
	Academic English Literacy B2	0.5			2								4Q
	Academic English Literacy B1 (選抜上級クラス)	0.5			2								3Q
Academic English Literacy B2 (選抜上級クラス)	0.5			2								4Q	
外国語第 II	ドイツ語初級A1	0.5		2									1Q
	ドイツ語初級A2	0.5		2									2Q
	ドイツ語初級B1	0.5		2									1Q
	ドイツ語初級B2	0.5		2									2Q
	ドイツ語初級A3	0.5			2								3Q
	ドイツ語初級A4	0.5			2								4Q
	ドイツ語初級B3	0.5			2								3Q
	ドイツ語初級B4	0.5			2								4Q
	ドイツ語初級SA3	0.5				2							1Q
	ドイツ語初級SA4	0.5				2							2Q
	ドイツ語初級SB3	0.5		2									1Q
	ドイツ語初級SB4	0.5		2									2Q
	ドイツ語中級C1	0.5		2									1Q
	ドイツ語中級C2	0.5		2									2Q
	フランス語初級A1	0.5		2									1Q
	フランス語初級A2	0.5		2									2Q
	フランス語初級B1	0.5		2									1Q
	フランス語初級B2	0.5		2									2Q
	フランス語初級A3	0.5			2								3Q
	フランス語初級A4	0.5			2								4Q
	フランス語初級B3	0.5			2								3Q
	フランス語初級B4	0.5			2								4Q
	フランス語初級SA3	0.5			2								3Q
	フランス語初級SA4	0.5			2								4Q
	フランス語初級SB3	0.5			2								3Q
	フランス語初級SB4	0.5			2								4Q
	フランス語中級C1	0.5				2							1Q
	フランス語中級C2	0.5				2							2Q
	中国語初級A1	0.5			2								1Q
	中国語初級A2	0.5			2								2Q
	中国語初級B1	0.5			2								1Q
	中国語初級B2	0.5			2								2Q
中国語初級A3	0.5				2							3Q	
中国語初級A4	0.5				2							4Q	
中国語初級B3	0.5				2							3Q	
中国語初級B4	0.5				2							4Q	

学部共通

授業科目の区分等	授業科目	単位	対象外の 学科	毎週の授業時間数								備 考			
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年					
				前	後	前	後	前	後	前	後				
外国語 科目	中国語初級SA3	0.5			2										3Q
	中国語初級SA4	0.5			2										4Q
	中国語初級SB3	0.5			2										3Q
	中国語初級SB4	0.5			2										4Q
	中国語中級C1	0.5				2									1Q
	中国語中級C2	0.5				2									2Q
	ロシア語初級A1	0.5		2											1Q
	ロシア語初級A2	0.5		2											2Q
	ロシア語初級B1	0.5		2											1Q
	ロシア語初級B2	0.5		2											2Q
	ロシア語初級A3	0.5			2										3Q
	ロシア語初級A4	0.5			2										4Q
	ロシア語初級B3	0.5			2										3Q
	ロシア語初級B4	0.5			2										4Q
	ロシア語中級C1	0.5				2									1Q
	ロシア語中級C2	0.5				2									2Q
情報科目	情報基礎	1		2											1Q
	情報科学1	1			2										3Q
	情報科学2	1			2										4Q
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義A	1			2										3Q
	健康・スポーツ科学講義B	1			2										3Q
	健康・スポーツ科学実習基礎	1		2											1Q
	健康・スポーツ科学実習1	0.5			2										3Q
	健康・スポーツ科学実習2	0.5			2										4Q
高度教養科目	神戸大学理学部高度教養科目に関する内規で定める。														
専門科目	特別講義														その都度定める。
資格免許のための科目	日本国憲法1	1													
	日本国憲法2	1													
	数学科教育論A	2													
	数学科教育論B	2													
	数学科教育論C	2													
	数学科教育論D	2													
	理科教育論A	2													
	理科教育論B	2													
	理科教育論C	2													
	理科教育論D	2													
	物理学実験	2				4									1Q 2Q
	化学実験1	1					4								3Q
	化学実験2	1						4							4Q
	生物学実験1	1						4							3Q
	生物学実験2	1							4						4Q
	教職実践演習(中・高)	2													
	中等教育事前・事後指導	1											(30)		集中
	中学校教育実地研究A	2											(60)		集中
	中学校教育実地研究B	2											(60)		集中
	高等学校教育実地研究	2											(60)		集中
	博物館資料保存論	2											(30)		集中
	博物館実習	3											(90)		集中
	その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ													
総合科目Ⅱ															その都度定める。

数学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必 修の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考		
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
共通 専門 基礎 科目	◎	微分積分 1	1	2									1Q	
	◎	微分積分 2	1	2									2Q	
	◎	微分積分 3	1		2								3Q	
	◎	微分積分 4	1		2								4Q	
	◎	線形代数 1	1	2									1Q	
	◎	線形代数 2	1	2									2Q	
	◎	線形代数 3	1		2								3Q	
	◎	線形代数 4	1		2								4Q	
	○	数理統計 1	1			2							1Q	
	○	数理統計 2	1			2							2Q	
	○	力学基礎 1	1	2									1Q	
	○	力学基礎 2	1	2									2Q	
	○	連続体力学基礎	1		2								3Q	
	○	熱力学基礎	1		2								4Q	
	○	電磁気学基礎 1	1		2								3Q	
	○	電磁気学基礎 2	1		2								4Q	
	○	量子力学基礎	1			2							1Q	
	○	相対論基礎	1			2							2Q	
	○	基礎無機化学 1	1	2									1Q	
	○	基礎無機化学 2	1	2									2Q	
	○	生物学概論 C 1	1	2									1Q	
	○	生物学概論 C 2	1	2									2Q	
	○	基礎地学 1	1	2		(2)							1Q	
	○	基礎地学 2	1	2		(2)							2Q	
	専 門 科 目	◎	初年次セミナー	1	2									1Q
		◎	解析学 1	2	2									1Q 2Q
◎		解析学 2	2		2								3Q 4Q	
◎		数学入門	1	2									2Q	
○		数学演義	2		2								3Q 4Q	
○		数学要論 1	2		2								3Q 4Q	
○		数学要論 2・同演習	4			4							1Q 2Q	
○		線形代数 5	2			2							1Q 2Q	
○		解析学 3・同演習	4			4							1Q 2Q	
○		解析学 4・同演習	4				4						3Q 4Q	
○		解析学 5・同演習	4					4					1Q 2Q	
○		解析学 6	2					4					2Q	
○		解析学 7・同演習	4						4				3Q 4Q	
○		解析学 8	2							4			1Q	
○		解析学特論 1	2							4			2Q	
○		解析学特論 2	2								4		3Q	
○	代数学 1・同演習	4			4							1Q 2Q		

数学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必修 の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考		
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
	○	代数学 2	2				2							3Q 4Q
	○	代数学 3・同演習	4					4						1Q 2Q
	○	代数学 4	2						2					3Q 4Q
	○	代数学 5	2											
	○	幾何学 1・同演習	4				4							3Q 4Q
	○	幾何学 2・同演習	4					4						1Q 2Q
	○	幾何学 3	2						4					3Q
	○	幾何学 4	2						4					4Q
	○	幾何学 5	2											
	○	確率論入門	2				4							3Q
	○	確率論	2						4					4Q
	○	計算数学 1・同演習	4						4					3Q 4Q
	○	計算数学 2	2							4				2Q
	○	統計学	2							4				1Q
	○	表現論	2								4			3Q
	○	特別講義												その都度定める
	◎	数学講究	8								4	4		

物理学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を,  
△印は選択必修科目Ⅱ類を, ◇印は特別研究A(実験系)  
又は特別研究B(理論系)のうちいずれかが必修科目であることを示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必 修・選 択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考		
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
共通 専門 基礎 科目	◎	微分積分 1	1	2									1Q	
	◎	微分積分 2	1	2									2Q	
	◎	微分積分 3	1		2								3Q	
	◎	微分積分 4	1		2								4Q	
	◎	線形代数 1	1	2									1Q	
	◎	線形代数 2	1	2									2Q	
	◎	線形代数 3	1		2								3Q	
	◎	線形代数 4	1		2								4Q	
	○	基礎無機化学 1	1	2									1Q	
	○	基礎無機化学 2	1	2									2Q	
	○	基礎有機化学 1	1	2									1Q	
	○	基礎有機化学 2	1	2									2Q	
	○	基礎物理化学 1	1		2								3Q	
	○	基礎物理化学 2	1		2								4Q	
	◎	物理学実験	2			4								1Q 2Q
	専 門 科 目	○	生物学概論 C 1	1	2									1Q
○		生物学概論 C 2	1	2									2Q	
○		基礎地学 1	1	2		(2)							1Q	
○		基礎地学 2	1	2		(2)							2Q	
◎		初年次セミナー	1	2									1Q	
●		古典力学	2	2									1Q 2Q	
●		剛体の力学	2		2								3Q 4Q	
●		解析力学	2			2							1Q 2Q	
●		惑星学基礎Ⅰ	2	2									1Q 2Q	
●		惑星学基礎Ⅱ	2		2								3Q 4Q	
◎		現代物理学	2	2									1Q 2Q	
●		古典電磁気学	2		2								3Q 4Q	
●		電磁気学 1	4			4							1Q 2Q	
●		電磁気学 2	4				4						3Q 4Q	
●		熱統計物理学	2				2						3Q 4Q	
△		惑星流体力学	2				2						3Q 4Q	
目	●	統計物理学 1	4					4					1Q 2Q	
	●	統計物理学 2	4						4				3Q 4Q	
	●	物理数学 1	4				4						3Q 4Q	
	●	物理数学 2	4					4					1Q 2Q	
	●	量子力学 1	4					4					1Q 2Q	
	●	量子力学 2	4						4				3Q 4Q	
	△	物理学情報処理	4				4						1Q 2Q	
	△	特殊相対性理論	2				2						3Q 4Q	

物理学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を,  
△印は選択必修科目Ⅱ類を, ◇印は特別研究A(実験系)  
又は特別研究B(理論系)のうちいずれかが必修科目であることを示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必修・選 択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考	
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
	△	宇宙物理学	2					2					隔年開講, 1Q2Q
	△	一般相対性理論	2					2					隔年開講, 1Q2Q
	△	物性物理学Ⅰ	2						4				3Q
	△	物性物理学Ⅱ	2						4				4Q
	△	素粒子物理学	2						2				3Q 4Q
	●	物理実験学	2			2							1Q 2Q
	◎	物理学実験 1	3				6						3Q 4Q
	●	物理学実験 2	3					6					1Q 2Q
	●	物理学実験 3	3						6				3Q 4Q
	△	先端物理学											その都度定める
	△	特別講義											その都度定める
	◇	特別研究 A (実験系)	12									←12→	
	◇	特別研究 B (理論系)	8									←8→	

化学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必 修・選 択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考	
				1 学 年		2 学 年		3 学 年		4 学 年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
共通 専門 基礎 科目	○	微分積分 1	1	2									1Q
	○	微分積分 2	1	2									2Q
	○	微分積分 3	1		2								3Q
	○	微分積分 4	1		2								4Q
	○	線形代数 1	1	2									1Q
	○	線形代数 2	1	2									2Q
	○	線形代数 3	1		2								3Q
	○	線形代数 4	1		2								4Q
	○	力学基礎 1	1	2									1Q
	○	力学基礎 2	1	2									2Q
	○	電磁気学基礎 1	1		2								3Q
	○	電磁気学基礎 2	1		2								4Q
	○	連続体力学基礎	1		2								3Q
	○	熱力学基礎	1		2								4Q
	○	量子力学基礎	1			2							1Q
	○	相対論基礎	1			2							2Q
	○	生物学概論 C 1	1	2									1Q
	○	生物学概論 C 2	1	2									2Q
	○	基礎地学 1	1	2		(2)							1Q
	○	基礎地学 2	1	2		(2)							2Q
	○	物理学実験基礎	1			4							1Q
	○	物理学実験	2			4							1Q 2Q
	◎	化学実験 1	1				4						3Q
	◎	化学実験 2	1				4						4Q
	○	生物学実験 1	1				4						3Q
	○	生物学実験 2	1				4						4Q
専 門 科 目	◎	初年次セミナー	1	2									1Q
	○	物理化学基礎	1	2									1Q
	◎	化学熱力学 I-1	1		2								3Q
	◎	化学熱力学 I-2	1		2								4Q
	◎	化学熱力学 II-1	1			2							1Q
	○	化学熱力学 II-2	1			2							2Q
	◎	化学熱力学 III	2				2						3Q 4Q
	○	化学熱力学 IV	2					2					1Q 2Q
	◎	量子化学 I-1	1			2							1Q
	◎	量子化学 I-2	1			2							2Q
	◎	量子化学 II-1	1				2						3Q
	◎	量子化学 II-2	1				2						4Q
	◎	量子化学 III	2				2						3Q 4Q
	○	量子化学 IV	2					2					1Q 2Q
○	量子化学 V-1	1						2				3Q	

化学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必修・選 択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考	
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
	○	量子化学V-2	1						2				4Q
	◎	化学反応論1	1					2					1Q
	○	化学反応論2	1					2					2Q
	○	無機化学基礎1	1	2									1Q
	○	無機化学基礎2	1	2									2Q
	◎	無機化学 I -1	1		2								3Q
	◎	無機化学 I -2	1		2								4Q
	◎	無機化学 II -1	1			2							1Q
	◎	無機化学 II -2	1			2							2Q
	◎	無機化学 III -1	1				2						3Q
	○	無機化学 III -2	1				2						4Q
	○	無機化学 IV -1	1					2					3Q
	○	無機化学 IV -2	1					2					4Q
	◎	分析化学 I -1	1				2						3Q
	○	分析化学 I -2	1				2						4Q
	○	分析化学 II	2						2				3Q 4Q
	○	固体化学	2					2					1Q 2Q
	○	有機化学基礎1	1	2									1Q
	○	有機化学基礎2	1	2									2Q
	◎	有機化学 I -1	1		2								3Q
	◎	有機化学 I -2	1		2								4Q
	◎	有機化学 II -1	1			2							1Q
	◎	有機化学 II -2	1			2							2Q
	◎	有機化学 III -1	1				2						3Q
	◎	有機化学 III -2	1				2						4Q
	◎	有機化学 IV	2					2					1Q 2Q
	○	有機化学 V	2					2					1Q 2Q
	◎	生物化学 I -1	1				2						3Q
	◎	生物化学 I -2	1				2						4Q
	○	生物化学 II	2					2					1Q 2Q
	○	生物化学 III	2						2				3Q 4Q
	◎	化学実験 I	8					16					1Q 2Q
	◎	化学実験 II	6						12				3Q 4Q
	◎	計算機化学実験	1						2				3Q 4Q
	○	特別講義											その都度定める
	◎	特別研究	14									←14→	



生物学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を,  
△印は選択必修科目Ⅱ類を, ☆印は選択必修科目Ⅲ類を, ★印は他学科提  
供の理学部専門科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必 修・選 択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考		
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
共通 専門 基礎 科目	○	線形代数入門 1	1	2									1Q	
	○	線形代数入門 2	1	2									2Q	
	○	線形代数 1	1	2									1Q	
	○	線形代数 2	1	2									2Q	
	○	微分積分入門 1	1	2									1Q	
	○	微分積分入門 2	1	2									2Q	
	○	微分積分 1	1	2									1Q	
	○	微分積分 2	1	2									2Q	
	○	物理学入門	1	2									1Q	
	○	力学基礎 1	1	2									1Q	
	○	力学基礎 2	1	2									2Q	
	○	電磁気学基礎 1	1		2								3Q	
	○	電磁気学基礎 2	1		2								4Q	
	○	連続体力学基礎	1			2							1Q	
	○	熱力学基礎	1			2							2Q	
	○	基礎無機化学 1	1	2									1Q	
	○	基礎無機化学 2	1	2									2Q	
	○	基礎有機化学 1	1	2									1Q	
	○	基礎有機化学 2	1	2									2Q	
	○	基礎地学 1	1	2		(2)							1Q	
	○	基礎地学 2	1	2		(2)							2Q	
	○	基礎物理化学 1	1		2								3Q	
	○	基礎物理化学 2	1		2								4Q	
	○	物理学実験基礎	1			4							1Q	
	○	物理学実験	2			4							1Q 2Q	
	○	化学実験 1	1				4						3Q	
	○	化学実験 2	1				4						4Q	
	専 門 科 目	★	地学実験 A	1		4								3Q
		★	地学実験 B	1		4								4Q
		★	現代物理学	2	2									1Q 2Q
◎		初年次セミナー	1	2									1Q	
◎		細胞生物学基礎1	1	2									1Q	
◎		細胞生物学基礎2	1	2									2Q	
◎		生化学基礎1	1		2								3Q	
◎		生化学基礎2	1		2								4Q	
◎		分子生物学基礎1	1			2							1Q	
◎		分子生物学基礎2	1			2							2Q	
◎		発生遺伝学基礎1	1			2							1Q	
◎		発生遺伝学基礎2	1			2							2Q	
◎		動物生理学基礎1	1			2							1Q	
◎		動物生理学基礎2	1			2							2Q	
◎		植物生理学基礎1	1		2								3Q	
◎		植物生理学基礎2	1		2								4Q	
◎		進化系統学基礎1	1		2								3Q	
◎		進化系統学基礎2	1		2								4Q	
◎		生態学基礎1	1	2									1Q	
◎		生態学基礎2	1	2									2Q	

生物学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を,  
△印は選択必修科目Ⅱ類を, ☆印は選択必修科目Ⅲ類を, ★印は他学科提  
供の理学部専門科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必 修・選 択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考		
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
☆		海洋生物学	2				2							3Q 4Q
☆		形態形成論	2				2							3Q 4Q
☆		分子進化系統学	2				2							※
☆		分子生物学	2					2						1Q 2Q
☆		進化生態学	2						2					3Q 4Q
☆		分子遺伝学	2						2					3Q 4Q
☆		植物分子発生学	2					2						1Q 2Q
☆		遺伝情報機能論	2						2					3Q 4Q
☆		神経生理学1	1					2						1Q
☆		神経生理学2	1					2						2Q
☆		神経行動学	2					2						1Q 2Q
☆		植物ゲノム学	2					2						1Q 2Q
☆		分子細胞情報学	2					2						1Q 2Q
☆		植物環境適応論	2						2					3Q 4Q
☆		分子シグナル伝達学	2					2						1Q 2Q
☆		生態科学	2						2					3Q 4Q
☆		ゲノム動態学	1					2						1Q
☆		共生細胞生物学	1						2					3Q
☆		行動生理学	2						2					3Q 4Q
☆		生態環境論	2						2					3Q 4Q
◎		生物学演習Ⅰ	2					4						1Q 2Q
◎		生物学演習Ⅱ	2						4					3Q 4Q
◎		生物学実験ⅠA	2			4								1Q 2Q
◎		生物学実験ⅠB	2				4							3Q 4Q
◎		生物学実験ⅡA	2					4						1Q 2Q
◎		生物学実験ⅡB	2					4						1Q 2Q
◎		生物学実験ⅡC	2					4						1Q 2Q
◎		生物学実験ⅢA	2						4					3Q 4Q
◎		生物学実験ⅢB	2						4					3Q 4Q
◎		生物学実験ⅢC	2						4					3Q 4Q
◎		野外実習Ⅰ	1	(30)										集中
☆		野外実習Ⅱ	1					(30)						集中
△		臨海実習Ⅰ	1		(30)									集中 4Q
△		臨海実習Ⅱ	1			(30)								集中 2Q
☆		公開臨海実習	1											
●		特別研究A	8								16			1Q 2Q
●		特別研究B	8									16		3Q 4Q
☆		特別講義												その都度定める

備考の※印は, 今年度開講しない科目を示す。

## 惑星学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を,  
△印は選択必修科目Ⅱ類, ▲印は選択科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必 修・選 択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考		
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年				
				前	後	前	後	前	後	前	後			
共通 専門 基礎 科目	○	微分積分 1	1	2									1Q	
	○	微分積分 2	1	2									2Q	
	○	微分積分 3	1	2									3Q	
	○	微分積分 4	1	2									4Q	
	○	線形代数 1	1	2									1Q	
	○	線形代数 2	1	2									2Q	
	○	線形代数 3	1	2									3Q	
	○	線形代数 4	1	2									4Q	
	▲	物理学入門	1	2									1Q	
	○	連続体力学基礎	1	2									3Q	
	○	熱力学基礎	1	2									4Q	
	○	量子力学基礎	1		2								1Q	
	○	相対論基礎	1		2								2Q	
	○	基礎物理化学 1	1	2									3Q	
	○	基礎物理化学 2	1	2									4Q	
	○	基礎無機化学 1	1	2									1Q	
	○	基礎無機化学 2	1	2									2Q	
	○	基礎有機化学 1	1	2									1Q	
	○	基礎有機化学 2	1	2									2Q	
	○	物理学実験基礎	1		4								1Q	
	○	物理学実験	2		4								1Q 2Q	
	○	化学実験 1	1		4								3Q	
	○	化学実験 2	1		4								4Q	
	○	生物学概論 C 1	1	2									1Q	
	○	生物学概論 C 2	1	2									2Q	
	専 門 科 目	◎	初年次セミナー	1	2									1Q
		◎	惑星学概論Ⅰ	2	2									1Q 2Q
		◎	惑星学概論Ⅱ	2	2									3Q 4Q
●		古典力学	2	2									1Q 2Q	
●		古典電磁気学	2	2									3Q 4Q	
●		惑星学基礎Ⅰ	2	2									1Q 2Q	
●		惑星学基礎Ⅰ演習	1	2									1Q 2Q	
●		惑星学基礎Ⅱ	2	2									3Q 4Q	
●		惑星学基礎Ⅱ演習	1	2									3Q 4Q	
●		惑星学基礎Ⅲ	2		2								3Q 4Q	
●		惑星学基礎Ⅲ演習	1		2								3Q 4Q	
●		惑星学基礎Ⅳ	2		2								1Q 2Q	
●		惑星学基礎Ⅳ演習	1		2								1Q 2Q	
●		惑星学基礎Ⅴ	2		2								3Q 4Q	
●	惑星学基礎Ⅴ演習	1		2								3Q 4Q		

## 惑星学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目Ⅰ類を,  
△印は選択必修科目Ⅱ類, ▲印は選択科目を示す。)

授業科目 の区分	必修・ 選択必修・ 選択の別	授 業 科 目	単 位 数	毎週の授業時間数								備 考	
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
	●	惑星物理学基礎Ⅰ	2			2							1Q 2Q
	●	惑星物理学基礎Ⅱ	2				2						3Q 4Q
	●	惑星物理学基礎Ⅲ	2			2							1Q 2Q
	●	地球物質科学	2					2					1Q 2Q
	●	固体地球科学	2			2							1Q 2Q
	●	地球惑星進化学	2				2						3Q 4Q
	●	惑星学実験実習の基礎Ⅰ	1				2						集中
	◎	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2			4							1Q 2Q
	●	惑星学実習A	2					4					1Q 2Q
	●	惑星学実習B	2						4				3Q 4Q
	●	惑星学実習C	2					4					1Q 2Q
	●	惑星学実習D	2				4						3Q 4Q
	●	気象海洋学	2					2					1Q 2Q
	●	固体惑星探査学	2					2					1Q 2Q
	△	惑星学実習E1	1						4				3Q
	△	惑星学実習E2	1						4				4Q
	△	地質学Ⅰ	2					2					1Q 2Q
	△	地質学Ⅱ	2						2				3Q 4Q
	△	固体地球物理学Ⅰ	2					2					1Q 2Q
	△	固体地球物理学Ⅱ	2						2				3Q 4Q
	△	惑星流体力学	2						2				3Q 4Q
	△	惑星物質科学	2					2					1Q 2Q
	△	大気科学	2						2				3Q 4Q
	△	惑星物理学	2						2				3Q 4Q
	△	宇宙惑星科学	2					2					1Q 2Q
	△	惑星統計力学	2						2				3Q 4Q
	△	野外調査実習											その都度定める, 集中
	△	海上観測実習											その都度定める, 集中
	◎	特別研究	12									←12→	
	△	特別講義											その都度定める, 集中

## 成績評価基準

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和4年1月19日

理学部の各授業科目の成績評価は以下のように行う。

- 各担当教員は、
  - 筆記試験
  - 口頭試問
  - レポート
  - 参加度
  - 発表内容等により、学修目標に即して多面的、包括的な方法で達成度を判定する。
- 評価基準は下表のとおりとする。

評語	評点	評価基準	合否
秀	90点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている	合格
優	80点以上 90点未満	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている	
良	70点以上 80点未満	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている	
可	60点以上 70点未満	学修の目標を達成している	
不可	60点未満	学修の目標を達成していない	不合格

途中の附則(略)

### 附則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

## 授業科目の試験等における不正行為に関する申合せ

(平成19年5月25日 制定)  
平成28年11月18日 一部改正

授業科目の試験及びレポート等において不正行為若しくはその誤解を招く行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合は、当該学期の履修科目(継続科目を含む。)の全ての成績を無効とする。

なお、レポート等における不正行為の判定については、教務委員会で審議する。

## 神戸大学理学部高度教養科目に関する内規

(平成28年1月22日 制定)

最近改正 令和5年1月20日

### (趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)における高度教養科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

### (高度教養科目及び単位数)

第2条 高度教養科目は、教養教育院、本学部及び他学部が開設するもののうちから、理学部規則別表第2(履修要件)に定めるところにより履修するものとする。

2 本学部が開設する高度教養科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

### (高度教養科目の年次配当)

第3条 本学部が開設する高度教養科目の各年次の配当は、別表のとおりとする。

途中の附則(略)

### 附 則

1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表(第2条, 第3条関係)理学部高度教養科目

授 業 科 目	単 位 数	配 当 年 次	備 考
Introduction to Mathematics	1	2 年次前期	英語による授業
Introduction to Physics	1	2 年次前期	英語による授業
Introduction to Chemistry	1	2 年次前期	英語による授業
Introduction to Biology	1	2 年次前期	英語による授業
Introduction to Planetology	1	2 年次前期	英語による授業
脳科学	1	3 年次	理学部生履修不可
高度教養セミナー理学部	2	4 年次	理学部生必修
高度教養セミナー理学部数学入門	1	3 年次後期	1 単位を上限とする
高度教養セミナー理学部物理学入門	1	3 年次後期	
高度教養セミナー理学部化学入門	1	3 年次後期	
高度教養セミナー理学部生物学入門	1	3 年次後期	
高度教養セミナー理学部惑星学入門	1	3 年次後期	

# 神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程

(平成28年3月22日 制定)

最近改正 令和5年3月28日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第28条第1項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構教養教育院が開講する高度教養科目の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (高度教養科目、単位数及び配当年次)

**第2条** 高度教養科目の授業科目名、単位数及び配当年次は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。

3 前項の場合における授業科目名、単位数及び配当年次は、開設の都度定める。

## (履修要件)

**第3条** 高度教養科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

## (履修手続)

**第4条** 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする高度教養科目を所属学部長に届け出なければならない。

## (試験)

**第5条** 試験の実施等については、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)第7条の規定を準用する。

## (成績評価基準)

**第6条** 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、履修規則第8条の規定により別に定める成績評価基準を準用する。

## (雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教養教育院長が定める。

途中の附則(略)

## 附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程の規定は、令和2年度入学者から適用する。

2 この規程施行の際現に国際人間科学部に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和5年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、改正後の別表(複言語共修セミナー(タンデム)、複言語共修セミナー(外国語としての日本語)、グローバルラーニングスキルズ及びグローバルエキスパートセミナーに係る部分を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

授業科目	単位数	配当年次	備考
カタチの科学	1	2年次以上	
ESD総合演習	2	3年次以上	
データサイエンスPBL演習	1	2年次以上	
大学教育論	1	2年次以上	

高等外国語教育論	1	2年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングA	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングB	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングC	2	3年次以上	
海外インターンシップ実習A	1	2年次以上	
海外インターンシップ実習B	2	3年次以上	
外国語セミナーA(英語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB(英語)	1	2年次以上	
外国語セミナーC(英語)	1	2年次以上	
外国語セミナーD(英語)	1	2年次以上	
外国語セミナーA(ドイツ語)	1	2年次以上	
外国語セミナーA(フランス語)	1	2年次以上	
外国語セミナーA(中国語)	1	2年次以上	
外国語セミナーA(ロシア語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB(ドイツ語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB(フランス語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB(中国語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB(ロシア語)	1	2年次以上	
外国語セミナーC(ドイツ語)	1	3年次以上	
外国語セミナーC(フランス語)	1	3年次以上	
外国語セミナーC(中国語)	1	3年次以上	
外国語セミナーC(ロシア語)	1	3年次以上	
外国語セミナーD(ドイツ語)	1	3年次以上	
外国語セミナーD(フランス語)	1	3年次以上	
外国語セミナーD(中国語)	1	3年次以上	
外国語セミナーD(ロシア語)	1	3年次以上	
外国語セミナーE(ドイツ語)	1	3年次以上	
外国語セミナーE(フランス語)	1	3年次以上	
外国語セミナーE(中国語)	1	3年次以上	
外国語セミナーE(ロシア語)	1	3年次以上	
外国語セミナーF(ドイツ語)	1	3年次以上	
外国語セミナーF(フランス語)	1	3年次以上	
外国語セミナーF(中国語)	1	3年次以上	
外国語セミナーF(ロシア語)	1	3年次以上	
多言語セミナー1(スペイン語)	1	3年次以上	
多言語セミナー2(スペイン語)	1	3年次以上	
多言語セミナー3(スペイン語)	1	3年次以上	
多言語セミナー4(スペイン語)	1	3年次以上	
多言語セミナー1(イタリア語)	1	3年次以上	
多言語セミナー2(イタリア語)	1	3年次以上	
多言語セミナー3(イタリア語)	1	3年次以上	
多言語セミナー4(イタリア語)	1	3年次以上	
多言語セミナー1(韓国語)	1	3年次以上	



多言語セミナー 2 (韓国語)	1	3年次以上	
多言語セミナー 3 (韓国語)	1	3年次以上	
多言語セミナー 4 (韓国語)	1	3年次以上	
多言語セミナー 1 (ラテン語)	1	3年次以上	
多言語セミナー 2 (ラテン語)	1	3年次以上	
多言語セミナー 3 (ラテン語)	1	3年次以上	
多言語セミナー 4 (ラテン語)	1	3年次以上	
複言語共修セミナー (タンデム)	1	3年次以上	
複言語共修セミナー (外国語としての日本語)	1	3年次以上	
グローバルラーニングスキルズ	1	3年次以上	
グローバルエキスパートセミナー	1	3年次以上	

## 追試験に関する内規

(平成27年9月11日 制定)

平成28年1月22日 一部改正

**第1条** 神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第13条第2項の規定に基づき、別途に行う試験(以下、「追試験」という。)に関する事項について定める。

**第2条** 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、神戸大学理学部教授会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護等体験、学外での調査・見学等)
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等の親族 3日以内

**第3条** 追試験受験の願い出は、理由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して理学部長に提出するものとする。

**第4条** 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後1週間以内とする。

**第5条** 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。

**第6条** 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。

**第7条** 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

### 附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

## 理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規

(平成25年11月15日 制定)

「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ(平成25年10月23日全学教務委員会決定)に基づき、理学部・理学研究科において開講している授業科目の成績評価について次のとおり申し立てができるものとする。

### (申し立ての理由)

学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、理学部長・理学研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

### (申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、理学研究科教務学生係に提出することとする。

### (申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに理学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により理学部長・理学研究科長に報告することとする。

### 附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

## 早期卒業の認定基準

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 平成27年2月20日

本学に3年以上在学し、各学科において次の要件を満たした者については早期に卒業を認定する。

### (数 学 科)

以下の条件を満たす場合は3年後期において早期卒業生向けに開講される数学講究(8単位)を履修することができる。

- (1) 2年次および3年次において履修登録制限をされていないこと。
- (2) 3年前期までの修得単位が数学講究の履修基準を満たしていること。
- (3) 3年後期の履修により卒業要件を充足する可能性があること。
- (4) 本人が早期卒業を望んでいること。

当該学期末に卒業要件を充足し、各学年における修得単位数の80%以上がそれぞれ秀又は優である場合は修業年限に満たない場合であっても卒業することができる。

また、2年次において履修登録制限を受けない者は3年次向けの授業科目も履修できる。3年次において履修登録制限を受けない者は4年次向けの授業科目(数学講究を除く)も履修できる。

### (物理学科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し、受理されていること)していること。

### (化 学 科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し、受理されていること)していること。

### (生物学科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し、受理されていること)していること。

### (惑星学科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し、受理されていること)していること。

### 附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成27年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和4年2月18日

この内規は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第36条第1項並びに神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。ただし、第3年次編入学者については除く。

1 認定できる授業科目区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

- |                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| (1) 基礎教養科目            | 6単位                              |
| (2) 総合教養科目            | 6単位                              |
| (3) 外国語 外国語第Ⅰ         | 4単位                              |
| 外国語第Ⅱ                 | 4単位                              |
| (4) 情報科目              | 1単位                              |
| (5) 健康・スポーツ科学         | 1単位                              |
| (6) 専門科目(共通専門基礎科目を含む) | 38単位(本学において修得した単位についてはこの限りではない。) |

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

(1) 申請書(本学部所定の様式)

申請授業科目は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業証明書又は在籍期間証明書

(3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの(講義要項等)

3 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験(筆記又は口頭)を行う。

4 認定された授業科目の単位数については、規則第10条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は、「認定」とする。

### 附 則

この内規は令和4年4月1日から施行する。

## 外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ

(平成17年5月20日理学部教授会決定)

最近改正 平成28年1月22日

1. 神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を6単位を限度として、外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語ⅠA(0.5単位)、日本語ⅠB(0.5単位)、日本語ⅡA(0.5単位)、  
日本語ⅡB(0.5単位)、日本語ⅢA(0.5単位)、日本語ⅢB(0.5単位)、  
日本語ⅣA(0.5単位)、日本語ⅣB(0.5単位)、日本語ⅤA(0.5単位)、  
日本語ⅤB(0.5単位)、日本語ⅥA(0.5単位)、日本語ⅥB(0.5単位)、  
日本語ⅦA(0.5単位)、日本語ⅦB(0.5単位)、日本語ⅧA(0.5単位)、  
日本語ⅧB(0.5単位)、日本事情ⅠA(0.5単位)、日本事情ⅠB(0.5単位)、  
日本事情ⅡA(0.5単位)、日本事情ⅡB(0.5単位)

2. 当人の既修の言語、所属学科等を考慮して上記1.の単位数を制約することもある。

### 附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この申合せ施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

## 転学部・転学科について

平成16年4月1日 決定

本学部生並びに他学部生で、転学部・転学科を希望する者は、下記により取扱うので事前に理学研究科教務学生係へ申し出ること。

### 記

本学部生並びに他学部生で、転学部・転学科(以下、「転学部等」という。)を願い出てきた場合、次の基準により選考の上、本学部教授会の議を経て許可することがある。

ただし、第3年次編入学試験合格者はこの対象としない。

1. 転学部等を志望する者の所属学部・学科と受入れ学科の意見が一致したとき。
2. 当該学科が受入れ可能人数に余裕があると判断したとき。
3. 当該学科が志望者について受入後の履修に十分な学力があると判断したとき。

なお、学力の判定については、入学試験の成績、入学後の成績、面接又は筆記による試験の成績等を総合的に勘案して行うものとする。

申請時期 12月1日～12月15日

適用時期 平成16年4月1日から適用する。

備考 申請時期は上記のとおりであるが、希望者は早めに在学学科の教務委員、あるいは教務学生係に相談すること。

# 神戸大学理学部科目等履修生規程

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 平成28年3月31日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第20条の規定に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

## (出願手続)

**第3条** 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

## (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

## (入学手続)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

## (授業料)

**第6条** 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

## (履修の時期)

**第7条** 履修の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

## (履修期間)

**第8条** 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。



(履修科目)

**第9条** 履修することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。

2 実験、実習及び集中講義については、原則として履修を許可しない。

(試験)

**第10条** 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

**第11条** 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

**第12条** 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

**第13条** 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

途中の附則(略)

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 神戸大学理学部聴講生規程

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 平成28年3月31日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第21条の規定に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

## (出願手続)

**第3条** 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

## (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

## (入学手続)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

## (授業料)

**第6条** 聴講生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

## (聴講の時期)

**第7条** 聴講の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

## (聴講期間)

**第8条** 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第9条 聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。

2 実験、実習及び集中講義については、原則として聴講を許可しない。

(試験)

第10条 聴講生は、聴講した授業科目について試験を受けることができる。

(聴講証明書の交付)

第11条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退学)

第12条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

途中の附則(略)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 神戸大学理学部研究生規程

(平成16年4月1日制定)  
最近改正 平成27年3月31日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第22条の規定に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学に2年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

## (出願手続)

**第3条** 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)学部長に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

## (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

## (入学手続)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

## (授業料)

**第6条** 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

## (入学時期)

**第7条** 入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (研究期間)

**第8条** 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

## (研究)

**第9条** 研究生は、教授会の議を経て定める指導教員の下で研究を行うものとする。

## (授業科目の聴講)

**第10条** 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講するこ

とができる。

**(研究証明書の交付)**

**第11条** 研究事項について、証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

**(退学)**

**第12条** 研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

**(除籍)**

**第13条** 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

**(雑則)**

**第14条** この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

途中の附則(略)

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学理学部外国人特別学生入学選考規程

(平成16年4月1日 制定)

最近改正 平成27年3月31日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認めた者

## (出願手続)

**第3条** 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (3) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類

## (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
  - (2) 日本語修得の程度
  - (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書
- 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者については、学力試験を免除することがある。

## (入学時期)

**第5条** 入学の時期は、学年の初めとする。

## (雑則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、神戸大学理学部教授会の議を経て、学部長が定める。

途中の附則(略)

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業 による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する内規

(平成25年12月20日 制定)

平成27年3月19日 改正

大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する申合せ(平成25年11月7日大学教育推進委員会承認)に基づき、理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定については、以下のとおりとする。

## (授業科目の履修)

1. 大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による授業科目の履修を希望するものは、指定期日までに学部長を経て当該授業科目を開講している大学の許可を受けなければならない。

## (履修授業科目の上限)

2. 理学部で一学期に履修できる授業科目の単位数の上限は、2単位とする。  
なお、この単位は履修科目の登録の上限(CAP制)の単位数には含まない。

## (単位の認定)

3. 修得した単位は、教授会の議を経て認定するものとする。ただし、認定した単位は卒業要件に含めない。

## (認定単位数の上限)

4. 理学部で認定する単位の上限は、2単位とする。

## (その他)

5. その他必要な事項は別に定める。

途中の附則(略)

## 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学ESDコース実施要領

令和6年4月1日 改正

## (趣旨)

第1 神戸大学の各学部規則等の規定により神戸大学ESD(Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育)コース(以下「コース」という。)を置き, その実施に関し必要な事項を定める。

## (設置目的)

第2 コースは, 各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して, 持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

## (授業科目名及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名, 単位数, 開講時期及び開講学部等については, 別表のとおりとする。

## (修了要件)

第4 コースを修了しようとする学生は, 別表に定めるところに従い, 13単位以上を修得しなければならない。

## (修了認定証の授与)

第5 コース修了については, 当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会の議を経て認定を行い, 修了を認定した者については, 修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は, 別紙のとおりとする。

3 修了認定証は, 原則として学位記授与式の日に交付する。

## (雑則)

第6 この要領に定めるもののほか, コースの実施に関し必要な事項は, ESDコース専門委員会が定める。

途中の附則(略)

## 附 則

この要領は, 令和6年4月1日から実施する。

この要領実施の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学, 転入学又は再入学する者については, 改正後の要領にかかわらず, なお従前の例による。



別表 授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授業科目名	単位数	必要修得単位数	配当年次	開講学部等
基礎科目	実践農学入門	2	1	1年次	農学部
	I 群 ESD基礎（持続可能な社会づくり1）	1		1年次	教養教育院
	ESDボランティア論	1		1年次	教養教育院
	ESD実践論	2		3年次	国際人間科学部
	II 群 ESD論（持続可能な社会づくり2）A	1	2	1年次	教養教育院
	ESD論（持続可能な社会づくり2）B	1		1年次	教養教育院
	ESD生涯学習論A	1		1年次	教養教育院
	ESD生涯学習論B	1		1年次	教養教育院
関連科目	環境人文学講義Ⅰ	2	6	2年次	文学部
	環境人文学講義Ⅱ	2		2年次	文学部
	比較政治社会論	2		2年次	国際人間科学部
	スポーツコミュニティ形成論	2		3年次	国際人間科学部
	幼児心理学演習	2		2年次	国際人間科学部
	初等理科論	2		2年次	国際人間科学部
	生活空間計画論	2		2年次	国際人間科学部
	緑地環境論	2		2年次	国際人間科学部
	知覚と行為（知覚・認知心理学）	2		2年次	国際人間科学部
	グローバル開発政策論	2		2年次	国際人間科学部
	生物多様性科学	2		2年次	国際人間科学部
	環境社会学	2		2年次	国際人間科学部
	環境経済学	2		2年次	国際人間科学部
	途上国農村地域開発論	2		2年次	国際人間科学部
	メディア論	2		3年次	国際人間科学部
	ライフコースの心理学（発達心理学）	2		3年次	国際人間科学部
	市民科学教育論	1		1年次	国際人間科学部
	障害共生教育論	2		2年次	国際人間科学部
	コミュニティ・ジェンダー論	2		2年次	国際人間科学部
	国際法Ⅰ	2		2年次	法学部
	国際政治経済	2		2年次	法学部
	環境法	2		3年次	法学部
	社会保障法	2		2年次	法学部
	国際法Ⅱ	2		2年次	法学部
	国際法Ⅲ	2		3年次	法学部
	社会コミュニケーション入門	2		2年次	経済学部
	社会環境会計	2		2年次	経営学部
	人的資源管理	2		2年次	経営学部
	海洋生物学	2		2年次	理学部
	生態科学	2		3年次	理学部
	地域医療学	1		1～3年次	医学部医学科
	地域医療システム学	1		3年次	医学部医学科
	行動科学	1		3年次	医学部医学科
	公衆衛生学	3		3年次	医学部医学科
	国際保健	1		2年次	医学部保健学科
	災害保健	1		3年次	医学部保健学科
	緩和ケア論	1		4年次	医学部保健学科
	リハビリテーション工学・福祉用具学	1		3年次	医学部保健学科
	現代医療と生命倫理	1		1年次	医学部保健学科
	I PW概論	1		1年次	医学部保健学科
公衆衛生学	1	2年次	医学部保健学科		
環境・食品・産業衛生学	1	2年次	医学部保健学科		
小児疾病論	1	2年次	医学部保健学科		
地球環境論	1	1年次	工学部		
水文学	1	3年次	工学部		

	河川流域工学	1		3年次	工学部		
	国際関係論	1		3年次	工学部		
	都市地域計画	2		2年次	工学部		
	合意形成論	1		3年次	工学部		
	農と植物医科学入門	2		1年次	農学部		
	熱帯有用植物学1	1		3年次	農学部		
	熱帯有用植物学2	1		3年次	農学部		
	樹木学	2		1年次	農学部		
	食料生産管理学	2		2年次	農学部		
	森林生態学	2		2年次	農学部		
	土壌と環境	2		3年次	農学部		
	森林保護学	2		3年次	農学部		
	食料産業論	2		3年次	農学部		
	途上国経済論	2		3年次	農学部		
	現代海洋政策概論-1	1		2年次	海洋政策科学部		
	現代海洋政策概論-2	1		2年次	海洋政策科学部		
	海洋法政策概論-1	1		2年次	海洋政策科学部		
	海洋法政策概論-2	1		2年次	海洋政策科学部		
	阪神・淡路大震災と都市の安全	1		2年次	教養教育院		
	ボランティアと社会貢献活動A	1		1年次	教養教育院		
	ボランティアと社会貢献活動B	1		1年次	教養教育院		
フィールド 演習科目	E S D演習 I (環境人文学)	2	4	2年次	文学部		
	E S D演習 II (環境人文学)	2		2年次	文学部		
	E S D演習 I 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	E S D演習 I 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	E S D演習 II 1 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	E S D演習 II 2 (国際人間科学)	1		2年次	国際人間科学部		
	環境法演習	2		3年次	法学部		
	国際法演習	2		3年次	法学部		
	国際関係論演習	2		3年次	法学部		
	E S D演習 I (環境経済学 I)	2		3年次	経済学部		
	E S D演習 II (環境経済学 II)	2		3年次	経済学部		
	初期体験臨床実習	1		1年次	医学部医学科		
	早期臨床実習 1	1		2年次	医学部医学科		
	早期臨床実習 2	1		3年次	医学部医学科		
	地域社会実習	1		4年次	医学部医学科		
	I P W	1		4年次	医学部医学科		
	初期体験実習	1		1年次	医学部保健学科		
	I P W統合演習	1		4年次	医学部保健学科		
	研究ゼミナール	1		2年次	医学部保健学科		
	看護研究方法論	1		3年次	医学部保健学科		
	寄生虫検査学実習	1		3年次	医学部保健学科		
	検査統合演習	1		3年次	医学部保健学科		
	日常生活活動学実習	1		2年次	医学部保健学科		
	理学療法地域医療実習	1		3年次	医学部保健学科		
	基礎作業学実習 I	1		2年次	医学部保健学科		
	基礎作業学実習 II	1		3年次	医学部保健学科		
	兵庫県農業環境論 A	1		2年次	農学部		
	兵庫県農業環境論 B	1		2年次	農学部		
	実践農学	2		2年次	農学部		
	E S D総合演習	2		3年次	教養教育院		
	必要修得単位数の合計			13単位 以上			

(別紙)

第 号

## 神戸大学E S Dコース修了認定証

殿

年 月 日生

上記の者は持続可能な社会づくりに資する人材を養成する神戸大学  
E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開  
発のための教育) コースの所定の単位を修得したので同コー  
ス修了者と認定する

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人神戸大学長

○ ○ ○ ○

# 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム実施要領

令和4年1月18日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定

最新改正 令和6年2月19日

## (趣旨)

**第1条** この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム(以下「プログラム」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

**第2条** プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

## (レベル)

**第3条** プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

## (授業科目名, 単位数及び修了要件)

**第4条** プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

## (修了認定)

**第5条** プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行い、修了を認定した者については、オープンバッジを発行する。

## (雑則)

**第6条** この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

途中の附則(略)

## 附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

(1) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム (リテラシーレベル)

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	情報科目	1	2単位
	データサイエンス基礎学	基礎教養科目	1	
必要修得単位数の合計				2単位

(2) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム (応用基礎レベル)

理学部 数学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	総合教養科目	1	2単位
	データサイエンス概論B	総合教養科目	1	
選択必修	線形代数1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	線形代数2	共通専門基礎科目	1	
	線形代数3	共通専門基礎科目	1	
	線形代数4	共通専門基礎科目	1	
	微分積分1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分3	共通専門基礎科目	1	
	微分積分4	共通専門基礎科目	1	
	数理統計1	共通専門基礎科目	1	
	数理統計2	共通専門基礎科目	1	
	計算数学1・同演習	専門科目	4	
計算数学2	専門科目	2		
データサイエンスPBL演習	高度教養科目	1		
特別講義 (高度教養) 日本総研× 神戸大学 オープンイノベーションワークショップ 「ITと金融ビジネスの最前線」	高度教養科目	1		
必要修得単位数の合計				6単位以上

理学部 物理学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	総合教養科目	1	2単位
	データサイエンス概論B	総合教養科目	1	
選択必修	線形代数1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	線形代数2	共通専門基礎科目	1	
	線形代数3	共通専門基礎科目	1	
	線形代数4	共通専門基礎科目	1	
	微分積分1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分3	共通専門基礎科目	1	
	微分積分4	共通専門基礎科目	1	
	物理実験学	専門科目	2	2単位以上
	物理学情報処理	専門科目	4	
	データサイエンスPBL演習	高度教養科目	1	
	特別講義（高度教養） 日本総研× 神戸大学 オープンイノベーションワークショップ 「ITと金融ビジネスの最前線」	高度教養科目	1	
	必要修得単位数の合計			

理学部 化学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	総合教養科目	1	2単位
	データサイエンス概論B	総合教養科目	1	
選択必修	線形代数1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	線形代数2	共通専門基礎科目	1	
	線形代数3	共通専門基礎科目	1	
	線形代数4	共通専門基礎科目	1	
	微分積分1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分3	共通専門基礎科目	1	
	微分積分4	共通専門基礎科目	1	

	化学熱力学Ⅳ	専門科目	2	2単位以上
	データサイエンス基礎演習	総合教養科目	1	
	計算機化学実験	専門科目	1	
	データサイエンスPBL演習	高度教養科目	1	
	特別講義（高度教養） 日本総研× 神戸大学 オープンイノベーションワークショップ 「ITと金融ビジネスの最前線」	高度教養科目	1	
必要修得単位数の合計				6単位以上

理学部 生物学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	総合教養科目	1	2単位
	データサイエンス概論B	総合教養科目	1	
選択必修	線形代数入門1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	線形代数入門2	共通専門基礎科目	1	
	線形代数1	共通専門基礎科目	1	
	線形代数2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分2	共通専門基礎科目	1	
	生物学実験IA	専門科目	2	2単位以上
	生物学実験IB	専門科目	2	
	データサイエンス基礎演習	総合教養科目	1	
データサイエンスPBL演習	高度教養科目	1		
特別講義（高度教養） 日本総研× 神戸大学 オープンイノベーションワークショップ 「ITと金融ビジネスの最前線」	高度教養科目	1		
必要修得単位数の合計				6単位以上

理学部 惑星学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	総合教養科目	1	2単位
	データサイエンス概論B	総合教養科目	1	
選択必修	微分積分1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	微分積分2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分3	共通専門基礎科目	1	
	微分積分4	共通専門基礎科目	1	
	線形代数1	共通専門基礎科目	1	
	線形代数2	共通専門基礎科目	1	
	線形代数3	共通専門基礎科目	1	
	線形代数4	共通専門基礎科目	1	
	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	専門科目	2	2単位以上
	惑星学実習B	専門科目	2	
	データサイエンスPBL演習	高度教養科目	1	
	特別講義（高度教養） 日本総研× 神戸大学 オープンイノベーションワークショップ 「ITと金融ビジネスの最前線」	高度教養科目	1	
	必要修得単位数の合計			



# 理学部担当教員一覧

令和6年4月現在

学科	大分野	教育研究分野	主要内容	教 員				
				教 授	准教授	講 師	助 教	
数 学	解析数理	関数方程式	非線形微分方程式の数学的研究	太田 泰広	檜垣 充朗			
		関数解析	フーリエ解析, 及び, 偏微分方程式の関数解析的手法による研究	高岡 秀夫				
		複素解析	複素関数論, 特殊関数論及び関連する微分方程式	山田 泰彦				
	構造数理	代数学	整数論, 代数幾何	吉岡 康太 谷口 隆	森本 和輝 佐野 太郎			
		幾何学	微分幾何, 結び目及び絡み目	ラスマン・ウェイン 佐藤 進 佐治健太郎			和田 康載	
	応用数理	確率数理	確率論	福山 克司				
計算数理		数理学に現れる計算方法, その計算機上での効率的実装と計算代数システムの開発, 統計への応用	高山 信毅 青木 敏 谷口 隆晴					
物 理 学	理論物理学	素粒子宇宙理論	宇宙における時空と物質の起源と進化の研究	早田 次郎	神野 隆介	伊藤 飛鳥		
		物性理論	物性(特に磁性体, 固体構造, 高温超伝導)の理論的研究		久保木一浩 西野 友年			
		量子物性論	強相関電子系を中心とした固体の電子状態に関する理論的研究					
	粒子物理学	粒子物理学	高エネルギー物理学の実験的研究, 加速器及び宇宙線を用いた素粒子の実験的研究	藏重 久弥 竹内 康雄 山崎 祐司	身内賢太郎 越智 敦彦	前田 順平 鈴木 州		
		物性物理学	極限物性物理学	極低温, 強磁場における固体の磁氣的, 電氣的, 光学的性質に関する実験的研究		大道 英二 大久保 晋		
			低温物性物理学	核磁気共鳴を主な手段とした超伝導, 磁性などに関する実験的研究	藤 秀樹	小手川 恒		
電子物性物理学	強相関電子系物質の純良単結晶育成と物性測定による実験的研究	菅原 仁	松岡 英一					
化 学	物理化学	分子動力学	分子構造及び動的挙動, レーザー分光, レーザーによる反応制御	和田 昭英	笠原 俊二			
		物性物理化学	表面と界面の化学 超分子化合物結晶の構造と物性	大西 洋 木村建次郎	枝 和男			
		反応物理化学	機能性材料およびタンパク質における光エネルギー変換	小堀 康博 立川 貴士				
	無機化学	固体化学	結晶・非晶質固体など凝縮系物質の合成および構造・物性の評価	持田 智行 内野 隆司	高橋 一志			
		溶液化学	溶液界面(油水界面または電極表面)を用いる電気分析化学					
		状態解析化学	凝縮相における分子構造と分子相互作用	富永 圭介	秋本 誠志			

学科	大分野	教育研究分野	主 要 内 容	教 員			
				教 授	准教授	講 師	助 教
化学	有機化学	有機反応化学	有機化合物の合成，反応機構及び構造。新規な触媒的変換反応，生理活性物質を指向した不斉合成反応の開発	林 昌彦 松原 亮介			
		有機分子機能	社会利用を目的とした機能性有機分子やマテリアル，化学反応および反応プロセスの開発		津田 明彦		
		生命分子化学	タンパク質の高次構造と機能，NMR分光学		田村 厚夫 茶谷 絵理 木村 哲就		
生物学	生体分子機構	分子生理	動物の感覚機構及び運動機構の分子・細胞・個体レベルでの解析	青沼 仁志	佐倉 緑	武石 明佳	
		細胞機能	植物の成長生理，発生と分化，環境応答に関する研究	石崎 公庸 深城 英弘			
		情報機構	生体内における情報伝達機構の解析	宮本 昌明	森田 光洋 塚本 寿夫		柏崎 隼
	生命情報伝達	形質発現	生物における遺伝情報発現過程の分子レベルでの解析	井上 邦夫		松花 沙織	
		遺伝情報	遺伝情報の維持・多様化を担う分子機構及びゲノム損傷応答を制御する細胞内情報伝達の解析	菅澤 薫	横井 雅幸		酒井 恒
		遺伝子機能	細胞のがん化や細胞死，胚の初期発生等における遺伝子機能の解析	鎌田 真司	影山 裕二		岩崎 哲史
	生物多様性	生態・種分化	生物多様性を生み出す機構としての種間相互作用や種分化，および生態系機能に関する研究	奥田 昇 末次 健司	辻 かおる		
		進化・系統	藻類の多様性と進化，系統分類，代謝生理，細胞構造，生態などに関する研究	上井 進也	坂山 英俊	大沼 亮	星野 雅和
惑星学	基礎惑星学	地質学	物質と構造から地球表層で起こる地質現象，環境・生命の進化を研究する	山本 由弦		山崎 和仁	
		岩石学・鉱物学	地球の物質的進化と火成活動メカニズムを，理論，実験，岩石鉱物分析により研究する	金子 克哉		清杉 孝司	中岡 礼奈
		固体地球物理学	地震現象や沈み込み帯で起こる諸現象の解明に関する解析的・数値的研究	吉岡 祥一			笥 楽麿
		流体地球物理学	地球および惑星の流体圏(主に大気)の構造と進化を，理論と数値シミュレーションを用いて考察する		高橋 芳幸	樫村 博基	
		惑星宇宙物理学	惑星形成，衛星-リング系，太陽系小天体の起源に関する研究	大槻 圭史	中村 昭子		平田 直之
	新領域惑星学	実験惑星科学	地球を始めとする惑星の起源や進化を室内実験や惑星探査により研究する	荒川 政彦		保井みなみ	
		観測海洋底科学	地球物理学的な観測事実にもとづいて，海洋底から固体地球のダイナミクスを明らかにする	島 伸和 杉岡 裕子	廣瀬 仁		南 拓人
		計算惑星学	理論・シミュレーションによる天体形成・進化の研究，そのためのアルゴリズム，ソフトウェア，計算機の開発	牧野淳一郎	斎藤 貴之		

# 3. 研究科規則等

# 神戸大学大学院理学研究科規則

(平成19年3月20日 制定)  
最近改正 令和6年3月25日

## (趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)及び神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (研究科における教育研究上の目的)

**第2条** 研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献するための教育研究を行う。

## (課程)

**第3条** 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

## (専攻及び講座等)

**第4条** 研究科に置く専攻、講座及び教育研究分野は、別表第1のとおりとする。

## (各専攻における教育研究上の目的)

**第5条** 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

### (1) 数学専攻

自然界及び社会現象における数理を探求し、広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、数学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、数学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

### (2) 物理学専攻

宇宙から分子、原子及び素粒子に至る広い範囲にわたって、物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、物理学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、物理学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

### (3) 化学専攻

新しい物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、化学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、化学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

### (4) 生物学専攻

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、生物学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、生物学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

(5) 惑星学専攻

地球・太陽系・宇宙に係る構造・起源・進化及びそこで生起する諸現象の解明を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、惑星学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、惑星学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長2人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第8条 研究科の各専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長は、専攻ごとに研究科に配置された教授の中から選出する。

4 専攻長の任期は、1年とする。

5 専攻長の選考に関し必要な事項は、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て定める。

(副専攻長)

第9条 研究科の各専攻に、副専攻長を置く。

2 副専攻長は、専攻長の職務を補佐する。

3 副専攻長は、専攻ごとに研究科に配置された教授の中から選出する。

4 副専攻長の任期は、1年とする。

5 副専攻長の選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

(前期課程の入学資格)

第10条 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

**(前期課程への早期入学)**

**第10条の2** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

**(進学)**

**第11条** 神戸大学(以下「本学」という。)大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

**(後期課程の入学資格)**

**第12条** 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

**(入学者選抜)**

**第13条** 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

**(転専攻)**

**第14条** 学生は、所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り、転専攻を願い出ることができる。

- 2 前項の規定により転専攻の願い出があつた場合には、教授会の議を経て許可することがある。
- 3 転専攻の時期等については、別に定める。

**(転入学)**

**第15条** 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

**(再入学)**

**第16条** 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

**(教育方法)**

**第17条** 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 前項に掲げる授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

**(授業科目等)**

**第18条** 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

**(単位の基準)**

**第19条** 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

**(指導教員)**

**第20条** 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に配置された教授及び連携講座の教授とする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に配置された准教授、講師及び助教又は連携講座の准教授をもって充てることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特任教員の研究指導担当については、別に定めるところによる。

**(授業科目の履修)**

**第21条** 学生は、授業科目の履修に当たり、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

4 第2項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、第32条に規定する単位として認めることができる。

**(他大学大学院の授業科目の履修)**

**第22条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前期課程にあつては15単位を限度とし、後期課程にあつては4単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第32条に規定する単位として認めることができる。

4 前3項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履

修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修させる場合について準用する。

**(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)**

**第22条の2** 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに、外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を限度として、第32条に規定する単位として認めることができる。

**(入学前の既修得単位の認定)**

**第23条** 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前期課程にあつては15単位(ただし、第22条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。)を限度とし、後期課程にあつては4単位を限度として、第32条に規定する単位として認めることができる。

**(特別の課程における学修に関する単位の認定)**

**第23条の2** 教学規則第74条の3の規定に基づく特別の課程における学修に関する単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 前項により与えることができる単位数は、第22条及び第22条の2の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

**(他大学大学院等の研究指導)**

**第24条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、後期課程の学生にあつては、特別の事情があると認められる場合に限り、2年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

**(数理・情報プログラム教育コース)**

**第25条** 数理学及び情報科学に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を養成するため、前期課程に数理・情報プログラム教育コースを置く。

2 数理・情報プログラム教育コースに関し必要な事項は、別に定める。

**(数理・経済プログラム教育コース)**

**第25条の2** 高度専門職に必要な総合的知識を有する人材を養成するため、前期課程に数理・経済プログラム教育コースを置く。

2 数理・経済プログラム教育コースに関し必要な事項は、別に定める。

**(環境・化学プログラム教育コース)**

**第25条の3** 基礎化学と環境学に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を育成するため、前期課程に環境・化学プログラム教育コースを置く。

2 環境・化学プログラム教育コースに関し必要な事項は、別に定める。

**(英語コース)**

**第25条の4** 理学に関する幅広い知識を有し、国際的に活躍できる人材を養成するため、前期課程に



英語コースを置く。

- 2 英語コースに関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

**第26条** 学生は、第22条及び第24条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

**第27条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

(単位の授与)

**第28条** 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(前期課程の研究経過発表会)

**第29条** 各専攻は、別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

- 2 前期課程の学生は、研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ、学位論文を提出することができない。

(後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会)

**第30条** 各専攻は、後期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。

- 2 各専攻は、別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として、研究成果発表会を開催するものとする。
- 3 後期課程の学生は、研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ、学位論文を提出することができない。

(学位論文の審査及び最終試験)

**第31条** 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

**第31条の2** 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

(課程の修了)

**第32条** 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、別表第2に定める授業科目のうちから30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、別表第3に定める授業科目のうちから10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(学位の授与)

**第33条** 前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 前2項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

前期課程 理学

博士課程 理学又は学術

(特別聴講学生)

**第34条** 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

**第35条** 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

**第36条** 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

**第37条** 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

**第38条** 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、研究科に配置された教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

**第39条** 前期課程において、教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前期課程において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第4のとおりとする。

(雑則)

**第40条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

途中の附則(略)

## 附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 専攻、講座及び教育研究分野(第4条関係)

専攻	講座	教育研究分野
数学専攻	解析数理	関数方程式
		関数解析
		複素解析
	構造数理	代数学
		幾何学
	応用数理	確率数理
計算数理		
物理学専攻	理論物理学	素粒子宇宙理論
		物性理論
		量子物性論
	粒子物理学	粒子物理学
	物性物理学	極限物性物理学
		低温物性物理学
電子物性物理学		
化学専攻	物理化学	分子動力学
		物性物理化学
		反応物理化学
	無機化学	固体化学
		溶液化学
		状態解析化学
	有機化学	有機反応化学
		生命分子化学
	有機分子機能	
構造解析化学*	構造解析化学	
理論生物化学*	理論生物化学	
生物学専攻	生体分子機構	分子生理
		細胞機能
		情報機構
	生命情報伝達	形質発現
		遺伝情報
		遺伝子機能
生物多様性	生態・種分化	
	進化・系統	
発生生物学*	発生生物学	
生物制御科学*	生物制御科学	
惑星学専攻	基礎惑星学	地質学
		岩石学・鉱物学
		固体地球物理学
		流体地球物理学
		惑星宇宙物理学
	新領域惑星学	実験惑星科学
		観測海洋底科学
		計算惑星学
応用惑星学*	応用惑星学	
惑星地球変動史*	惑星地球変動史	

(注)\*印は、連携講座を示す。

**別表第2 前期課程の授業科目及び単位数等(第18条, 第32条関係)**

(1) - 1 専攻共通 (英語コースを除く。)

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
先端融合科学特論B (理学)	1	選択	
特別講義	その都度定める	選択	
特別講義2	その都度定める	選択	

(1) - 2 専攻共通 (英語コース)

Course	Credits	
Advanced Science and Technology B (science)	1	Elective *Z1
Special Lecture	Case-by-case	Elective *Z2

## (2) - 1 数学専攻

科目名	単位数	選択・選択必修の別	備考
先端融合科学特論A (数学)	1	必修	
解析学 1	2	選択必修	6 単位以上
解析学 2	2	〃	
代数学	2	〃	
幾何学	2	〃	
表現論	2	〃	
計算情報数学	2	〃	
確率過程論	2	〃	
解析学序論	4	選択	
代数学序論	4	〃	
幾何学序論	4	〃	
応用数学序論	4	〃	
解析学続論	4	〃	
代数学続論	4	〃	
幾何学続論	4	〃	
応用数学続論	4	〃	
解析数理特論 1	2	〃	
解析数理特論 2	2	〃	
構造数理特論 1	2	〃	
構造数理特論 2	2	〃	
応用数理特論 1	2	〃	
応用数理特論 2	2	〃	
現代数学概論	4	〃	
現代数学特論	4	〃	
数学コミュニケーション序論	2	〃	
数学コミュニケーション続論	2	〃	
総合演義 1	2	〃	
総合演義 2	2	〃	
科学英語 1 (数学)	1	〃	
科学英語 2 (数学)	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
数学講究 1	4	選択必修	8 単位以上
数学講究 2	4	〃	
数学講究 3	4	〃	
数学講究 4	4	〃	

## 履修要件

必修科目：1 単位

選択必修科目：1 4～3 0 単位

選択科目：0～1 5 単位

専攻共通の先端融合科学特論B (理学) 及び特別講義も含めることができる。  
 専攻共通の特別講義 2, 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて 4 単位まで  
 算入することができる。

合計 3 0 単位

(2) - 2 数学専攻英語コース

Course	Credits	
Aspects of Mathematics A	2	Elective Compulsory *A
Aspects of Mathematics B	2	
Aspects of Physics A	2	
Aspects of Physics B	2	
Aspects of Chemistry A	2	
Aspects of Chemistry B	2	
Aspects of Biology A	2	
Aspects of Biology B	2	
Aspects of Planetology A	2	
Aspects of Planetology B	2	
Analysis 1	2	
Analysis 2	2	
Algebra	2	
Geometry	2	
Representation Theory	2	
Computational Mathematics	2	
Theory of Stochastic Processes	2	
Topics on Analysis 1	2	Elective
Topics on Analysis 2	2	
Topics on Algebra and Geometry 1	2	
Topics on Algebra and Geometry 2	2	
Topics on Applied Mathematics 1	2	
Topics on Applied Mathematics 2	2	
Comprehensive Studies and Exercises 1	2	
Comprehensive Studies and Exercises 2	2	
English for Science 1 (Mathematics)	1	
English for Science 2 (Mathematics)	1	
Special Lecture	Case-by-case	
Thesis Research 1	4	Elective Compulsory *B
Thesis Research 2	4	
Thesis Research 3	4	
Thesis Research 4	4	

Credit Requirements

6 or more credits required from \*A.

8 or more credits required from \*B.

Elective \*Z1 is approved for up to 1 credit.

Elective \*Z2, other department and other graduate school courses are approved for up to 4 credits.

Total: at least 30 credits

## (3) - 1 物理学専攻

科目名	単位	選択・選択必修の別	備考
先端融合科学特論A (物理学)	1	必修	
物性論 I	4	選択必修	4～8単位
高エネルギー物理学 I	4	〃	
理論物理学 I	4	〃	
低温物性学	2	選択	
極限物性学	2	〃	
電子物性学	2	〃	
素粒子実験学 I	1	〃	
素粒子実験学 II	1	〃	
素粒子実験学 III	1	〃	
素粒子実験学 IV	1	〃	
素粒子理論 I	2	〃	
素粒子理論 II	1	〃	
素粒子理論 III	1	〃	
宇宙論 I	2	〃	
宇宙論 II	2	〃	
量子物性 I	2	〃	
量子物性 II	2	〃	
科学英語 1 (物理学)	1	〃	
科学英語 2 (物理学)	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
論文講究 I	4	選択必修	4単位以上
論文講究 II	4	〃	
特定研究 I	4	〃	4単位以上
特定研究 II	4	〃	

## 履修要件

必修科目：1単位

選択必修科目：1 4～2 4単位

選択科目：5単位以上

専攻共通の先端融合科学特論B (理学) 及び特別講義も含めることができる。

専攻共通の特別講義2, 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで

算入することができる。

合計30単位

(3) - 2 物理学専攻英語コース

Course	Credits	
Solid State Physics I	4	Elective Compulsory *A
High Energy Physics I	4	
Theoretical Physics I	4	
Aspects of Mathematics A	2	Elective Compulsory *B
Aspects of Mathematics B	2	
Aspects of Physics A	2	
Aspects of Physics B	2	
Aspects of Chemistry A	2	
Aspects of Chemistry B	2	
Aspects of Biology A	2	
Aspects of Biology B	2	
Aspects of Planetology A	2	
Aspects of Planetology B	2	
Low Temperature Solid State Physics	2	
Condensed Matter Physics in Extreme Condition	2	
Experimental Study of Strongly Correlated Electron Systems	2	
Experimental Methods in Particle Physics I	1	
Experimental Methods in Particle Physics II	1	
Experimental Methods in Particle Physics III	1	
Experimental Methods in Particle Physics IV	1	
Elementary Particle Theory I	2	
Elementary Particle Theory II	1	
Elementary Particle Theory III	1	
Cosmology I	2	
Cosmology II	2	
Quantum Condensed Matter Physics I	2	
Quantum Condensed Matter Physics II	2	
Special Lecture	Case-by-case	
Colloquium I	4	Elective Compulsory *C
Colloquium II	4	
Master Course Research I	4	Elective Compulsory *D
Master Course Research II	4	

Credit Requirements

4-8 credits required from \*A.

4 or more credits required from \*B.

4 or more credits required from \*C.

4 or more credits required from \*D.

Elective \*Z1 is approved for up to 1 credit.

Electives \*Z2 is approved for credits.

Courses from other departments and other graduate schools are approved for up to 4 credits.

Total: at least 30 credits



## (4) - 1 化学専攻

科 目 名	単位	選択・選択必修の別	備考
先端融合科学特論A (化学)	1	必修	
物理化学Ⅰ	2	選択必修	4～8単位
物理化学Ⅱ	2	〃	
無機化学Ⅰ	2	〃	
無機化学Ⅱ	2	〃	
有機化学Ⅰ	2	〃	
有機化学Ⅱ	2	〃	
反応化学特論	2	選択	
物性物理化学特論	2	〃	
無機・分析化学特論1	1	〃	
無機・分析化学特論2	1	〃	
溶液化学特論	1	〃	
生物無機化学特論	1	〃	
有機化学特論	2	〃	
生物化学特論	2	〃	
構造解析学	2	〃	
理論生物化学	2	〃	
科学英語1 (化学)	1	〃	
科学英語2 (化学)	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
論文講究Ⅰ	4	選択必修	4単位以上
論文講究Ⅱ	4	〃	
特定研究Ⅰ	4	〃	4単位以上
特定研究Ⅱ	4	〃	

## 履修要件

必修科目：1単位

選択必修科目：12～24単位

選択科目：5単位以上

専攻共通の先端融合科学特論B (理学) 及び特別講義も含めることができる。

専攻共通の特別講義2, 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで

算入することができる。

合計30単位

## (4) - 2 化学専攻英語コース

Course	Credits	
Aspects of Mathematics A	2	Elective Compulsory *A
Aspects of Mathematics B	2	
Aspects of Physics A	2	
Aspects of Physics B	2	
Aspects of Chemistry A	2	
Aspects of Chemistry B	2	
Aspects of Biology A	2	
Aspects of Biology B	2	
Aspects of Planetology A	2	
Aspects of Planetology B	2	
Physical Chemistry I	2	
Physical Chemistry II	2	
Inorganic Chemistry I	2	
Inorganic Chemistry II	2	
Organic Chemistry I	2	
Organic Chemistry II	2	
Advanced Reaction Chemistry	2	Elective
Advanced Material Physical Chemistry	2	
Analytical and Inorganic Chemistry	2	
Advanced Solution Chemistry	1	
Advanced Bioinorganic Chemistry	1	
Advanced Organic Chemistry	2	
Advanced Biochemistry	2	
Structure Chemistry	2	
Theoretical Biological Chemistry	2	
English for Science 1 (Chemistry)	1	
English for Science 2 (Chemistry)	1	
Special Lecture	Case-by-case	
Colloquium I	4	
Colloquium II	4	
Master Course Research I	4	Elective Compulsory *C
Master Course Research II	4	

## Credit Requirements

6 or more credits required from \*A.

4 or more credits required from \*B.

4 or more credits required from \*C.

Elective \*Z1 is approved for up to 1 credit.

Elective \*Z2, other department and other graduate school courses are approved for up to 4 credits.

Total: at least 30 credits

## (5) - 1 生物学専攻

科目名	単位	選択・選択必修の別	備考
先端融合科学特論A (生物学)	1	必修	
生体分子機構概論 I	2	選択必修	6～8単位 選択必修
生体分子機構概論 II	2	〃	
生命情報伝達概論 I	2	〃	
生命情報伝達概論 II	2	〃	
生物多様性概論 I	2	〃	
生物多様性概論 II	2	〃	
生理学特論 I	2	選択	
生理学特論 II	2	〃	
生化学特論 I	2	〃	
生化学特論 II	2	〃	
細胞生物学特論	2	〃	
分子遺伝学特論	2	〃	
神経生物学特論	2	〃	
情報伝達機構特論	2	〃	
発生生物学特論 I	2	〃	
生物制御科学特論 I	2	〃	
系統分類学特論	2	〃	
生態学特論	2	〃	
細胞内動態論	2	〃	
科学英語 1 (生物学)	1	〃	
科学英語 2 (生物学)	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
論文講究 I	4	選択必修	4単位以上
論文講究 II	4	〃	
特定研究 I	4	〃	4単位以上
特定研究 II	4	〃	

## 履修要件

必修科目：1単位

選択必修科目：16～24単位

選択科目：5単位以上

専攻共通の先端融合科学特論B (理学) 及び特別講義も含めることができる。

専攻共通の特別講義2, 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで

算入することができる。

合計30単位

## (5) - 2 生物学専攻英語コース

Course	Credits	
Aspects of Mathematics A	2	Elective Compulsory *A
Aspects of Mathematics B	2	
Aspects of Physics A	2	
Aspects of Physics B	2	
Aspects of Chemistry A	2	
Aspects of Chemistry B	2	
Aspects of Biology A	2	
Aspects of Biology B	2	
Aspects of Planetology A	2	
Aspects of Planetology B	2	
Special Lecture	Case-by-case	
Advanced Biology IA	4	Elective Compulsory *B
Advanced Biology IB	4	
Advanced Biology IIA	4	
Advanced Biology IIB	4	
Advanced Biology IIIA	4	
Advanced Biology IIIB	4	
Colloquium I	4	Elective Compulsory *C
Colloquium II	4	
Master Course Research I	4	Elective Compulsory *D
Master Course Research II	4	

## Credit Requirements

2 or more credits required from \*A.

4 or more credits required from \*B.

4 or more credits required from \*C.

4 or more credits required from \*D.

Elective \*Z1 is approved for up to 1 credit.

Elective \*Z2, other department and other graduate school courses are approved for up to 4 credits.

Total: at least 30 credits

## (6) - 1 惑星学専攻

科目名	単位	選択・選択必修の別	備考
先端融合科学特論A (惑星学)	1	必修	
惑星学要論	4	選択必修	4～8単位
惑星学通論1	1	〃	
惑星学通論2	1	〃	
惑星学通論3	1	〃	
惑星学通論4	1	〃	
惑星学詳論Ⅰ-1	1	選択	
惑星学詳論Ⅰ-2	1	〃	
惑星学詳論Ⅰ-3	1	〃	
惑星学詳論Ⅱ-1	1	〃	
惑星学詳論Ⅱ-2	1	〃	
科学英語1 (惑星学)	1	〃	
科学英語2 (惑星学)	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅰ-1	1	〃	*0～2単位
基礎惑星学特論Ⅰ-2	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅱ-1	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅱ-2	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅲ-1	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅲ-2	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅳ-1	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅳ-2	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅴ-1	1	〃	
基礎惑星学特論Ⅴ-2	1	〃	
新領域惑星学特論Ⅰ-1	1	〃	
新領域惑星学特論Ⅰ-2	1	〃	
新領域惑星学特論Ⅱ-1	1	〃	
新領域惑星学特論Ⅱ-2	1	〃	
新領域惑星学特論Ⅲ-1	1	〃	
新領域惑星学特論Ⅲ-2	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
論文講究Ⅰ	4	選択必修	4単位以上
論文講究Ⅱ	4	〃	
特定研究Ⅰ	4	〃	4単位以上
特定研究Ⅱ	4	〃	

## 履修要件

必修科目：1単位

選択必修科目：12～24単位

選択科目：5単位以上

専攻共通の先端融合科学特論B (理学) 及び特別講義も含めることができる。  
 専攻共通の特別講義2, 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

\*：修了必要単位として2単位まで算入することができる。

合計30単位

(6) - 2 惑星学専攻英語コース

Course	Credits	
Aspects of Mathematics A	2	Elective Compulsory *A
Aspects of Mathematics B	2	
Aspects of Physics A	2	
Aspects of Physics B	2	
Aspects of Chemistry A	2	
Aspects of Chemistry B	2	
Aspects of Biology A	2	
Aspects of Biology B	2	
Aspects of Planetology A	2	
Aspects of Planetology B	2	
Advanced Planetology I	2	Elective
Advanced Planetology II	2	
Advanced Planetology III	2	
Advanced Planetology IV	2	
Special Lecture	Case-by-case	
Colloquium I	4	Elective Compulsory *B
Colloquium II	4	
Master Course Research I	4	Elective Compulsory *C
Master Course Research II	4	

Credit Requirements

4 or more credits required from \*A.

4 or more credits required from \*B.

4 or more credits required from \*C.

Elective \*Z1 is approved for up to 1 credit.

Electives \*Z2 is approved for credits.

Courses from other departments and other graduate schools are approved for up to 4 credits.

Total: at least 30 credits

**別表第3 後期課程の授業科目及び単位数等(第18条, 第32条関係)**

(1) 専攻共通

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
特別講義	その都度定める	選択	
特別講義2	その都度定める	〃	
ジョブ型研究インターンシップ	2	〃	

(2) 数学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
解析数理特論3 a	1	選択	
解析数理特論3 b	1	〃	
解析数理特論4 a	1	〃	
解析数理特論4 b	1	〃	
構造数理特論3 a	1	〃	
構造数理特論3 b	1	〃	
構造数理特論4 a	1	〃	
構造数理特論4 b	1	〃	
応用数理特論3 a	1	〃	
応用数理特論3 b	1	〃	
応用数理特論4 a	1	〃	
応用数理特論4 b	1	〃	
総合演義3	2	〃	
総合演義4	2	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
特定研究	4	必修	

履修要件

必修科目：特定研究4単位

選択科目：6単位

自専攻授業科目，専攻共通の特別講義から修得すること。なお，専攻共通の特別講義2，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位

## (3) 物理学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
物性論Ⅱ a	1	選択	
物性論Ⅱ b	1	〃	
物性論Ⅲ a	1	〃	
物性論Ⅲ b	1	〃	
高エネルギー物理学Ⅱ a	1	〃	
高エネルギー物理学Ⅱ b	1	〃	
高エネルギー物理学Ⅲ a	1	〃	
高エネルギー物理学Ⅲ b	1	〃	
理論物理学Ⅱ a	1	〃	
理論物理学Ⅱ b	1	〃	
理論物理学Ⅲ a	1	〃	
理論物理学Ⅲ b	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
特定研究	4	必修	

## 履修要件

必修科目：特定研究 4 単位

選択科目：6 単位

自専攻授業科目，専攻共通の特別講義から修得すること。なお，専攻共通の特別講義 2，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて 2 単位まで算入することができる。

合計 10 単位

## (4) 化学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
物理化学特論Ⅰ	2	選択	
物理化学特論Ⅱ	2	〃	
無機化学特論Ⅰ	2	〃	
無機化学特論Ⅱ	2	〃	
有機化学特論Ⅰ	2	〃	
有機化学特論Ⅱ	2	〃	
構造解析学特論	2	〃	
理論生物化学特論	2	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
特定研究	4	必修	

## 履修要件

必修科目：特定研究 4 単位

選択科目：6 単位

自専攻授業科目，専攻共通の特別講義から修得すること。なお，専攻共通の特別講義 2，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて 2 単位まで算入することができる。

合計 10 単位



(5) 生物学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
生体分子機構特論Ⅰ	2	選択	
生体分子機構特論Ⅱ	2	〃	
生命情報伝達特論Ⅰ	2	〃	
生命情報伝達特論Ⅱ	2	〃	
生物多様性特論Ⅰ	2	〃	
生物多様性特論Ⅱ	2	〃	
発生生物学特論Ⅱ	2	〃	
生物制御科学特論Ⅱ	2	〃	
科学英語 1 (生物学)	1	〃	
科学英語 2 (生物学)	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
特定研究	4	必修	

履修要件

必修科目：特定研究 4 単位

選択科目：6 単位

自専攻授業科目，専攻共通の特別講義から修得すること。なお，専攻共通の特別講義 2，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて 2 単位まで算入することができる。

合計 10 単位

(6) 惑星学専攻

科目名	単位数	必修・選択の別	備考
惑星学特論 1	1	選択	
惑星学特論 2	1	〃	
惑星学特論 3	1	〃	
惑星学特論 4	1	〃	
特別講義	その都度定める	〃	
特定研究	4	必修	

履修要件

必修科目：特定研究 4 単位

選択科目：6 単位

自専攻授業科目，専攻共通の特別講義から修得すること。なお，専攻共通の特別講義 2，他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて 2 単位まで算入することができる。

合計 10 単位

**別表第4 取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科(第39条関係)**

専攻	免許状の種類	免許教科
数学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数 学
物理学専攻 化学専攻 生物学専攻 惑星学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理 科

## 履修方法等について

### 1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導(研究指導)を行うものとされています。

### 2 授業について

#### (1) 学期(授業期間)

本学では、年度を前期(4月1日～9月30日)、後期(10月1日～翌年3月31日)の2期に分け、各学期に2つの期間(クォーターと呼びます)を置く2学期クォーター制をとっています。年度により日程が変更になります。また、授業時間割表などで第○Qと表記することがあります。

授業は、原則として8週間にわたるクォーターを単位として行いますが、授業によっては前期、後期として15週間の単位で行われることもあります。

#### (2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

#### (3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履修が可能となるように単位制がとられており、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習による授業科目については、授業科目により15時間又は30時間の授業をもって1単位及び実験・実習による授業科目については30時間又は45時間の授業をもって1単位としています。

#### (4) 授業時間

授業は、月曜日から金曜日まで、各6時限を設定しています。

各時限の授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8：50～10：20
2	10：40～12：10
3	13：20～14：50
4	15：10～16：40
5	17：00～18：30
6	18：50～20：20

### 3 単位の授与及び成績評価について

#### (1)単位の授与

一の授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与えます。

#### (2)成績評価基準

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末又はクォーター末に行う試験の結果及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお、評語及び基準は次のとおりです。

評 語	評 点	評 価 基 準	合 否
秀	90点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている	合 格
優	80点以上 90点未満	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている	
良	70点以上 80点未満	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている	
可	60点以上 70点未満	学修の目標を達成している	
不可	60点未満	学修の目標を達成していない	不 合 格

### 4 授業科目及び履修要件について

#### (1)授業科目

本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講予定は毎年作成する授業時間割表に掲載します。

#### (2)前期課程履修要件

修了に必要な修得単位は30単位以上、各専攻の履修要件は、次表のとおりです。

専 攻	履 修 要 件		
	必修	選 択 必 修	選 択
数 学 専 攻	1単位	14～30単位。 数学講究：8単位以上、 それ以外の選択必修科目：6単位以上	0～15単位
物理学専攻	1単位	14～24単位。 論文講究：4単位以上、特定研究：4単位以上、 それ以外の選択必修科目：4～8単位	5単位以上
化 学 専 攻	1単位	12～24単位。 論文講究：4単位以上、特定研究：4単位以上、 それ以外の選択必修科目：4～8単位	5単位以上
生物学専攻	1単位	16～24単位。 論文講究：4単位以上、特定研究：4単位以上、 それ以外の選択必修科目：6～8単位	5単位以上
惑星学専攻	1単位	12～24単位。 論文講究：4単位以上、特定研究：4単位以上、 それ以外の選択必修科目：4～8単位	5単位以上 (制限あり)

選択科目には、専攻共通の先端融合科学特論B(理学)及び特別講義も含めることができます。また、専攻共通の特別講義2、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができます。

### (3) 後期課程履修要件

修了に必要な修得単位は10単位以上、履修要件は、次表のとおりです。(全専攻共通)

必 修	選 択
特定研究 4単位	6単位 自専攻授業科目、専攻共通の特別講義から修得すること。

選択科目には、専攻共通の特別講義2、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができます。

## 5 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第12条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。(研究指導は、同第11条に「学位論文の作成等に対する指導」と規定。)」と規定されています。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が、大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

本研究科前期課程の修了要件についても、研究科規則第32条第1項において、研究科前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つとなっています。

また、後期課程の修了要件についても、研究科規則第32条第2項において、研究科後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されています。

本研究科における研究指導は、入学した学生ごとに、指導教員が研究指導題目を定め、指導教員と関連分野の教員により、幅広く効果的に指導を行うほか、総合研究プロジェクトに参加させる等、研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

### ※ 社会人学生のための教育方法の特例について

理学研究科博士課程後期課程では、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施しています。概要は次のとおりです。

1. 指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。
2. 学位論文の作成が進展しており、企業等に研究に関する優れた施設や設備があり、それを利用した方が成果が上がると、指導教員が認める場合は、勤務する企業等においても研究することができます。

## 6 履修手続について

授業科目の履修に当たっては、この後に掲載している「授業科目配当表」及び毎学期に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学期間にわたる履修授業科目を綿密に検討したうえ、履修するようにしてください。

履修登録は、学期の初めにパソコンから教務情報システムにより登録を行ってください。また、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、他研究科学生の履修を制限している科目や、登録期間前に事前登録を行う(受講許可カードを提出するなど)場合があるので、各自で当該研究科に確認してください。

〔注意事項〕

### ① 登録方法・登録期間等

入学時に配付する手引きを熟読の上、Web画面で登録を行ってください。登録期間等については、

掲示・ホームページ等でお知らせします。

- ② 時間割コードについては、必ず所属専攻の授業時間割表の時間割コードで登録してください。(同一授業名でも専攻により時間割コードが異なる場合があります。)また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合には、その都度、掲示・ホームページ等でお知らせします。未確認から生じる不利益は、本人がその責を負うことになるので注意してください。
- ③ その他  
履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効です。

## 7 定期試験について

定期試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、定期試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

### [注意事項]

- ① 授業科目の試験において不正行為若しくはその誤解を招く行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合は、その期の履修科目(継続科目を含む。)の全ての成績を無効とします。
- ② 試験場での喫煙を禁止します。
- ③ 試験開始20分間は、受験者の退室を認めません。
- ④ 試験開始20分を経過した後は、受験者の入室を認めません。
- ⑤ 答案用紙は、答案の成否に拘らず各枚毎に必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。
- ⑥ 答案用紙に他事記載を禁止します。もし、これを記載したときは不利益を受けることがあります。
- ⑦ 試験に不必要なものは、一切鞆類の中へしまいか、又は所定の場所へ置いてください。
- ⑧ 一旦退室した者は、いかなる理由があっても、受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。

## 授業科目配当表（前期課程）

### 数学専攻

科目名	単位数	選択・選択 必修の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
先端融合科学特論A（数学）	1	必修	15				集中
解析学1	2	選択必修		30			3 Q
解析学2	2	〃	30				2 Q
代数学	2	〃		30			3 Q 4 Q
幾何学	2	〃	30				1 Q
表現論	2	〃		30			3 Q
計算情報数学	2	〃	30				1 Q
確率過程論	2	〃		30			3 Q 4 Q
解析学序論	4	選択	60				集中
代数学序論	4	〃	60				集中
幾何学序論	4	〃	60				集中
応用数学序論	4	〃	60				集中
解析学続論	4	〃			60		集中
代数学続論	4	〃			60		集中
幾何学続論	4	〃			60		集中
応用数学続論	4	〃			60		集中
解析数理特論1	2	〃		30			
解析数理特論2	2	〃					3 Q
構造数理特論1	2	〃	30				1 Q
構造数理特論2	2	〃		30			4 Q
応用数理特論1	2	〃	30				2 Q
応用数理特論2	2	〃					
現代数学概論	4	〃	60				集中
現代数学特論	4	〃		60			集中
数学コミュニケーション序論	2	〃	30				集中
数学コミュニケーション続論	2	〃		30			集中
総合演義1	2	〃					重複可
総合演義2	2	〃					重複可
科学英語1（数学）	1	〃	15				1 Q
科学英語2（数学）	1	〃	15				2 Q
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める				
数学講究1	4	選択必修	60		60		1, 2と3, 4を隔年で 開講。 1, 2：奇数年開講 3, 4：偶数年開講
数学講究2	4	〃		60		60	
数学講究3	4	〃	60		60		
数学講究4	4	〃		60		60	

物理学専攻

科目名	単位数	選択・選択 必修の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
先端融合科学特論A (物理学)	1	必修	7.5	7.5			集中
物性論 I	4	選択必修	60				
高エネルギー物理学 I	4	〃	60				
理論物理学 I	4	〃	60				
量子ダイナミクス	2	選択		30			
低温物性学	2	〃	30				
極限物性学	2	〃		30			
電子物性学	2	〃		30			
素粒子実験学 I	1	〃		15		15	集中, 隔年
素粒子実験学 II	1	〃		15		15	集中, 隔年
素粒子実験学 III	1	〃		15		15	集中, 隔年
素粒子実験学 IV	1	〃		15		15	集中, 隔年
素粒子理論 I	2	〃	30				
素粒子理論 II	1	〃		15		15	3 Q, 隔年
素粒子理論 III	1	〃		15		15	3 Q, 隔年
宇宙論 I	2	〃		30		30	4 Q, 隔年
宇宙論 II	2	〃		30		30	4 Q, 隔年
量子物性 I	2	〃	30				
量子物性 II	2	〃		30			
科学英語 1 (物理学)	1	〃	15				
科学英語 2 (物理学)	1	〃	15				
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める				
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究 II	4	〃			60	60	
特定研究 I	4	〃	60	60			
特定研究 II	4	〃			60	60	



化学専攻

科目名	単位数	選択・選択 必修の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
先端融合科学特論 A (化学)	1	必修	15				
物理化学 I	2	選択必修		30			
物理化学 II	2	〃	30				
無機化学 I	2	〃	30				
無機化学 II	2	〃		30			
有機化学 I	2	〃	30				
有機化学 II	2	〃		30			
反応化学特論	2	選択		30			隔年
物性物理化学特論	2	〃	30				隔年
無機・分析化学特論 1	1	〃		15			隔年
無機・分析化学特論 2	1	〃		15			隔年
溶液化学特論	1	〃	15				隔年
生物無機化学特論	1	〃	15				隔年
有機化学特論	2	〃		30			隔年
生物化学特論	2	〃	30				隔年
構造解析学	2	〃	30				連携講座
理論生物化学	2	〃		30			連携講座
科学英語 1 (化学)	1	〃		15			
科学英語 2 (化学)	1	〃		15			
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める				
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究 II	4	〃			60	60	
特定研究 I	4	〃	60	60			
特定研究 II	4	〃			60	60	

生物学専攻

科目名	単位数	選択・選択 必修の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
先端融合科学特論A (生物学)	1	必修	15				集中
生体分子機構概論 I	2	選択必修		30			
生体分子機構概論 II	2	〃	30				
生命情報伝達概論 I	2	〃		30			
生命情報伝達概論 II	2	〃	30				
生物多様性概論 I	2	〃		30			
生物多様性概論 II	2	〃	30				
生理学特論 I	2	選択	30				隔年
生理学特論 II	2	〃				30	隔年
生化学特論 I	2	〃	30				隔年
生化学特論 II	2	〃				30	隔年
細胞生物学特論	2	〃			30		隔年
分子遺伝学特論	2	〃	30				隔年
神経生物学特論	2	〃		30			隔年
情報伝達機構特論	2	〃		30			隔年
発生生物学特論 I	2	〃	30				隔年, 集中, 連携講座
生物制御科学特論 I	2	〃			30		隔年, 集中, 連携講座
系統分類学特論	2	〃	30				隔年
生態学特論	2	〃			30		隔年
科学英語 1 (生物学)	1	〃		15			
科学英語 2 (生物学)	1	〃		15			
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める				
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究 II	4	〃			60	60	
特定研究 I	4	〃	60	60			
特定研究 II	4	〃			60	60	

**惑星学専攻**

科目名	単位数	選択・選択 必修の別	授業時間数				備考
			1年次		2年次		
			前期	後期	前期	後期	
先端融合科学特論A（惑星学）	1	必修	15				集中
惑星学要論	4	選択必修	60				1 Q
惑星学通論 1	1	〃	15		15		2 Q
惑星学通論 2	1	〃		15		15	3 Q
惑星学通論 3	1	〃		15		15	3 Q
惑星学通論 4	1	〃		15		15	4 Q
惑星学詳論 I - 1	1	選択	15				その都度定める，集中
惑星学詳論 I - 2	1	〃	15				その都度定める，集中
惑星学詳論 I - 3	1	〃	15				その都度定める，集中
惑星学詳論 II - 1	1	〃	15				その都度定める，集中
惑星学詳論 II - 2	1	〃	15				その都度定める，集中
科学英語 1（惑星学）	1	〃		15			3 Q
科学英語 2（惑星学）	1	〃		15			4 Q
基礎惑星学特論 I - 1	1	〃	15				集中
基礎惑星学特論 I - 2	1	〃			15		集中
基礎惑星学特論 II - 1	1	〃	15				集中
基礎惑星学特論 II - 2	1	〃			15		集中
基礎惑星学特論 III - 1	1	〃	15				集中
基礎惑星学特論 III - 2	1	〃			15		集中
基礎惑星学特論 IV - 1	1	〃	15				集中
基礎惑星学特論 IV - 2	1	〃			15		集中
基礎惑星学特論 V - 1	1	〃	15				集中
基礎惑星学特論 V - 2	1	〃			15		集中
新領域惑星学特論 I - 1	1	〃	15				集中
新領域惑星学特論 I - 2	1	〃			15		集中
新領域惑星学特論 II - 1	1	〃		15			集中
新領域惑星学特論 II - 2	1	〃			15		集中
新領域惑星学特論 III - 1	1	〃	15				集中
新領域惑星学特論 III - 2	1	〃			15		集中
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める				
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究 II	4	〃			60	60	
特定研究 I	4	〃	60	60			
特定研究 II	4	〃			60	60	

## 授業科目配当表（後期課程）

### 数学専攻

科目名	単位数	必修・選択 の別	授業時間数		備考
			1-3年次		
			前期	後期	
解析数理特論 3 a	1	選択	15		
解析数理特論 3 b	1	〃	15		
解析数理特論 4 a	1	〃		15	
解析数理特論 4 b	1	〃		15	
構造数理特論 3 a	1	〃	15		
構造数理特論 3 b	1	〃	15		
構造数理特論 4 a	1	〃		15	
構造数理特論 4 b	1	〃		15	
応用数理特論 3 a	1	〃		15	3 Q
応用数理特論 3 b	1	〃		15	4 Q
応用数理特論 4 a	1	〃		15	
応用数理特論 4 b	1	〃		15	
総合演義 3	2	〃			重複可
総合演義 4	2	〃			重複可
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める		
特定研究	4	必修	120		

### 物理学専攻

科目名	単位数	必修・選択 の別	授業時間数		備考
			1-3年次		
			前期	後期	
物性論Ⅱ a	1	選択		15	隔年, 集中
物性論Ⅱ b	1	〃		15	隔年, 集中
物性論Ⅲ a	1	〃		15	隔年, 集中
物性論Ⅲ b	1	〃		15	隔年, 集中
高エネルギー物理学Ⅱ a	1	〃	15		隔年, 集中
高エネルギー物理学Ⅱ b	1	〃	15		隔年, 集中
高エネルギー物理学Ⅲ a	1	〃	15		隔年, 集中
高エネルギー物理学Ⅲ b	1	〃	15		隔年, 集中
理論物理学Ⅱ a	1	〃		15	隔年
理論物理学Ⅱ b	1	〃		15	隔年
理論物理学Ⅲ a	1	〃		15	隔年
理論物理学Ⅲ b	1	〃		15	隔年
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める		
特定研究	4	必修	120		

### 化学専攻

科目名	単位数	必修・選択 の別	授業時間数		備考
			1-3年次		
			前期	後期	
物理化学特論Ⅰ	2	選択	30		
物理化学特論Ⅱ	2	〃		30	
無機化学特論Ⅰ	2	〃	30		
無機化学特論Ⅱ	2	〃		30	
有機化学特論Ⅰ	2	〃	30		
有機化学特論Ⅱ	2	〃		30	
構造解析学特論	2	〃	30		連携講座
理論生物化学特論	2	〃		30	連携講座
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める		
特定研究	4	必修	120		

### 生物学専攻

科目名	単位数	必修・選択 の別	授業時間数		備考
			1-3年次		
			前期	後期	
生体分子機構特論Ⅰ	2	選択	30		
生体分子機構特論Ⅱ	2	〃		30	
生命情報伝達特論Ⅰ	2	〃	30		
生命情報伝達特論Ⅱ	2	〃		30	
生物多様性特論Ⅰ	2	〃	30		
生物多様性特論Ⅱ	2	〃		30	
発生生物学特論Ⅱ	2	〃		30	隔年, 集中, 連携講座
生物制御科学特論Ⅱ	2	〃	30		隔年, 集中, 連携講座
科学英語1	1	〃		15	
科学英語2	1	〃		15	
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める		
特定研究	4	必修	120		

### 惑星学専攻

科目名	単位数	必修・選択 の別	授業時間数		備考
			1-3年次		
			前期	後期	
惑星学特論1	1	選択	15		2 Q
惑星学特論2	1	〃		15	3 Q
惑星学特論3	1	〃		15	3 Q
惑星学特論4	1	〃		15	4 Q
特別講義	その都度 定める	〃	その都度定める		
特定研究	4	必修	120		

## 神戸大学大学院理学研究科における成績評価基準等に関する申し合わせ

令和3年3月6日 制定

大学院理学研究科における成績評価基準に関しては神戸大学理学部の成績評価基準を準用する。また、試験問題用紙、レポート問題用紙、試験答案用紙、レポート等の保存に関しては神戸大学理学部における試験問題用紙等の保存に関する申し合わせを準用する

### 理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規

平成25年11月15日 制定

「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ(平成25年10月23日全学教務委員会決定)に基づき、理学部・理学研究科において開講している授業科目の成績評価について次のとおり申し立てができるものとする。

#### (申し立ての理由)

学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、理学部長・理学研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

#### (申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、理学研究科教務学生係に提出することとする。

#### (申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに理学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により理学部長・理学研究科長に報告することとする。

#### 附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科における研究倫理教育に関する申し合わせ

令和3年3月6日 制定

神戸大学の学術研究に係わる行動規範に基づき大学院理学研究科における研究倫理教育に関して以下のとおり定める。

1. 神戸大学大学院の博士課程前期課程および後期課程の学生は入学時に eAPRIN を受講することとする。ただし、eAPRIN または eL CoRe の神戸大学が指定する単元を受講して5年を経過していないものは除く。
2. eAPRIN あるいは eL CoRE を受講してから5年を経過した時点で在学する博士課程学生は改めて eAPRIN あるいは eL CoRE を受講しなければならない。

## 神戸大学大学院理学研究科における研究指導計画書に関する申し合わせ

令和3年3月6日 制定

大学院理学研究科博士課程前期課程及び後期課程学生に対して大学院設置基準第十四条の二に定める研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画についてあらかじめ明示するために作成する研究指導計画書について次のとおり定める。

### (作成時期)

1. 研究指導計画書は入学時および在学が1年経過するごとに作成する。

### (研究計画)

2. 学生は指導教員と協議の上、別紙様式に研究計画を記入し指導教員に提出する。

### (研究指導計画)

3. 指導教員は別紙様式に研究指導計画を記入し、学生に確認させるものとする。

### (研究指導計画書の提出)

4. 学生は、学生および指導教員が確認、署名した研究指導計画書を教務学生係に提出するものとする。

### (研究指導計画書の保存および破棄)

5. 教務学生係は提出された研究指導計画書を5年間保存し、5年を経過した時点で破棄するものとする。

## 数理・情報プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項

令和5年1月20日 制定

### (趣旨)

第1 この要項は、神戸大学大学院理学研究科（以下「理学研究科」という。）規則（平成19年3月20日制定）第25条の規定に基づき、数理・情報プログラム教育コース（以下「プログラムコース」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 プログラムは、理学研究科とシステム情報学研究科（以下「当該研究科」という）の協議により魅力的な授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

2 開設するプログラムは別表のとおりとする。

### (履修要件等)

第3 プログラムは学生の希望により履修するものとし、それぞれのプログラムにおける履修要件及び開設授業科目等は別に定める。

なお、プログラムの修得単位数がプログラムの修了に必要な単位数に満たない者の、当該プログラムで修得した単位は、理学研究科規則に定めるところにより修了要件の単位数に算入することができる。

### (履修申請等)

第4 履修申請等は、次のとおりとする。

(1) 履修対象学生

博士課程前期課程理学研究科数学専攻の学生

(2) 履修定員

履修定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整することがある。

(3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、当該プログラムの「プログラム履修申請書」を理学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

### (修了認定証の授与)

第5 プログラムコース修了の判定は、理学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

### (雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、理学研究科教務学生係の議を経て定める。

2 この要項に必要な事務は、理学研究科教務学生係が行う。

### 附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。



## 別表

プログラム名	課程	連携研究科・専攻	目的
計算数理プログラム	前期課程	システム情報学研究所・システム情報学専攻	計算に関わる基礎数理と知能情報科学の展開を俯瞰し実践的能力を涵養する。
数理構造プログラム	前期課程	システム情報学研究所・システム情報学専攻	代数系の堅固な構造と論理学の柔軟な展開を俯瞰し実践的能力を涵養する。

## 計算数理プログラム履修要件等について

履修要件	担当研究科・専攻	授業科目	適用
当該研究科当該専攻前期課程の修了要件に加えて、右の授業科目から、他研究科が担当する授業科目の4単位を含めて6単位を修得しなければならない。なお、理学研究科・数学専攻の学生は、* 印が付された授業科目を履修しなければならない。	理学研究科・数学専攻	計算情報数学（2単位） 応用数理特論1（2単位）*	令和6年度入学生から
	システム情報学研究所・システム情報学専攻	数理論理学特論1（2単位） 応用論理学特論2（2単位）	

## 数理構造プログラム履修要件等について

履修要件	担当研究科・専攻	授業科目	適用
当該研究科当該専攻前期課程の修了要件に加えて、右の授業科目から、他研究科が担当する授業科目の4単位を含めて6単位を修得しなければならない。なお、理学研究科・数学専攻の学生は、* 印が付された授業科目を履修しなければならない。	理学研究科・数学専攻	代数学（2単位） 構造数理特論1（2単位）*	令和6年度入学生から
	システム情報学研究所・システム情報学専攻	情報数学特論2（2単位） 応用論理学特論1（2単位）	

## 数理・経済プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項

(平成20年4月1日 制定)

最近改正 平成27年3月19日

### (趣旨)

第1 この要項は、神戸大学大学院理学研究科規則第25条の2に規定する数理・経済プログラム教育コース(以下「プログラムコース」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

### (プログラムコースの開設とその調整)

第2 プログラムコースは、理学研究科及び経済学研究科(以下「当該研究科」という。)の協議によって精選した魅力的な授業科目を選定し、これをプログラム化するものとする。なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

### (履修要件等)

第3 プログラムコースは学生の希望により履修するもので、履修要件及び開設授業科目等は別に定める。

なお、プログラムコースの修得単位数がコースの修了に必要な単位数に満たない者の、当該プログラムコースで修得した経済学研究科の単位は、理学研究科規則に定めるところにより修了要件の単位数に算入することができる。

### (履修申請等)

第4 履修申請等は、次のとおりとする。

- (1) 履修対象学生  
博士課程前期課程数学専攻の学生
- (2) 履修定員  
履修者の定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整することがある。
- (3) 履修申請方法  
プログラムコースを履修しようとする者は、「数理・経済プログラム教育コース履修申請書」を理学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

### (修了認定証の授与)

第5 プログラムコース修了の判定は、理学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

- 2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。
- 3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

### (雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、プログラムコースの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、理学研究科教授会の議を経て定める。

- 2 この要項に必要な事務は、理学研究科教務学生係が行う。

途中の附則(略)

### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

## 数理・経済プログラム教育コース履修要件等について

(令和6年度入学者用)

研究科・ 専攻	プログラムコース 履 修 要 件	授業科目(単位)	開 講 時 期 等		担当教員
			開講期	曜日・時限	
理学研究科 数学専攻	理学研究科数学専攻の学生は、自専攻の修了要件に加えて、自専攻で開設する「確率過程論(2)」, 経済学部で開設する「中級マイクロ経済学(4)」のほか、経済学部で開設する授業科目から2単位以上修得しなければならない。	中級マイクロ経済学(4)	後期	月・1 金・2	宮川 水野
		計量経済学(2)	前期	金・3	松林
		ファイナンス(2)	前期	火・1	岩壺
		ゲーム理論(2)	前期	月・1	芦谷
		中級マクロ経済学(4)	前期	月・2 木・1	西山 宮崎

※開講学期等は令和6年度の予定で、変更することがあります。

## 環境・化学プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項

平成31年1月25日制定

### (趣旨)

第1 この要項は、神戸大学学院理学研究科規則第25条の3に規定する環境・化学プログラム教育コース(以下「プログラムコース」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

### (プログラムコースの開設とその調整)

第2 プログラムコースは、理学研究科及び人間発達環境学研究科(以下「当該研究科」という。)の協議によって精選した魅力的な授業科目を選定し、これをプログラム化するものとする。なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

### (履修要件等)

第3 プログラムコースは学生の希望により履修するもので、履修要件及び開設授業科目等は別に定める。

なお、プログラムコースの修得単位数がコースの修了に必要な単位数に満たない者の、当該プログラムコースで修得した人間発達環境学研究科の単位は、理学研究科規則に定めるところにより修了要件の単位に算入することができる。

### (履修申請等)

第4 履修申請等は、次のとおりとする。

- (1) 履修対象学生  
博士課程前期課程化学専攻の学生
- (2) 履修定員  
履修者の定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整することがある。
- (3) 履修申請方法  
プログラムコースを履修しようとする者は、「環境・化学プログラム教育コース履修申請書」を理学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

### (修了認定証の授与)

第5 プログラムコース修了の判定は、理学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

### (雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、プログラムコースの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、理学研究科教授会の議を経て定める。

2 この要項に必要な事務は、理学研究科教務学生係が行う。

### 附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

## 環境・化学プログラム教育コース履修要件等について

(令和6年度入学者用)

研究科・専攻	プログラムコース履修要件	授業科目(単位)	開講時期等		担当教員
			開講期	曜日・時間	
理学研究科 化学専攻	理学研究科化学専攻の学生は、自専攻の修了要件に加えて、自専攻で開設する「構造解析学(2)」および「理論生物化学(2)」のうち2単位、国際人間科学部および人間発達環境学研究科で開設する授業科目から4単位以上修得しなければならない。	環境インフォマティクス(2) (国際人間科学部)	前期(隔年)	月・4	田中
		地球環境学(2) (国際人間科学部)	後期	金・4	丑丸
		環境高分子化学(2) (国際人間科学部)	3Q	水・1 木・1	佐藤(春)
		環境物質科学B(2) (国際人間科学部)	4Q	月・1 月・2	佐藤(春)・
		環境有機化学特論I-1(1) (人間発達環境学研究科)	1Q	水・1	佐藤(春)
		環境有機化学特論I-2(1) (人間発達環境学研究科)	2Q	水・1	佐藤(春)
		超分子化学特論1(1) (人間発達環境学研究科)	1Q	火・5	江原
		超分子化学特論2(1) (人間発達環境学研究科)	2Q	火・5	江原

※開講学期等は令和6年度の予定で、変更することがあります。

## 次世代火山研究者育成プログラムについて

本プログラムは、多様な火山現象の理解の深化、国際連携を強めた最先端の火山学研究を進めるとともに、高度社会の火山災害軽減を図る災害科学の一部を担うことのできる、次世代の火山研究者を育成することを目的としています。近年、観測調査技術の向上と合わせ、マグマ動力学の理論モデルの構築も進み、火山現象の理解および火山活動の予測に関する研究分野では、火山学の主要3分野と呼ばれる、地球物理学、地質・岩石学、地球化学の分野の融合が始まっています。また、火山研究者には、噴火災害の軽減へ貢献することへの期待も大きく、災害科学のひとつとして研究の実践も求められるようになってきました。そこで、最先端の火山研究を実施する大学や研究機関、学協会、火山防災を担当する国の機関や地方自治体、また、それらをサポートする民間企業からなるコンソーシアムを構築し、学際的な火山学を系統的に学べる環境を整えます。具体的には、大学で開講されている授業の相互利用、活火山におけるフィールド実習、最先端の火山研究のセミナー、最先端の観測技術・計算技術に関するセミナーを通して、火山研究能力を養成します。また、災害に関する社会科学のセミナー等を受講生に提供し、防災に関する知見を身につけると共に、インターンシップを通して火山監視や防災を担当する現場の理解を得る機会を提供します。必要な単位を修得した受講生には、基礎コース、応用コースおよび発展コースとしての修了証を授与します。

### 1. カリキュラム

本プログラムは、基礎コース、応用コースおよび発展コースに分けられています。基礎コースの受講生は、大学で開講される授業のほかに、コンソーシアムが提供する火山学実習や火山学セミナーの授業科目を履修し、必要単位を修得することにより修了します。基礎コースを修了した受講生は応用コースに進み、大学およびコンソーシアムの授業科目の履修に加えて、インターンシップや学会発表を行い、必要単位を修得することにより応用コースを修了することができます。応用コースを修了し、博士課程に進学する受講生は、高度な火山研究を実施する能力を高めるとともに、火山防災や火山監視技術の知見を深める授業科目を履修し、必要単位を修得することにより発展コースを修了することができます。

火山研究人材に求められる資質	基礎コース 修士1年	応用コース 修士2年	発展コース 博士課程
基礎・専門知識の習得	大学院専門科目(主要3分野) 課題研究		研究PJのRA
広範な知識や技術の力	火山学セミナー(最先端研究など)		
観測・調査方法の習得	国内フィールド実習		
研究の実践		海外フィールド実習	火山研究特別研修
研究成果を社会へ還元する力		学会発表	
社会防災的な知識力		インターンシップ	火山防災特別セミナー
	火山学セミナー(社会科学・工学・防災)		
	修了証の発行		

授業科目は単位化し、必須科目の取得及び取得単位数をもとに基礎コース・応用コース・発展コースの修了証を授与。

### 2. 受講について

次世代火山研究者人材育成プログラムは、大学院修士課程学生を中心に、火山学の広範な知識と専門性、研究成果を社会へ還元する力、社会防災的な知識を有する、次世代火山研究者を育成することを目指しています。そのため、各大学の火山学および周辺分野の講義や実習を体系化し、国内外の活動的火山における火山学実習、先端的火山研究や工学・社会科学のセミナーなどを提供し、一定の要件を満たした者に、本プログラムの修了証を授与するプログラムを開講します。将来、火山研究者を志す学生、火山災害などの自然災害の軽減に貢献する国や地方自治体、民間企業等に就職を希望する学生を募集しています。なお、受講生は、講義やセミナー、国内外の火山での実習のための旅費等の支援が受けられます。募集は、大学院に進学予定の学部4回生を対象に、毎年11月頃に行う予定です。12月に受講生を決定し、次年度から基礎コースを開始します。受講には審査があり、受講できない場合もあります。受講を希望する方は理学研究科教務学生係にご相談ください。

### 3. 募集要項、シラバスについて

[https:// www.kazan-edu.jp/index.php](https://www.kazan-edu.jp/index.php)

## 他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生取扱要領

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成21年9月11日

他大学の大学院(以下「他大学大学院」という。)の授業科目を履修する本研究科の学生(以下「聴講派遣学生」という。)及び本研究科の授業科目を履修する他大学大学院の学生(以下「特別聴講学生」という。)の取扱いについては、次のとおりである。

### (1) 聴講派遣学生

#### ① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めたときは、聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

#### ② 許 可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

#### ③ 授業料等

ア 聴講派遣学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 聴講派遣学生として他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院との協定により定められた授業料等を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、聴講派遣学生の負担とする。

#### ④ 規則の遵守

聴講派遣学生は、当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

#### ⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該大学院の報告に基づき、研究科規則第22条に規定する単位数(前期課程にあつては15単位、後期課程にあつては4単位)の範囲内において、研究科規則第32条に規定する単位として認定する。

### (2) 特別聴講学生

#### ① 許 可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科の授業科目を履修することを許可する。

#### ② 授業料等

ア 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ 特別聴講学生に係る授業料は、他大学(外国の大学を含む)との協定により不徴収とすることができる。(教学規則第84条の2)

ウ 授業料のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

#### ③ 規則の遵守

特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

#### ④ 施設等の使用

特別聴講学生は、管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

#### ⑤ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。

- イ 特別聴講学生として不都合な行為があったとき。
- ウ 授業料納付の義務を怠ったとき。

途中の附則(略)

#### 附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早目に指導教員及び事務室に相談すること。



## 他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生取扱要領

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成21年9月11日

他大学の大学院又は研究所等(以下「他大学大学院等」という。)において研究指導を受ける本研究科の学生(以下「研究指導委託学生」という。)及び本研究科において研究指導を受ける他大学の大学院(以下「他大学大学院」という。)の学生(以下「特別研究学生」という。)の取扱いについては、次のとおりである。

### (1) 研究指導委託学生

#### ① 手続

指導教員は、学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めるときは、研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

#### ② 許可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは、他大学大学院等との協定に基づき、当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受けることを許可する。

#### ③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は、2年以内とする。ただし、前期課程の学生については1年以内とし、後期課程の学生については、特別の理由があり、かつ、教育上有益であると認めるときは、通算して3年を限度としてこれを許可することがある。

#### ④ 授業料等

ア 研究指導委託学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 研究指導委託学生として他大学大学院等に派遣された者は、他大学大学院等との協定により定められた授業料等を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料等のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、研究指導委託学生の負担とする。

#### ⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は、当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

#### ⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院等において受けた研究指導は、当該大学院等の報告に基づき、研究科規則第24条に規定する研究指導として認定する。

### (2) 特別研究学生

#### ① 許可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科において研究指導を受けることを許可する。

#### ② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は、4月及び10月とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### ③ 授業料等

ア 特別研究学生に係る検定料及び入学金は徴収しない。

イ 特別研究学生に係る授業料は、他大学(外国の大学を含む)との協定により不徴収とすることができる。(教学規則第84条の2)

ウ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められたとき。

イ 特別研究学生として不都合な行為があったとき。

ウ 授業料納付の義務を怠ったとき。

途中の附則(略)

**附 則**

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(注) 他大学大学院等との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早目に指導教員及び事務室に相談すること。

# 神戸大学大学院理学研究科転入学に関する内規

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成27年3月19日

## (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第15条の規定に基づき、転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (転入学資格)

**第2条** 博士課程前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。

2 博士課程後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院博士課程後期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

## (出願手続)

**第3条** 転入学を志願する者は、入学の時期の2か月前の所定の期日(特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。)までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を理学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願書(本研究科所定の用紙)
- (2) 履歴書(本研究科所定の用紙)
- (3) 志望理由書(A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。
- (4) 研究計画書(A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究をしようとしているのか分かるように、2,000字程度に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

## (選考方法)

**第4条** 前期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、また、後期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

## (入学の時期)

**第5条** 転入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の初めとする。

## (修業年限及び在学年限)

**第6条** 転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

## (既修得単位の認定)

**第7条** 転入学をする前に在籍していた大学の大学院で修得した単位について、修士課程又は博士課程前期課程において修得した単位は、20単位を限度として、博士課程後期課程において修得した単位は、6単位を限度として理学研究科において修得した単位として認める。

## (雑則)

**第8条** この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

途中の附則(略)

## 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科再入学に関する内規

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成27年3月19日

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第16条に定める再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (再入学資格)

**第2条** 本研究科博士課程前期課程又は博士課程後期課程に在学していた者で途中で退学した者又は除籍された者

### (出願手続)

**第3条** 再入学を志願する者は、入学の時期の2か月前(特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。)までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を添えて、理科学研究科長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願書(本研究科所定の用紙)
- (2) 履歴書(本研究科所定の用紙)
- (3) 志望理由書(A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (4) 研究計画書(A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究をしようとしているのか分かるように、2,000字程度に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

### (選考方法)

**第4条** 前期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験を、後期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、別の月に実施することがある。

### (入学の時期)

**第5条** 再入学の時期は、前期課程にあつては学年の始め、後期課程にあつては学期の始めとする。

### (修業年限及び在学年限)

**第6条** 再入学を認められた者の修業年限・在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。

### (既修得単位の認定)

**第7条** 退学又は除籍前に修得した単位は、前期課程にあつては20単位、後期課程にあつては6単位を限度として認める。

### (雑則)

**第8条** この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

途中の附則(略)

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科転専攻に関する内規

(平成19年4月1日 制定)

最近改正 平成27年3月19日

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第14条の転専攻に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (転専攻の許可)

**第2条** 所属する専攻及び転専攻を志望する専攻(以下「当該専攻」という。)の同意が得られた場合であって、転専攻を志望する者(以下「申請者」という。)が、次の各号のすべてに該当し、又は申請者に対する教育上の配慮により、特に転専攻が必要であると認められる場合は、研究科教授会の議を経て転専攻を許可することがある。

- (1) 転専攻の事由が明白であること。
- (2) 当該専攻の教育研究に支障がないとき。

### (転専攻の手続き)

**第3条** 申請者は、次の書類を添えて、転専攻しようとする学期の2か月前までに所属の専攻長を経て、研究科長に申請しなければならない。

- (1) 転専攻願(本研究科所定の用紙)
- (2) 志望理由書(A4判の用紙に1,000字程度で記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (3) 研究計画書(A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究しようとしているのか分かるように、2,000字程度記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)

### (転専攻の選考方法)

**第4条** 当該専攻は、申請者がある場合、書類審査及び面接により選考するものとする。

### (転専攻の時期)

**第5条** 転専攻の時期は、2年次の初めとする。

### (既修得単位の取扱い)

**第6条** 申請者の転専攻前に修得した単位は、前期課程にあつては20単位を限度として、後期課程にあつては6単位を限度として認める。

### (雑則)

**第7条** この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て定める。

途中の附則(略)

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程

(平成19年3月30日 制定)  
最終改正 令和2年11月26日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学大学院理学研究科規則(平成19年3月20日制定)第36条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

## (出願手続)

**第3条** 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (5) その他研究科において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

## (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

## (入学手続)

**第5条** 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修の時期)

第7条 履修の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(履修期間)

第8条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。

2 実験及び実習については、原則として履修を許可しない。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

途中の附則(略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

# 神戸大学大学院理学研究科聴講生規程

(平成19年3月30日 制定)  
最終改正 令和2年12月1日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学大学院理学研究科規則(平成19年3月20日制定)第37条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

## (出願手続)

**第3条** 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (5) その他研究科において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

## (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

## (入学手続)

**第5条** 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。



(授業料)

第6条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(聴講の時期)

第7条 聴講の許可は、学期の初めに行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーターが開始する月の初めに行うことができる。

(聴講期間)

第8条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第9条 聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。

2 実験及び実習については、原則として聴講を許可しない。

(試験)

第10条 聴講生は、聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

(聴講証明書の交付)

第11条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退学)

第12条 聴講生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

途中の附則(略)

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院理学研究科聴講生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

# 神戸大学大学院理学研究科研究生規程

(平成19年3月30日 制定)  
最終改正 令和2年12月1日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学大学院理学研究科規則(平成19年3月20日制定)第38条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

## (入学の時期)

**第3条** 入学の時期は、学年及び学期の初めとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

## (出願手続)

**第4条** 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 研究計画書(所定の用紙)
  - (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (6) その他研究科において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という)の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(授業科目の聴講)

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(施設等の使用)

第10条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(国外に居住する外国人等に対する特例)

第13条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者についての入学の時期、出願手続及び選考方法は、教授会の議を経て別に定める。

(証明書の交付)

第14条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

途中の附則(略)

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院理学研究科研究生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

# 神戸大学大学院理学研究科外国人特別学生入学選考規程

(平成19年3月30日 制定)  
最近改正 平成27年3月31日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

**第2条** 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
  - (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

## (出願手続)

**第3条** 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
  - (4) 出身大学の指導教授の推薦状
  - (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
  - (6) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
  - (7) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- 2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
- (1) 入学願書

- (2) 履歴書
- (3) 出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

**(選考方法)**

**第4条** 入学志願者に対する選考は、筆答試験、口頭試問及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

**(入学の時期)**

**第5条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

**(雑則)**

**第6条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院理学研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

途中の附則(略)

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

理学研究科担当教員一覧

令和6年4月 現在

専攻	講座	教育研究分野	主要内容	教 員			
				教授	准教授	講師	助教
数 学	解析数理	関数方程式	物理現象を記述する非線形微分方程式について、実解析学や関数解析学などの数学理論を用いた数理的構造の解明に関する教育研究を行う。	太田 泰広	檜垣 充朗		
		関数解析	フーリエ解析、及び、偏微分方程式の関数解析的手法による教育研究を行う。	高岡 秀夫			
		複素解析	複素関数論、特殊関数論及び関連する微分方程式及び楕円関数、リーマン面等について、解析的・幾何的・代数的方法による教育研究を行う。	山田 泰彦			
	構造数理	代数学	代数多様体とその構造理論、モジュライ理論、保型形式と保型表現、整数論に関する教育研究を行う。	吉岡 康太 谷口 隆	佐野 太郎 森本 和輝		
		幾何学	微分幾何と位相幾何に関して、部分多様体、極小曲面、平均曲率一定曲面、リーマン多様体の特異点、双曲空間、結び目及び絡み目に関する教育研究を行う。	ラスマン・ウェイン 佐藤 進 佐治健太郎			和田 康載
	応用数理	確率数理	ランダムな運動やゆらぎ、数学的対象にひそむランダムさに関わる数理的構造について確率論的手法による教育研究を行う。	福山 克司			
計算数理		数理学に現れる計算方法、その計算機上での効率的実装と数学ソフトウェアシステムの開発及びそれらの代数、代数解析、数理論理、統計等への応用に関する教育研究を行う。	高山 信毅 青木 敏 谷口 隆晴 藤 博之 首藤 信通				
物 理 学	理論物理学	素粒子宇宙理論	宇宙における時空と物質の起源を物理学を基礎として解明する研究、及び、初期宇宙のインフレーションから現在の宇宙背景放射温度分布や宇宙大規模構造の形成に至るまでの進化に関する研究。	早田 次郎	神野 隆介	伊藤 飛鳥	
		物性理論	物質中の電子間相互作用により発現する超伝導や磁性などの現象を、「対称性の破れ」や「量子情報」の観点から、解析的および計算物理学的手法を用いて解明する研究。		久保木一浩 西野 友年		
		量子物性論	重い電子系などの強相関電子系と呼ばれる巨視的な結晶に発現する多様な磁氣的・電氣的性質を量子力学に基づいて数値計算的手法を用いて理論的に解明する研究。				
	粒子物理学	最先端の実験施設を用いた素粒子実験物理学。特に、陽子・陽子衝突実験 (LHC)、ニュートリノ振動実験 (T2K, Super-Kamiokande)、暗黒物質探索 (DMSS, XENON, NEWAGE) など。	藏重 久弥 竹内 康雄 山崎 祐司	身内賢太郎 越智 敦彦	前田 順平 鈴木 州		
	物性物理学	極限物性物理学	電子スピン共鳴や磁気光学測定を用いた多重極限環境下 (強磁場、高圧、低温) における固体 (磁性体、有機導体等) の磁氣的、電氣的、光学的物性に関する実験的研究。		大道 英二 大久保 晋		
		低温物性物理学	微視的測定手法である核磁気共鳴を主な手段とし、マクロ測定法を相補的に活用した固体電子物性に関する実験的研究。特に、強相関電子超伝導・多極子秩序など異常量子物性についての複合極限環境下 (極低温・強磁場・高圧) での研究。	藤 秀樹	小手川 恒		
電子物性物理学		新奇な超伝導や磁性を示す物質の純単結晶を育成し、電気抵抗、磁化、比熱等の基本物性測定や、ドハース・ファンアルフェン効果等の特色ある先端的な測定手段を用いて研究を行う。	菅原 仁	松岡 英一			

専攻	講座	教育研究分野	主 要 内 容	教 員				
				教 授	准教授	講 師	助 教	
化 学	物理化学	分子動力学	分子構造や電子状態とその動的挙動及びレーザー誘起化学反応について、高分解能レーザー分光法や時間分解レーザー分光法などを用いた観測と制御に関する研究を行う。	和田 昭英	笠原 俊二			
		物性物理化学	異なる物質が接する界面でおきる化学変化のメカニズムとダイナミクスを理解するために、原子分子をひとつひとつ解像できるプローブ顕微鏡とレーザー分光技術を開発した研究を展開する。媒質に埋没した界面の構造と物性を計測するために、まったく新しい動作原理に基づいたナノ計測技術を開発する。新規固体化合物の物性を研究する。	大西 洋 木村建次郎	枝 和男			
		反応物理化学	光合成タンパク質や太陽電池など、特異な光機能性を有する分子集合体の初期過程で生成する短寿命活性種を時間分解磁気共鳴法や単一分子分光法により追跡する。不安定分子の立体配置、電子伝達機能や動的過程を特徴付け、分子がエネルギー変換を行う根源的な仕組みを明らかにする。	小堀 康博 立川 貴士				
	無機化学	固体化学	光機能・電子機能を持つ凝縮系物質（無機固体、金属錯体、有機無機ハイブリッド系、イオン液体）の開発を行う。それらの構造及び電気、電子、光学、磁気物性などを実験的、理論的手段を用いて明らかにする。	持田 智行 内野 隆司	高橋 一志			
		溶液化学	油水界面や電極表面での電荷（電子またはイオン）移動反応をサイクリックボルタンメトリーなどの電気化学測定法を用いて研究し、生体関連物質などの新しい分離・検出法の開発を行う。					
		状態解析化学	主に超短パルスレーザー分光を用いて、凝縮相（溶液、液体等）における分子間相互作用と動的構造及び反応ダイナミクス、光合成系における電子移動、エネルギー移動等を研究する。	富永 圭介	秋本 誠志 太田 薫			
	有機化学	有機反応化学	有機合成において、新しい触媒、反応、方法論の開拓を通して高活性かつ高選択的反応を開発し、生理活性物質や機能性有機材料などの有用な有機化合物の高効率合成を行う。	林 昌彦 松原 亮介				
		有機分子機能	社会や自然界において役に立つ化合物や材料（マテリアル）をデザイン・合成し、分子機能の創出と構造機能相関、および化学反応と反応プロセスについて、マクロな視点から研究を行う。		津田 明彦			
		生命分子化学	タンパク質の高次構造とその構造形成過程・新規デザイン及び生体溶液あるいは生体膜中での動的生理機能とその機能変化に関する研究を行う。		田村 厚夫 茶谷 絵理 木村 哲就			
	構造解析化学	構造解析化学	シンクロトロン放射光によるX線回折、散乱、分光、イメージングなどの測定手法を用いた物質の構造の理解により、物性・機能の起源を解明する研究を行う。	小金澤智之 上杉健太郎	関澤 央輝			
	理論生物化学	理論生物化学	生体分子や生分解性ポリマー等の大規模で複雑な分子系の化学反応・物性・機能をミクロの立場から理論先導で解明・予測するため、次世代の理論分子科学の基盤を構築する研究を行う。	中嶋 隆人				
	生 物 学	生体分子機構	分子生理	動物は、感覚器で刺激を受容し、感覚神経を介して受容した信号を中枢神経系に伝える。中枢神経系では、感覚情報の統合と処理が行われ、状況に応じた行動が発現する。行動発現の基盤となる分子機構及びそれら分子機構の細胞間や個体間での働きに関する教育研究を行う。	青沼 仁志	佐倉 緑	武石 明佳	
			細胞機能	光合成を行うことで固着する生き方を選択した植物は、周囲の環境に応じて細胞の働きや成長・発生パターンを変えることができる。この植物の生理、発生、形態形成、環境応答の機構とそれらの進化に関する教育研究を行う。	石崎 公庸 深城 英弘			
			情報機構	生命現象における情報処理の理解を目標に、細胞骨格系や膜系の細胞内動態、脳の機能と病態、膜受容体機能に関わる細胞内情報伝達を中心とした分子から生物個体に至る教育研究を行う。	宮本 昌明	森田 光洋 塚本 寿夫		柏崎 隼
生命情報伝達		形質発現	小型淡水魚やニワトリ胚などを用いて、多細胞動物の発現現象や細胞機能の遺伝的プログラムの教育研究を行う。	井上 邦夫		松花 沙織		
		遺伝情報	遺伝情報の安定維持と多様性を担う分子機構、及び種々の内的・外的要因によるゲノム損傷ストレスに対する生物応答を制御する分子機構、特にタンパク質の翻訳後修飾反応を中心とした細胞内情報伝達機構に関する教育研究を行う。	菅澤 薫	横井 雅幸		酒井 恒	
		遺伝子機能	哺乳類培養細胞を用いた細胞の増殖、がん化、死、および老化を制御する遺伝子と、ショウジョウバエの形態形成を制御する遺伝子の機能に関する教育研究を行う。	鎌田 真司	影山 裕二		岩崎 哲史	
生物多様性		生態・種分化	生物多様性を生み出す機構としての種間相互作用や種分化、および、生物多様性によって生み出される生態系機能を明らかにするため野外操作実験から分子生態学的解析に至る様々な手法を駆使した教育研究を行う。	奥田 昇 末次 健司	辻 かおる			
		進化・系統	藻類の多様性と進化、系統分類、代謝生理、細胞構造、生態などに関する基礎的な研究と、その成果を活用した陸水・沿岸域の環境保全に資する教育研究を行う。	上井 進也	坂山 英俊	大沼 亮	星野 雅和	
発生生物学		発生生物学	ショウジョウバエの上皮形成、脊椎動物の形態進化、呼吸器をモデルとした臓器の形態形成と修復機能および発生制御におけるゲノム情報発現機構などのテーマについて進化生物学、遺伝学、細胞生物学、ゲノム情報学などの多様なアプローチから教育研究を行う。	林 茂生 森本 充	木村 航 砂川 志志郎			
生物制御科学		生物制御科学	昆虫、菌類、植物などに対して生理活性を示す化合物の活性発現機構や、生体内での代謝や移行など、生物と生理活性物質との相互作用に関する教育研究を行う。	大和 誠司 岩橋 福松				

専攻	講座	教育研究分野	主 要 内 容	教 員			
				教 授	准教授	講 師	助 教
惑 星 学	基礎惑星学	地質学	地球表層の物質から地震、火山、地すべり等の地質現象を抽出し、地球特有の現象であるプレート沈み込みに伴うジオハザードを研究する。この変動と、地球環境・生命の進化を包括的に研究する。	山本 由弦		山崎 和仁	
		岩石学・鉱物学	惑星を構成する物質である岩石と鉱物に対する物質科学的解析を行い、火成活動を中心とした惑星の形成と進化のメカニズムの解明を目指す。	金子 克哉		清杉 孝司	中岡 礼奈
		固体地球物理学	巨大地震やゆっくり地震の震源過程、地震波の伝搬、津波の生成・伝搬過程、海洋プレートの沈み込みに伴うダイナミクス（変形、温度、流れ場など）について、研究し、教育する。	吉岡 祥一			笥 楽磨
		流体地球物理学	なぜこの星は地球なのか？流体地球物理学分野は、太陽系内・系外の惑星の流体圏（主に大気）の構造と進化を、理論と数値シミュレーションを用いて考察し、地球流体圏をそのなかの一特殊として位置づけることを試みている。		高橋 芳幸	櫻村 博基	
		惑星宇宙物理学	理論研究を中心とし、天文観測及び惑星探査との連携も進め、太陽系外も含めた惑星系、衛星とリング系、太陽系外縁天体・小惑星等の起源を明らかにする。	大槻 圭史	中村 昭子		平田 直之
	新領域惑星学	実験惑星科学	地球を始めとする惑星の起源や進化を室内実験や惑星探査により研究する。特に太陽系天体の多様性に対する天体衝突の影響や氷衛星、彗星等氷天体のダイナミクスを調べる。	荒川 政彦		保井みなみ	
		観測海洋底科学	惑星地球の特徴である海洋リソスフェアの活動（形成、変遷、沈み込み）を研究対象の中心にすえ、地球物理学的な観測事実にもとづいて、海洋底から固体地球のダイナミクスを明らかにする。	島 伸和 杉岡 裕子	廣瀬 仁		南 拓人
		計算惑星学	理論・シミュレーションによる天体形成・進化の研究(宇宙の大規模構造、銀河形成、星団の形成進化、惑星形成、固体惑星の進化)、そのための計算アルゴリズムの研究、ソフトウェアの開発、計算機自体の開発。	牧野淳一郎	斎藤 貴之		
	惑星地球変動史	惑星地球変動史	太陽系及び系外惑星系の起源進化に関する観測的研究と地球のグローバルな進化と関連した日本列島変動史に関する研究。	大林 政行 宮崎 聡	野崎 達生		
	応用惑星学	応用惑星学	天気予報・気候予測に資する気象・気候の諸問題ならびにそれらの問題の解決に必要とされる技術に関する研究。	川畑 拓矢	吉田 智		



# 4. 学 位

学

位

# 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和5年3月28日

## (趣旨)

**第1条** 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (学位)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

### (学士の学位の授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

### (修士の学位の授与の要件)

**第4条** 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

### (博士の学位の授与の要件)

**第5条** 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

### (専門職学位の授与の要件)

**第6条** 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

### (研究科の在学者の論文等提出手続)

**第7条** 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。
- 5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは、各研究科において別に定める。

### (研究科の在学者の論文等審査)

**第8条** 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員

のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

#### (研究科の在学者の最終試験)

**第9条** 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

#### (博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

**第10条** 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

**第11条** 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があつたときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

#### (博士課程を経ない者の学力の確認)

**第12条** 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

#### (退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

**第13条** 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

#### (論文及び審査料の不返還)

**第14条** 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

#### (修士及び博士の学位授与の審議)

**第15条** 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

#### (学位授与の申請)

**第16条** 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議

を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

- (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
  - (2) 授与しようとする年月日
  - (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
  - (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
  - (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
  - (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項
- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

#### (学位の授与)

**第17条** 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

#### (審査要旨の公表)

**第18条** 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

#### (学位論文の公表)

**第19条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

#### (専攻分野等の名称)

**第20条** 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

#### (学位の名称)

**第21条** 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

#### (修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

**第22条** 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前

項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様式)

**第23条** 学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

(補則)

**第24条** この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

途中の附則(略)

#### 附 則

この規程は，令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第20条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学, 保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2(第20条第2項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学	学術, 教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス 又は医工学	医学又は医工学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学, 工学, 学術 又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学, 工学又は学術
国際協力研究科	国際学, 経済学, 法学又は政治学	学術, 法学, 政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3(第20条第3項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

別記様式第1(第3条により学位を授与する場合)

○第		号
学 位 記		
大 学 印	氏 名	
	年 月 日	生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め 本学を卒業したので学士(○○)の学位を授 与する		
年 月 日		
神 戸 大 学 長 氏 名 印		

別記様式第2(第4条第1号により学位を授与する場合)

		大 学 印		修 第
年		氏 名		号
月		年 月 日		学
日				位
神 戸 大 学	を修了したので修士(○○)の学位を授与する			記
	本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程			

別記様式第3(第4条第2号により学位を授与する場合)

年	月	日	神戸大学	を授与する の前期課程を修了したので 修士(○○)の学位	大学印	年 氏 月 日生 名	学位記	修第 号
---	---	---	------	------------------------------------	-----	------------------	-----	---------

別記様式第5(第5条第1項により学位を授与する場合)

年	月	日	神戸大学	を修了したので博士(○○)の学位を授与する	大学印	年 氏 月 日生 名	学位記	博 い 第 号
---	---	---	------	-----------------------	-----	------------------	-----	------------------



別記様式第6(第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの)

博士 号	学位 記	年 氏 月 名 日 生	大学印	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了した ので博士(○○)の学位を授与する この学位は との博士論文共同指導による ものである	年 月 日	神戸大学
---------	---------	-------------------	-----	---	-------------	------

別記様式第7(第5条第2項により学位を授与する場合)

博士 号	学位 記	年 氏 月 名 日 生	大学印	本学に学位論文を提出し所定の審査及び 試験に合格したので博士(○○)の学位を授 与する	年 月 日	神戸大学
---------	---------	-------------------	-----	---	-------------	------

別記様式第8(第6条第1号により学位を授与する場合)

専 第 号	学 位 記	大 学 印	本 学 大 学 院 〇 〇 研 究 科 〇 〇 専 攻 の 専 門 職 大 学 院 の 課 程 を 修 了 し た の で 〇 〇 修 士 ( 専 門 職 ) の 学 位 を 授 与 す る	年 月 日	年 氏 月 日 生 名
				神 戸 大 学	

別記様式第9(第6条第2号により学位を授与する場合)

法 第 号	学 位 記	大 学 印	本 学 大 学 院 〇 〇 研 究 科 〇 〇 専 攻 の 法 科 大 学 院 の 課 程 を 修 了 し た の で 法 務 博 士 ( 専 門 職 ) の 学 位 を 授 与 す る	年 月 日	年 氏 月 日 生 名
				神 戸 大 学	

別記様式第10(第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学章</div>		
KOBE UNIVERSITY		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○○ of ○○○○○○○○		
UPON		
○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">大学印</div>	○○○○ ○○○○
President of		Dean of Graduate School of
Kobe University		○○○○○○○○○

別記様式第12(第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの(英文学位記))

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">学章</div>		
KOBE UNIVERSITY		
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF		
○○○○○○○○ of ○○○○○○○○		
UPON		
○○○○ ○○○○		
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM		
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○		
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF		
○○○○○○○○○		
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○		
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○ ○○○○	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">大学印</div>	○○○○ ○○○○
President of		Dean of Graduate School of
Kobe University		○○○○○○○○○

別記様式第13

年 月 日

〇〇研究科長 殿

学籍番号  
氏 名

学位論文審査願

神戸大学学位規程第7条の規定により  
下記の書類を提出いたしますから審査を  
お願いします。

記

学位論文 通

論文目録 通

別記様式第14

年 月 日

神戸大学長 殿

氏 名

学位申請書

神戸大学学位規程第10条の規定により  
学位論文に論文目録及び履歴書を添え博  
士(〇〇)の学位の授与を申請いたします。

備考 退学者が再入学しないで学位を  
申請する場合には「第10条」を  
「第13条」に読み替えるものと  
する。

別記様式第15

年 月 日

論 文 目 録

氏 名

論 文

1 題 目

2 公表の方法及び時期  
方 法  
時 期

3 冊 数 冊

参考論文

1 題 目

2 冊 数 冊

別記様式第16

備考 学位簿の表紙には、 攻分野の名称の順に 登録する。					契印	博士(〇〇)  学位簿
					番号	
					年月日 授与	
					氏 名	
					論文題目	

## 神戸大学大学院理学研究科の修士学位に関する内規

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 令和4年12月16日

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

### (学位)

**第2条** 研究科において授与する学位は、修士(理学)とする。

### (学位論文等の提出)

**第3条** 学位論文の審査を願い出るときは、履修要件科目を修得し(見込みも含む)、かつ研究経過発表会における発表についての認定を受けた後に、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

- (1) 修士学位論文審査申請書(別紙様式1) 1部
  - (2) 修士学位論文 各専攻の指定する部数
- 2 学位論文審査申請書の提出時期は、3月修了予定者にあつては12月、9月修了予定者にあつては6月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会の議を経て別に定める。
- 3 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては2月、9月修了予定者にあつては8月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会の議を経て別に定める。
- 4 前2項の規定にかかわらず、研究科教授会の議を経て特に必要と認めるときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。
- 5 学位論文には、表紙(別紙様式2)をつけるものとする。

### (学位論文審査委員会)

**第4条** 学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会は、教授または准教授2人以上を含む研究科の教員をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならないものとする。
- 3 研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程前期課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
- 4 研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、調査委員を委嘱することができる。
- 5 審査委員の選定及び調査委員の委嘱は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員及び調査委員候補者について、研究科教授会が行う。

### (最終試験)

**第5条** 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、最終試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、修士論文発表会を開催するものとする。

### (審査結果の報告)

**第6条** 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査結果報告書(別紙様式3)及び修士最終試験報告書(別紙様式4)を研究科長に提出するものとする。

途中の附則(略)

**附 則**

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成21年9月11日

## (趣旨)

**第1条** この要領は、理学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会(以下「発表会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (発表者の要件)

**第2条** 発表会における発表者は、修了所要単位30単位のうち、8単位以上を修得している者(修得見込みの者を含む。)でなければならない。

## (開催の時期等)

**第3条** 発表会は、1年次後期又は2年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

## (研究経過報告書)

**第4条** 専攻長は、発表を行った学生について、研究経過報告書(別紙様式1)を研究科長に提出するものとする。

## (研究経過認定通知)

**第5条** 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について、研究経過認定通知書(別紙様式2)を交付するものとする。

## (特例研究経過発表会)

**第6条** 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告(質疑応答を含む。)することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例研究経過発表会発表届(別紙様式3)を研究科長に提出しなければならない。

## (学位論文の提出)

**第7条** 学生は、発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

## (特例措置)

**第8条** 転入学者及び再入学者の発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、発表会を免除することがある。

途中の附則(略)

## 附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規

平成19年4月1日 制定

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第32条第1ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了(以下「早期修了」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (推薦)

**第2条** 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者がいるときは、次の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書(別紙様式1)
  - (2) 学位論文草稿又は要旨(様式は自由)
  - (3) 研究業績書〔学会発表を含む。〕(別紙様式2)
  - (4) 上記のほか、各専攻が必要と認める書類
- 2 専攻長は、前項の推薦があったときは、早期修了審査委員会(当該専攻の教授を少なくとも3人含む。)を設置する。早期修了審査委員会は、早期修了適用資格の有無について審査する。
- 3 専攻長は、早期修了審査委員会において、早期修了適用資格が有るとの判断がなされたときは、専攻会議の議を経て、理学研究科長に早期修了適用資格審査報告書(別紙様式3)を提出するものとする。
- 4 前項の専攻会議においては、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

### (適用資格判定)

**第3条** 早期修了の適用資格の有無の判定は、理学研究科専攻長会議が行う。

### (学位審査論文の提出)

**第4条** 早期修了の適用資格が有りと判定された者は、理学研究科長に学位論文を提出することができる。

### (雑則)

**第5条** この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。



# 神戸大学大学院理学研究科の課程博士学位に関する内規

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 令和5年6月16日

## (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

## (学位)

**第2条** 研究科において授与する学位は、博士(理学)又は博士(学術)とする。

## (学位論文等の提出)

**第3条** 研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、履修要件科目を修得し(見込みも含む)、かつ研究経過発表会及び研究成果発表会における発表についての認定を受けた後に、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(別紙様式1) 1部
- (2) 論文目録(別紙様式2) 6部
- (3) 学位論文 4部
- (4) 学位論文の電子データ
- (5) 論文内容の要旨(別紙様式3) 10部
- (6) 履歴書(別紙様式4) 2部
- (7) その他参考論文

2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあつては1月、9月修了予定者にあつては7月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会の議を経て別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会の議を経て特に必要と認めるときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

## (学位論文審査委員会)

**第4条** 学位論文等の提出があつたときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。

3 研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位論文提出者の専門分野に係りの深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

4 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあつた審査委員候補者について、研究科教授会が行う。

5 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

## (最終試験)

**第5条** 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。

3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

## (論文審査及び最終試験の結果の報告)

**第6条** 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書(別紙様式5)を研究科長に提出するものとする。

途中の附則(略)

**附 則**

この内規は、令和5年6月16日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成20年2月15日

1. この申合せは、理学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について、必要な事項を定めるものとする。
2. 修士学位論文審査委員会について(修士学位に関する内規第4条第2項関係)  
学位論文審査委員会における主査となる教員は、神戸大学大学院理学研究科教員資格審査委員会(以下「教員資格審査委員会」という。)において、前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
3. 課程博士学位論文審査委員会について(課程博士学位に関する内規第4条第2項関係)
  - (1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
  - (2) 学位論文審査委員会には、学生の指導教員が所属する講座又は専攻以外の教員を含めるものとする。
4. 博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について(博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第8条第2項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ第4条第1項関係)
  - (1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
  - (2) 学位論文審査委員会には、学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域(主査となる教員と同一の専攻)の教員及びその他の学術領域(主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻)の教員を含めるものとする。

途中の附則(略)

### 附 則

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、平成20年4月1日以後、自然科学研究科博士課程前期課程に在籍する学生に係る学位論文審査委員会についても準用する。



# 神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程

## 研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成21年9月11日

### (趣旨)

第1条 この要領は、理学研究科博士課程後期課程修了者に係る課程博士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

### (研究経過発表会)

第2条 1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し、博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

### (開催の時期等)

第3条 研究経過発表会は、学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

### (研究経過報告書)

第4条 専攻長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書(別紙様式1)を研究科長に提出するものとする。

### (研究経過認定通知)

第5条 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について、研究経過認定通知書(別紙様式2)を交付するものとする。

### (研究成果発表会)

第6条 3年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、学位論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

### (発表者の要件)

第7条 研究成果発表会における発表者は、本研究科後期課程に2年以上在学し、かつ、修了所要単位(10単位)の全てを修得している者(修得見込みの者を含む。)でなければならない。

### (開催の時期等)

第8条 研究成果発表会は、原則として学位論文提出の3か月前までに学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び論文題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

2 専攻長は、研究成果発表会の開催に当たっては、学位論文の草稿について、その必要部数を提出するよう当該学生の指導教員に通知するものとする。

### (研究成果報告書等)

第9条 専攻長は、研究成果発表を行った学生について、研究成果報告書(別紙様式3)を研究科長に提出するものとする。

2 専攻長は、専攻会議の議を経て前項の報告において研究成果を認定した者に係る学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(博士課程)(別紙様式4)を研究科長に併せて提出するものとする。

### (研究成果認定通知)

第10条 研究科長は、前条の報告に基づき研究成果を認定した者について、研究成果認定通知書(別紙様式5)を交付するものとする。

### (学位論文の提出)

第11条 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

**(特例発表会)**

**第12条** 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書又は研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究経過又は研究成果を報告(質疑応答を含む。)することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例発表届(別紙様式6)を研究科長に提出しなければならない。

**(特例措置)**

**第13条** 転入学者及び再入学者の研究経過発表会及び研究成果発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、研究経過発表会及び研究成果発表会を免除することがある。

途中の附則(略)

**附 則**

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 平成20年12月19日

## (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第32条第2項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了(以下「早期修了」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (出願手続)

**第2条** 研究経過発表会及び研究成果発表会における発表を経て(ただし、研究経過及び研究成果の内容によって、発表会における発表を免除された者を除く。)早期修了を願ひ出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。

- (1) 早期修了適用資格申請書(別紙様式1)及び自薦書(A4判用紙を使用、書式及び字数は自由)
- (2) 履歴書(別紙様式2)
- (3) 研究業績書(学会発表経歴を含む。)(別紙様式3)
- (4) 学位論文草稿及びその要旨(別紙様式4)
- (5) 公表論文及び公表準備中の論文等

ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。

## (早期修了検討委員会)

**第3条** 早期修了の願ひ出があったときは、出願者ごとに、早期修了検討委員会を置き、早期修了に該当するか否かを判定する。

- 2 早期修了検討委員会は、指導教員及び指導教員から委嘱された2人以上の教員をもって組織し、教授2人以上を含むものとする。
- 3 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者1人以上を早期修了検討委員会に加えることができる。

## (推薦)

**第4条** 指導教員は、早期修了検討委員会において、早期修了に該当すると認められた者がいるときは、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書(別紙様式5)
  - (2) 早期修了検討結果報告書(別紙様式6)
  - (3) 学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(別紙様式7)
  - (4) 第2条に定める書類
- 2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。
  - 3 前項の推薦に当たっては、構成員の3分2以上が出席し、出席者の3分2以上の賛成を得た場合とする。

## (早期修了審査委員会)

**第5条** 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、理学研究科教務委員会委員長、各専攻の教務委員及び各専攻から選出された教授各1人の委員により組織する。
- 3 各専攻から選出された委員の任期は、2年とする。
- 4 委員長は、理学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 5 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 早期修了の適用資格があることの判定については、構成員の3分の2以上が出席し、その出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(最終判定)

**第6条** 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

- 2 委員会は、早期修了適用資格審査報告書(別紙様式8)を作成し、判定の結果を研究科長に報告する。
- 3 研究科長は、専攻長に判定の結果を通知するものとする。

(学位審査論文の提出)

**第7条** 早期修了の適用資格が有り判定された者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

(雑則)

**第8条** この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

途中の附則(略)

**附 則**

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

## 理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準

大学院設置基準に定める「自立した研究者、または、高度に専門的な業務従事者」として必要とされる能力(学力・判断力・企画力・持続力・表現力など)を備え、かつ、少なくとも学位を授与された者の平均以上の業績をあげると見込まれる者を、早期修了の資格を有する者として研究科長に推薦する。

必要とされる能力の有無と、研究業績が平均以上であるか否かの判断は、当該専攻から選出された委員の所見を参考にして、早期修了審査委員会が合議によって行う。研究業績の平均の対象範囲を当該専攻あるいは当該教育研究分野のいずれにするかは、当該専攻選出委員の所見を参考にして、早期修了審査委員会が決める。論文発表数や学会発表数に基づく機械的判断は行わないものとする。

**附 則**

この審査基準は、平成25年4月1日から施行する。



## 神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文草稿の内見に関する申合せ

平成19年4月1日 制定

### (趣旨)

**第1条** 博士課程を経ない者で、神戸大学大学院理学研究科に学位の授与を申請しようとする者(以下「学位申請希望者」という。)があるときに、その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (内見の申し出)

**第2条** 学位申請希望者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授(以下「内見受理教員」という。)に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

2 学位論文草稿の内見の申し出を受けた内見受理教員は、学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で、内見受理教員となるときは、学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

- (1) 論文目録(別紙様式1) 1部
- (2) 学位論文の草稿 3部
- (3) 論文内容の要旨の草稿(別紙様式2) 3部
- (4) その他の参考論文

### (内見委員会)

**第3条** 内見受理教員は、学位申請希望者ごとに、内見委員会を設けるものとする。

2 内見委員会は、内見受理教員及び内見受理教員が選定する教授1人以上を含む研究科博士課程担当の教員2人以上をもって組織する。

3 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は、学位論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

4 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めたときは、学位申請希望者に次の書類を提出させて、研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

- (1) 履歴書(別紙様式3) 1部
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- (3) 在職・研究従事内容証明書(別紙様式4) 1部

5 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、学位論文草稿内見報告書(別紙様式5)を専攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。

6 内見の結果は、内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

### (審査委員候補者の選出)

**第4条** 専攻会議は、学位論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに、学位論文審査委員候補者(主査及び副査の候補者)3人以上を選出するものとする。

2 学位論文審査委員候補者は、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授2人以上を含む研究科博士課程担当の教員3人以上をもって充てる。

3 専攻会議は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を学位論文審査委員候補者に加えることができる。

(研究科長への届出)

**第5条** 専攻長は、専攻会議終了後直ちに、学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(別紙様式6)を研究科長に提出するものとする。(履歴書を1部添付するものとする。)

**附 則**

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の 学位論文審査等に関する内規

(平成19年4月1日 制定)  
最近改正 令和5年6月16日

## (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)において博士課程を経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (学位)

**第2条** 研究科において授与する学位は、博士(理学)又は博士(学術)とする。

## (学位申請資格)

**第3条** 博士課程を経ない者で、学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
  - (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
  - (3) 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科教授会の議を経て資格があると認められた者
- 2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
  - (2) 研究所等において研究に従事した期間
  - (3) 大学院の学生として研究活動を行った期間(修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。)
  - (4) 修士課程修了又は博士課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
  - (5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

## (学位論文等の提出)

**第4条** 博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書(別紙様式1) 1部
- (2) 論文目録(別紙様式2) 6部
- (3) 学位論文 4部
- (4) 学位論文の電子データ
- (5) 論文内容の要旨(別紙様式3) 10部
- (6) 履歴書(別紙様式4) 2部
- (7) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
- (8) その他参考論文等

## (学位申請資格審査委員会)

**第5条** 学位申請資格の有無を審査するため、学位申請資格審査委員会を置く。

- 2 学位申請資格審査委員会は、理学研究科教務委員会委員長及び教務委員をもって組織し、委員長は、教務委員会委員長を充てる。
- 3 学位申請資格審査委員会は、委員長が招集しその議長になる。
- 4 学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは、同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

## (学位申請資格の判定)

**第6条** 学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて、第3条に規定する学位申請資格を有するか否か

については研究科教授会の議を経て判定を行う。ただし、第3条の第1項第1号から第3号までの各号の規定により、学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については、研究科教授会の議を経て判定を受けたものとして取り扱う。

**(学長への進達)**

**第7条** 研究科長は、学位申請者から学位論文等の提出があったときは、研究科教授会の議を経て、当該学位論文等を学長に進達するものとする。

**(学位論文審査委員会)**

**第8条** 学長から論文審査の付託があったときは、論文審査及び試験等を行うため、学位申請者ごとに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

- 2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織し、主査1人及び副査をおくこととする。
- 3 研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
- 4 審査委員の選定は、内見受理教員が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、研究科教授会が行う。
- 5 審査委員会は、論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものとする。

**(論文審査及び試験)**

**第9条** 審査委員会は、学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について、筆答又は口頭による試験(以下「試験」という。)を行うものとする。

- 2 審査委員会は、試験の科目、試験の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

**(試問)**

**第10条** 審査委員会は、研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問(以下「試問」という。)を行うものとする。

- 2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語(日本人は英語、外国人は日本語及び英語)について、筆答又は口頭により行う。
- 3 審査委員会において試問のために必要があると認めるときは、審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。
- 4 審査委員会は、試問の科目、試問の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

**(論文審査等の結果報告)**

**第11条** 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは、学位審査報告書(別紙様式5)を研究科長に提出するものとする。

途中の附則(略)

**附 則**

この内規は、令和5年6月16日から施行する。

## 学位審査に関する手続きの概要

### 1. 課程博士学位論文審査に関する手続き (3月修了予定者)

日 程	事 項
10月頃	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">研究成果発表会</div> ① 専攻長は、開催日時、場所、発表者の氏名、論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。 ② 専攻長は、学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。 ③ 専攻長は、研究成果報告書を研究科長に提出する。
12月上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">専攻会議</div> 専攻長は、学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿を研究科長に提出する。
1月中旬(5日間)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">学位論文提出</div> 学生は、博士論文と関係書類を教務学生係へ提出する。
1月下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">教授会</div> 学位論文審査委員会の設置  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">学位論文審査委員会</div> 学位論文審査の開始 最終試験(論文発表会)
2月中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">研究科長に学位論文 審査報告書提出</div> 審査終了 学位論文審査委員会は、学位審査報告書を研究科長に提出する。  1週間前までに、論文審査の結果要旨(写)を博士課程教授会構成員に配付
3月上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">教授会</div> 学位授与可否の決定  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">審査結果報告</div> 研究科長は、審査結果を学長に報告
3月下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">学位記授与式</div>

## 2. 課程博士学位論文審査に関する手続き(9月修了予定者)

日 程	事 項
4月上旬～中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">研究成果発表会</div> ① 専攻長は、開催日時、場所、発表者の氏名、論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。 ② 専攻長は、学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。 ③ 専攻長は、研究成果報告書を研究科長に提出する。
6月下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">専攻会議</div> 専攻長は、学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿を研究科長に提出する。
7月上旬～中旬(3日間)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">学位論文提出</div> 学生は、博士論文と関係書類を教務学生係へ提出する。
7月中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">教授会</div> 学位論文審査委員会の設置
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">学位論文審査委員会</div> 学位論文審査の開始 最終試験(論文発表会)
8月下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">研究科長に学位論文 審査報告書提出</div> 審査終了 学位論文審査委員会は、学位審査報告書を研究科長に提出する。  1週間前までに、論文審査の結果要旨(写)を博士課程教授会構成員に配付
9月上旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">教授会</div> 学位授与可否の決定
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">審査結果報告</div> 研究科長は、審査結果を学長に報告
9月下旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">学位記授与式</div>

## 学位授与に関する方針

### 【理学部】

神戸大学理学部は、自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然の理解を深めるとともに、理学分野の専門知識や研究能力に基づいた問題解決能力を持つ人材を育成し、社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的とする。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位：学士(理学)

#### ・数学科

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、理学部数学科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え、卒業までに、本学部学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
  - ・科学全般を俯瞰する能力
  - ・数学の基礎を理解し応用する能力
  - ・数学の中核を理解し応用する能力
  - ・現代数学を理解する能力
  - ・自ら課題を設定し、課題を創造的に解決する能力

#### ・物理学科

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、理学部物理学科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え、卒業までに、本学部学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
  - ・科学全般を俯瞰する能力
  - ・物理学の基礎を理解し応用する能力
  - ・物質の構造および機能を理解する能力
  - ・現代物理学を理解する能力
  - ・物理学の実験手法を応用する能力
  - ・自ら課題を設定し、課題を創造的に解決する能力

#### ・化学科

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、理学部化学科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え、卒業までに、本学部学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。
  - ・科学全般を俯瞰する能力
  - ・化学の基礎を理解し応用する能力
  - ・物質の構造および機能を理解する能力
  - ・現代化学を理解する能力
  - ・化学の実験手法を応用する能力

- ・自ら課題を設定し，課題を創造的に解決する能力

#### ・生物学科

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，理学部生物学科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え，卒業までに，本学部学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。
  - ・科学全般を俯瞰する能力
  - ・生物学の基礎を理解し応用する能力
  - ・すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちを理解する能力
  - ・現代生物学を理解する能力
  - ・生物学の実験手法を応用する能力
  - ・自ら課題を設定し，課題を創造的に解決する能力

#### ・惑星学科

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，理学部惑星学科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部に4年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え，卒業までに，本学部学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。
  - ・科学全般を俯瞰する能力
  - ・惑星学に必要な基礎を理解し応用する能力
  - ・地球及び太陽系・宇宙の諸現象を理解する能力
  - ・地球及び太陽系・宇宙を包括する惑星学を理解する能力
  - ・惑星学の実験，観測および調査手法を理解し応用する能力
  - ・自ら課題を設定し，課題を創造的に解決する能力

### 【理学研究科】

神戸大学理学研究科は，自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然認識の深化を図るとともに，理学分野の専門知識や研究能力に基づいた問題解決能力を持つ人材を育成し，もって社会の知的基盤の形成に貢献するための教育研究を行う。

この目的を達成するため，以下に示した方針に従って学位を授与する。

学位：修士(理学)，博士(理学)，博士(学術)

#### ・数学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，理学研究科数学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・前期課程においては2年以上，後期課程においては3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・ただし，優れた業績を上げた者については，在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え，修了までに，本研究科学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

前期課程

- ・研究成果発信のための英語能力



- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・高度な数学の全般に深い知識を持ち、その相関を理解する能力
- ・数学の各研究分野に関連した基礎能力、及びそれを研究に応用する能力
- ・現代数学の広範な研究分野を俯瞰する能力
- ・数学を深く探究するための基礎となる能力

#### 後期課程

博士(理学)は、特に各研究の専門分野において高度な知識を持って、それを専門分野における研究に活かす能力により重点を置き、一方で、博士(学術)は、特に広い学術的視野と幅広い知識を持って、それを専門分野における研究に応用する能力により重点を置く。

- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・数学の各研究分野に関連した高度な能力、及びそれを研究に応用する能力
- ・現代数学の広範な研究分野を俯瞰し、新たな研究課題の着想に活かす能力
- ・数学の研究を自立して行うための能力

#### ・物理学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、理学研究科物理学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・前期課程においては2年以上、後期課程においては3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

#### 前期課程

- ・研究成果発信のための英語能力
- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・物質の構造及び機能を根本原理から理解する能力
- ・物理学の各研究分野に関連した基礎能力、及びそれを研究に応用する能力
- ・現代物理学の広範な研究分野を俯瞰する能力
- ・物理学を深く探究するための基礎となる能力

#### 後期課程

博士(理学)は、特に各研究の専門分野において高度な知識を持って、それを専門分野における研究に活かす能力により重点を置き、一方で、博士(学術)は、特に広い学術的視野と幅広い知識を持って、それを専門分野における研究に応用する能力により重点を置く。

- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・物理学の各研究分野に関連した高度な能力、及びそれを研究に応用する能力
- ・現代物理学の広範な研究分野を俯瞰し、新たな研究課題の着想に活かす能力
- ・物理学の研究を自立して行うための能力

#### ・化学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、理学研究科化学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・前期課程においては2年以上、後期課程においては3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につける

べき能力を次のとおりとする。

#### 前期課程

- ・研究成果発信のための英語能力
- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・物質の構造及び機能を根本原理から理解する能力
- ・化学の各研究分野に関連した基礎能力，及びそれを研究に応用する能力
- ・現代化学の広範な研究分野を俯瞰する能力
- ・化学を深く探究するための基礎となる能力

#### 後期課程

博士(理学)は，特に各研究の専門分野において高度な知識を持って，それを専門分野における研究に活かす能力により重点を置き，一方で，博士(学術)は，特に広い学術的視野と幅広い知識を持って，それを専門分野における研究に応用する能力により重点を置く。

- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・化学の各研究分野に関連した高度な能力，及びそれを研究に応用する能力
- ・現代化学の広範な研究分野を俯瞰し，新たな研究課題の着想に活かす能力
- ・化学の研究を自立して行うための能力

#### ・生物学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき，理学研究科生物学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・前期課程においては2年以上，後期課程においては3年以上在学し，履修要件として定めた所定の単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・ただし，優れた業績を上げた者については，在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え，修了までに，本研究科学生が，身につけるべき能力を次のとおりとする。

#### 前期課程

- ・研究成果発信のための英語能力
- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちを根本原理から理解する能力
- ・生物学の各研究分野に関連した基礎能力，及びそれを研究に応用する能力
- ・現代生物学の広範な研究分野を俯瞰する能力
- ・生物学を深く探究するための基礎となる能力

#### 後期課程

博士(理学)は，特に各研究の専門分野において高度な知識を持って，それを専門分野における研究に活かす能力により重点を置き，一方で，博士(学術)は，特に広い学術的視野と幅広い知識を持って，それを専門分野における研究に応用する能力により重点を置く。

- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・生物学の各研究分野に関連した高度な能力，及びそれを研究に応用する能力
- ・現代生物学の広範な研究分野を俯瞰し，新たな研究課題の着想に活かす能力
- ・生物学の研究を自立して行うための能力

## ・惑星学専攻

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、理学研究科惑星学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・前期課程においては2年以上、後期課程においては3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
- ・ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーで定める能力に加え、修了までに、本研究科学生が、身につけるべき能力を次のとおりとする。

### 前期課程

- ・研究成果発信のための英語能力
- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・地球及び太陽系・宇宙の諸現象を根本原理から理解する能力
- ・惑星学の各研究分野に関連した基礎能力、及びそれを研究に応用する能力
- ・惑星学の広範な研究分野を俯瞰する能力
- ・惑星学を深く探究するための基礎となる能力

### 後期課程

博士(理学)は、特に各研究の専門分野において高度な知識を持って、それを専門分野における研究に活かす能力により重点を置き、一方で、博士(学術)は、特に広い学術的視野と幅広い知識を持って、それを専門分野における研究に応用する能力により重点を置く。

- ・学際的視野に基づいた創造的な研究能力
- ・惑星学の各研究分野に関連した高度な能力、及びそれを研究に応用する能力
- ・惑星学の広範な研究分野を俯瞰し、新たな研究課題の着想に活かす能力
- ・惑星学の研究を自立して行うための能力

## 神戸大学大学院理学研究科学位論文評価基準

平成25年10月18日 制定

神戸大学大学院理学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき以下の基準により総合的に評価する。なお、この基準に定めるもののほか、当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

### 修士論文の評価基準

1. 当該専攻分野において学術的価値を有する研究結果を含むこと。
2. 先行研究や関連研究をふまえ、適切な課題設定を行なっていること。
3. 課題に対して適切な研究方法を選択し、研究を実施していること。
4. 研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
5. 章立て、引用を含めて、論理的で明瞭な記述を行なっていること。

### 博士論文の評価基準

1. 当該専攻分野に関する高度な学術的価値を有する研究結果を含むこと。
2. 先行研究や関連研究をふまえ、適切な課題設定を行なっていること。
3. 課題に対して適切な研究方法を選択し、研究を実施していること。
4. 研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
5. 章立て、引用を含めて、論理的で明瞭な記述を行なっていること。

## 修士学位論文の審査及び修士最終試験の要項

平成25年10月18日 制定

神戸大学大学院理学研究科は、修士学位論文の審査及び修士最終試験について、次の基準を設ける。  
なお、この基準に定めるもののほか、当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

1. 修士の学位を受ける者は、当該専攻分野の幅広い学識と、専門分野における研究能力を有すること。
2. 修士学位論文は、研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
3. 修士の学位を受けようとする者は、修士学位論文の内容について、各専攻の開催する論文発表会において、発表及び討論を行うこと。審査委員は発表会および修士学位論文の内容によって審査を行うものとする。なお、論文発表会は原則として公開とする。

## 博士学位論文の審査及び博士最終試験の要項

平成25年10月18日 制定

神戸大学大学院理学研究科は、博士学位論文の審査及び博士最終試験について、次の基準を設ける。  
なお、この基準に定めるもののほか、当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

1. 博士の学位を受ける者は、当該専攻分野において深い学識を備え、自立した研究を行うための高度な専門的研究能力を有すること。
2. 博士学位論文は、研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
3. 博士の学位を受けようとする者は、審査委員会の開催する論文発表会において、博士学位論文の内容についての発表および討論を行うこと。審査委員会は発表会と博士論文の内容および最終試験の結果によって審査を行うものとする。なお、原則として論文発表会は公開とする。
4. 博士学位論文の審査を受けるには、博士学位論文の内容の主要部分が、査読付きの学術雑誌に公表されているか、若しくは学位を授与された日から1年以内に公表される予定であることを必要とする。

# 5. 学生生活の案内

## 留 意 事 項

### 1 授業料納付について

学生は、学期毎(前期、後期)に、あらかじめ届けていただいた預金口座から引き落とし(口座振替)により納付することになります。振替日は、4月及び10月の各月27日(休日の場合は、翌営業日)です。

### 2 身上異動について

休学、復学、退学、長期欠席等をしようとする場合、住所変更、改姓等身上の異動が生じたときは速やかに願い出又は届け出をしてください。遅れると授業料の納付等において本人に不利になることがありますので、できるだけ早く教務学生係に申し出てください。(本学生便覧の『神戸大学共通細則』参照)

### 3 教務関係諸手続きについて

履修・受験、教育実習、教員免許等教務関係についての手続きはその都度掲示等により通知しますので、締切、期限があるものは遅れないよう手続きをしてください。

### 4 授業料免除等の申請について

学業優秀で学資の支弁困難な学生に対しては、申請により授業料の全部若しくは一部が免除されることがあります。また、申請により授業料の徴収猶予及び月割分納を許可されることがあります。前期分は3月に(ただし、新入生は4月に)、後期分は9月に手続きを要しますが、詳細についてはその都度掲示します。(本学生便覧の『神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規定』及び学務部発行の「学生生活案内」の経済生活等の項参照。)

### 5 奨学金について

学業優秀であり経済的理由によって修学が困難である者に対して、(独)日本学生支援機構の奨学金を受ける道が開かれています。

この他、地方奨学金として、地方公共団体や、民間奨学団体等からも奨学生の募集があります。その都度掲示により通知しますので希望者は注意してください。(学務部発行の「学生生活案内」の経済生活等の項参照。)

### 6 アルバイト等の斡旋について

家庭教師等のアルバイトについては、神戸大学は神戸大学生生活協同組合にアルバイト紹介業務を委託しております。希望者は神戸大学生生活協同組合で確認してください。

連絡先：神戸大学生生活協同組合学生会館書籍店(TEL078-881-8847)

(学務部及び各学部では取扱いしていません。学務部発行の「学生生活案内」の課外活動施設、福利厚生施設等の項参照。)

### 7 定期健康診断及び健康相談について

学生は年1回大学で実施する定期健康診断を、指定された期日に必ず受検しなければなりません。受検しないと卒業時、就職のための健康診断証明書が発行されませんので注意してください。(本学生便覧の『神戸大学学生健康診断規程』参照)

また、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門では保健管理医が常勤して学生の健康相談を行っていますので利用してください。

### 8 キャンパスライフ支援センターについて

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

連絡先：キャンパスライフ支援センター (TEL078-803-5258)

### 9 学生証の再交付について

学生証を紛失(盗難や学内外通学途上で忘失・紛失した時は必ず警察に届けてください。)又は破損

した場合は、学生証再交付願を教務学生係まで提出してください。(紛失、盗難の場合は理由書も提出してください。)交付は申込み日の約1週間後です。

#### 10 文・理・農学部キャンパスへの車両入構，駐車規制について

文・理・農学部キャンパスでは危険防止，環境保全の観点から学生，教職員の自動車による通学，通勤を規制しています。(本学生便覧の『構内駐車許可要領』参照)

バイク通学についても危険防止等の理由から自粛を要望します。やむを得ずバイク通学をする場合，常に安全運転を心がけてください。また，駐輪登録を実施していますので登録してください。

鶴甲第1キャンパスの車両等の規制については，学務部発行の「学生生活案内」の一般的諸注意を参照してください

#### 11 公用掲示板について

本学部の公用掲示板はB棟2階教務学生係前及びZ棟1階教室前に設けています。学生への通知，連絡は，ホームページ・うりぼーネットなども利用していますが，主として掲示によって行いますので，常に注意して掲示の事項を確認してください。掲示を見なかったことによる不利益は学生自身がその責任を負うこととなります。

鶴甲第1キャンパスの公用掲示板については，学務部発行の「学生生活案内」の一般的諸注意を参照してください。

#### 12 学内掲示等について

本学部の学生用掲示板はZ棟2階の廊下に設けています。この掲示板以外の場所に掲示することは禁じられています。

#### 13 理学部・理学研究科の施設使用について

学生が教室等の理学部・理学研究科施設を使用するときは，所定の様式により責任者は教務学生係を経て許可申請しなければなりません。

また，時間外に施設を使用するときは，時間外施設使用届を教務学生係に提出してください。

#### 14 学生教育研究災害傷害保険制度について

この制度は，教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で，これにより安心して学生生活を送れるようにするために発足されたものです。

正課中，学校行事中，学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に，学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり，学生は全員加入することとしています。

学生支援課(学生センター)が窓口となっており，入学時に加入の案内をしていますが，その時加入しなかった場合でも，随時加入の受付を行っていますので，必ず加入してください。加入しない場合，実験・実習等を履修できない場合があります。加入手続き及び保険金の請求手続き等は学生支援課(学生センター)に問い合わせてください。

なお，詳細は「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」・「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。



# 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日 制定)

最近改正 令和4年3月31日

## (趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものである。

## (実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

## (健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

## (受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

## (健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

## (事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

## (復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

## (証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 別 表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A(要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B(要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C(要注意)	授業をほぼ平常に行ってよいもの
	D(健康)	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1(要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2(要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3(健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

# 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成16年4月1日 制定)  
最近改正 令和3年3月31日

## 第1章 総則

### (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第51条第2項及び第52条第2項(教学規則第72条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納(以下「授業料の免除等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)に基づく授業料の免除等については、関係法令の定めるところによる。

### (対象者)

**第2条** 授業料の免除等の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の学部の学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)及び乗船実習科の学生のうち、令和元年度前期又は後期の授業料の免除等において、全額又は半額免除を受けた者で、法に基づく支援制度(以下「新制度」という。)に申請を行った者(新制度による支援の対象とならないことが明らかで申請を行わなかった者を含む。)のうち、授業料の免除等を希望する者

(2) 本学の大学院の学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)

### (申請及び許可)

**第3条** 授業料の免除等を受けようとする者(授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者)は、各期(教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。)ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部(1年次生を除く。)、海洋政策科学部(1年次生を除く。)、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科又は乗船実習科(以下「医学部等」という。)に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会(以下「学生委員協議会」という。)の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

### (免除実施可能額、選考基準及び実施要領)

**第4条** 授業料の免除等の免除実施可能額、選考基準及び実施要領は、別に定める。

### (申請者に係る授業料)

**第5条** 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

## 第2章 授業料の免除

### (経済的理由による免除)

**第6条** 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)の居住地

の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

#### (特別な事情による免除)

**第7条** 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全部又は一部を免除することができる。ただし、当該理由発生が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合。

(2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。)

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書(災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。)

(5) その他本学において必要と認める書類

### 第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

#### (徴収猶予)

**第8条** 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料徴収猶予申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については8月末日まで、後期分については2月末日までとする。

#### (月割分納)

**第9条** 前条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する場合であって、特別な事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料月割分納申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)とし、毎月5日までに納付するものとする。

#### 第4章 許可の取消し

##### (許可の取消し)

**第10条** 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
- (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
- (3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

##### (許可を取り消された者に係る授業料)

**第11条** 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

#### 第5章 雑則

##### (雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

途中の附則 (略)

#### 附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 海事科学部が存続する間、改正後の第3条第1項中「海洋政策科学部」とあるのは「海洋政策科学部及び海事科学部」と読み替えるものとする。

## 理学部・理学研究科の施設使用について

### I 一般的注意事項

- 1) 不測の事故を防止するため、学生の施設使用は原則として教員が付き添うものとする。
- 2) 事故が発生した場合には受付(A棟玄関北側)に連絡すること。
- 3) 日頃から、消火器の位置及び使用方法を確認しておくこと。
- 4) 退出時には、ガス、電気、水道、高圧ガスボンベ及び薬品等の十分な点検と戸締りを確認すること。

### II-1 時間外における施設使用とその取扱い

- 1) 学生の施設使用は午後5時までとする。
- 2) 学生が午後5時を超えて施設を使用する場合は、所定の届出用紙に教員の承認を受けること。  
ただし、教員が付き添う場合は、午後10時30分までは届出を要しない。
- 3) 学生が午後10時30分を超えて施設を使用する場合は、原則として教員の付き添いがない限り許可しない。
- 4) 学生及び教職員が午後10時30分を超えて施設を使用する場合は届出を要する。なお、学生は教員との連名とする。(土曜、日曜、休日及び年末年始は終日これに準ずる。)
- 5) 届出は所定の用紙に施設使用ごとに記入し、前日の午後3時(使用日が土曜、日曜、休日及び年末年始の場合は前々日の午後3時)までに学生は教務学生係、教職員は総務係に提出すること。

### II-2 退出時の注意

- ・ 夜間(午後10時30分～午前7時30分)及び土曜・日曜・休日の出入口(番号錠設置)
  - A棟 1階玄関
  - B棟 1階北・南出入口
  - C棟 1階東出入口
- ・ 夜間・土曜・日曜・休日は出口専用
  - B棟 2階北出入口
  - X棟 2階北出入口
  - C棟 西出入口
- ・ 夜間・土曜・日曜・休日は閉めきり
  - C棟 玄関・北出入口
- ・ 終日出口専用(夜間及び土曜・日曜・休日は解放厳禁)
  - A棟 1・2・4階東非常出口
  - B棟 2～4階東非常出口
  - C棟 2～6階東非常出口

### II-3 時間外における電話は受け付けることができない。

ただし、“非常”の場合は受付(A棟玄関北側：内線5777)に連絡すること。

- (注)1. 施設使用の届出用紙は、教務学生係にあるので申し出ること。  
2. 時間外とは平日の午前8時30分～午後5時以外の時間をいう。

## 構内駐車許可要領

- 1 この要領は、文理農等キャンパスにおける車両(二輪車を除く。)の構内入構及び駐車について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 車両の構内入構及び駐車を許可される者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 身体上の理由により車両の使用を必要とする者
  - (2) 常時実験実習及び勤務の都合上車両の使用を必要とする者  
(学生については4年次生及び大学院生等)
  - (3) 車両を使用しなければ通勤通学に著しく支障のある者  
(教職員については、自動車による通勤届を出している者に限る。)
  - (4) その他業務上入構を必要とする者
- 3 前項各号に該当する者は、申請により「入構許可証」及び「パスカード」を交付するので、「入構許可証」を車内フロントに置くこと。
- 4 「入構許可証」及び「パスカード」の有効期間は1年間とし、更新の許可を得ようとするときは、毎年申請しなければならない。
- 5 車両の臨時入構・駐車をしようとする者は、駐車券(可能駐車時間1時間以内)により一時入構・駐車し、駐車時間の延長については、止むを得ない理由により認める場合があることとし、その都度所管先の学部又は研究科(以下「学部等」という。)の担当係に申し出ること。
- 6 駐車許可申請の受付、入構許可証及びパスカードの交付、有効期間は次のとおりとする。
  - ① 申請の受付期間 4月中旬
  - ② 許可証の交付期間 4月下旬
  - ③ 許可証の有効期間 5月1日～翌年4月30日(注)申請の受付期間等の具体的な日程は、その都度掲示により通知する。
- 7 駐車許可申請の受付は、所属学部等の教務学生担当係とする。
- 8 学生、教職員等の資格を失ったときは、直ちに入構許可証及びパスカードを返還すること。
- 9 その他、車両の構内入構及び駐車については、学部等の担当者の指示によるものとする。
- 10 その他必要な事項については、文理農等車両対策委員会が定める。

## 車両(二輪車を除く。)入構許可者の遵守事項

- 1 構内では、歩行者の安全を第一とし、制限速度15km/h以下を遵守すること。  
また、ロータリー内を逆方向に走行しないこと。
- 2 所定の駐車区域に駐車すること。  
特に、ロータリーの周囲、建物の入口付近、狭い幅員の通路に駐車しないこと。
- 3 教育・研究に迷惑にならないよう、必要以上にエンジン音等の騒音を出さないこと。
- 4 対人・対物事故、盗難等については、自己の責任において処理し、大学に一切迷惑をかけること。
- 5 上記のほか、「構内駐車許可要領」に従うこと。入構許可証を運転席の前面の見えやすい所に置くこと。

【注意】 遵守事項に従わなかった場合は、入構許可を取り消す。

# 6. 資格取得

## 教育職員免許状取得について

### 1. 学部学生の教育職員免許状の取得について

〈はじめに〉

近年、小・中・高等学校等教員の資質の向上が問われています。とりわけ、低学年・身体の不自由な者等の児童・生徒への対応が肝要とされ、このこともあって、小・中学校の教育職員免許状を取得するためには、単に教育実習のみならず、「介護等体験」の実習を受けることが義務づけられました。

小・中・高等学校等の教育職員となるには、教科に関する専門科目の修得はもとより、教育を行うための基本となる教職に関する専門科目の修得が必要で、人間性豊かな資質を涵養することが極めて重要とされています。

これらのことを念頭において、教育職員免許状を取得しようとする者は、安易に教員の資格を取得するためと言ったことでなく、将来、教育職員を目指す強い意志をもって、必要な科目を履修する必要があります。

- (1) 大学以外の教育職員として教育職に従事するためには、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところに従って、免許状の取得に必要な科目を修得しなければなりません。

本学部学生で取得可能な教育職員免許状の種類は別表1に掲げたとおりです。

なお、教育職員免許状の取得に必要な科目の一つとして「教育実習」がありますが、教育実習を履修しようとする者は、卒業後に中学校・高等学校の教師として就職を目指す意志の強い者でなければ、中学校・高等学校における教育実習生として受け入れされない場合がありますので注意してください。

- (2) これらの免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な専門教育等の授業科目を履修しながら、教育職員免許法及び同法施行規則に規定されている必要な科目の単位を修得しなければなりません。

- ① 高等学校教諭一種免許状の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうちの「教科に関する専門的事項」及び「大学が独自に設定する科目」は、大学の卒業に必要な授業科目(単位)の修得の範囲で可能な場合が大半です。
- ② 中学校教諭一種免許状(理科)の取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち実験に関する科目については、所属する学科に係る実験のほか、全ての分野の実験について修得しなければならないので、相当の努力が必要です。
- ③ 別表6の大部分は、学務部で開講される授業科目を修得しなければなりません。

- (3) 「教科及び教科の指導法に関する科目」及び別表6に定める科目は、教育職員免許法施行規則に定める科目の各区分の科目・単位を修得しなければなりません。

なお、教育職員免許法施行規則により、教育職員免許状の取得に共通した科目として、別表3に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

- (4) 別表1の教育職員免許状の種類に応じて、別表2により当該免許状の取得に必要な科目の単位数を確認してください。

- (5) 別表4(中学校)、別表5(高等学校)に定める「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位の修得方法により、免許教科に関する科目ごとに定められた最低修得単位数(中学校28単位、高等学校24単位)を、学科ごとに定められた科目から修得してください。



(6) 別表 6 に定める科目の単位(中学校 31 単位, 高等学校 27 単位)は各欄必要単位数に応じて修得してください。

(7) 教育実習について

教育実習の単位数は, 事前・事後指導(中等教育事前・事後指導 1 単位), 実習校での実習(中学校の免許状を取得する場合は, 中学校教育実地研究 A, B 各 2 単位, 高等学校の免許状を取得する場合は, 高等学校教育実地研究 2 単位)からなっています。

- ① 教育実習の申込手続きについては, 3 年次の 4 月初旬に開催される説明会にて参加し, 申込み, 4 年次で実習を行います。説明会の開催については, 掲示により通知します。
- ② 事前・事後指導は, 実習校での実習の前後に教育実習の一環として行われます。

(8) 介護等体験について

中学校の教育職員免許状を取得しようとする場合は, 特別支援学校及び社会福祉施設において, 7 日間以上の介護等体験を行うことが義務づけられています。

本学部の学生は 3 年次に行います。2 年次の 11 月に必要な手続き等について掲示により通知します。

(9) 教職科目「教職実践演習(中・高)」と「履修カルテの作成」について

「教職実践演習(中・高)」は 4 年次後期に履修します。「教職実践演習(中・高)」を履修するにあたり, 教員免許取得に必要な科目の履修を始めてから「教職実践演習(中・高)」の授業を受けるまでの間に, 各自が教員になる上での自身の課題や教員免許取得に必要な科目の修得・理解状況などを把握するために「履修カルテ」を作成します。各自が作成した「履修カルテ」は 4 年次前期に理学研究科教務学生係へ提出します。

(7), (8), (9)については, 神戸大学教職課程専門委員会作成の「神戸大学【教職課程ハンドブック】」を事前によく読んでおいてください。

(10) 担当窓口について

学務部で開講する授業科目に関すること, 教育実習・介護等体験については, 学務部学務課教育推進グループが担当窓口となっています。

教育職員免許状の取得に必要な科目の修得・履修方法等に関することについては, 理学研究科教務学生係に問い合わせてください。

(11) 教育職員免許状授与申請について

卒業時における教育職員免許状の授与申請は, 教員免許取得希望者からの申請に基づいて, 大学から兵庫県教育委員会に一括して行います。

詳細については 4 年次の 12 月頃, 掲示により通知しますので注意してください。

【別表1】 理学部で取得できる免許状の種類

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
数 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学
物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科 惑 星 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科

【別表2】 免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数

免許状の種類 所要資格		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
基礎資格		修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	24	24
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	8	8
	教育実践に関する科目	7	7	5	5
	大学が独自に設定する科目	28	4	36	12

上記の他、別表3に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

【別表3】 全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			
免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目	
科 目 区 分	単位数	授 業 科 目	単位数
日本国憲法	2	○ 日本国憲法 1 ○ 日本国憲法 2	1 1
体 育	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 ○ 健康・スポーツ科学実習 1 ○ 健康・スポーツ科学実習 2 ○ 健康・スポーツ科学講義 A	1 0.5 0.5 1
外国語コミュニケーション	2	○ Academic English Literacy A1 ○ Academic English Literacy A2 ○ Academic English Literacy B1 ○ Academic English Literacy B2	0.5 0.5 0.5 0.5
情報機器の操作	2	○ 情報基礎 ○ 情報科学 1 ○ 情報科学 2	1 1 1

注1. ○印は免許法上の指定科目（必修）を示す。

注2. 「健康・スポーツ科学実習1」、「健康・スポーツ科学実習2」はセットで履修する。

【別表4】 中学校教諭の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位修得方法

免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目		最低修得単位数	
数 学	教科に関する 専門的事項	代 数 学	20単位	計 28 単 位
		幾 何 学		
		解 析 学		
		「確率論, 統計学」		
		コンピュータ		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		8単位	
理 科	教科に関する 専門的事項	物 理 学	20単位	計 28 単 位
		化 学		
		生 物 学		
		地 学		
		物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		8単位	

【別表5】 高等学校教諭の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位修得方法

免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目		最低修得単位数	
数 学	教科に関する 専門的事項	代 数 学	20単位	計 24 単 位
		幾 何 学		
		解 析 学		
		「確率論, 統計学」		
		コンピュータ		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4単位	
理 科	教科に関する 専門的事項	物 理 学	20単位	計 24 単 位
		化 学		
		生 物 学		
		地 学		
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4単位	

【別表6】 教育職員免許状取得に係る科目の単位（「教科及び教科の指導法に関する科目」を除く）

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		履修方法等
科 目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目	単位数	
				必 修	選 択
教育の基礎的理解に関する科目	・ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	2単位必修
			教育史	2	
	・ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論（中・高）	2	2単位必修
	・ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学（中・高）	2	2単位必修
			教育経営学（中・高）	2	
	・ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		心の発達と教育1（学習・言語心理学1） 心の発達と教育2（教育・学校心理学1） 青年心理学	1 1 2	2単位必修
・ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	中等特別支援教育論	2	2単位必修		
・ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	中等カリキュラム論	2	2単位必修		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・ 道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	中等道徳教育論	2	中一種のみ2単位必修
	・ 総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の指導法（中・高）	2	2単位必修
	・ 特別活動の指導法		中等特別活動指導論	2	2単位必修
	・ 教育の方法及び技術 ・ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		中等学習指導・ICT活用論	2	2単位必修
			・ 生徒指導の理論及び方法 ・ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	中等生徒指導論	2
	・ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		中等学校教育相談	2	2単位必修
教育実践に関する科目	・ 教育実習	中 5	中等教育事前・事後指導	1	1単位必修 中一種は4単位必修、 高一種は2単位必修
		高 3	中学校教育実地研究A	2	
			中学校教育実地研究B	2	
	高等学校教育実地研究	2			
・ 学校体験活動					
・ 教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	2単位必修	
合 計 (免許法施行規則に定める最低修得単位数)		中 27 高 23	合 計 (本学での最低修得単位数)		中一種 31 高一種 27

注1. 科目名の最後に1もしくは2の記載がある科目は、同科目名1・2をセットで修得すること。

注2. 教育職員免許状取得に係る科目（別表3を除く）は、「教科及び教科に関する指導法に関する科目」のうちの「教科に関する専門的事項」に該当する科目を除き、履修科目の登録の上限には算入されない。

教科及び教科の指導法に関する科目表（数学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法	
			必修	選択		
教科に関する専門的事項	代 数 学	代数学1・同演習	4			
		代数学2		2		
		代数学3・同演習			4	
		代数学4			2	
		代数学5			2	
		表現論			2	
		線形代数1			1	
		線形代数2			1	
		線形代数3			1	
		線形代数4			1	
	線形代数5	2				
	幾 何 学	幾何学1・同演習	4			
幾何学2・同演習				4		
幾何学3				2		
幾何学4				2		
幾何学5				2		
数学要論1		2				
数学要論2・同演習	4					
解 析 学	中 28	解析学1		2		
	高 24	解析学2		2		
		微分積分1	1			
		微分積分2	1			
		微分積分3	1			
		微分積分4	1			
		解析学3・同演習		4		
		解析学4・同演習		4		
		解析学5・同演習		4		
		解析学6		2		
		解析学7・同演習		4		
		解析学8		2		
		解析学特論1		2		
	解析学特論2		2			
「確率論，統計学」		確率論入門	2			
		確率論		2		
		統計学		2		
コンピュータ		計算数学1・同演習	4			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		数学科教育論A	2		○中一種 数学科教育論A～D8単位 全て必修 ○高一種 数学科教育論Aを含め4単位 選択必修	
		数学科教育論B		2		
		数学科教育論C		2		
		数学科教育論D		2		

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種，高一種ともに59単位以上必要

教科及び教科の指導法に関する科目表（物理学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	物理学	古典力学	2	2	
		剛体の力学		2	
		現代物理学			
		古典電磁気学		2	
		電磁気学1		4	
		熱統計物理学		2	
		統計物理学1		4	
		統計物理学2		4	
		物理数学1		4	
		物理数学2		4	
		量子力学1		4	
	量子力学2	4			
	物理実験学	2			
	化学	基礎物理化学1	1		
		基礎物理化学2	1		
生物学	生物学概論C1	1			
	生物学概論C2	1			
地学	基礎地学1	1			
	基礎地学2	1			
<中一種> 物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験  <高一種> 「物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験」	物理学実験1	3	3	○中一種 必修単位全て ○高一種 物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験の いずれかから選択した分 野の必修単位全て	
	物理学実験2				
	物理学実験3				
	化学実験1	1			
	化学実験2	1			
	生物学実験1	1			
	生物学実験2	1			
	地学実験A	1			
地学実験B	1				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	理科教育論A	2		○中一種 理科教育論A～D8単位全 て必修 ○高一種 理科教育論A、理科教育 論Bの4単位必修	
	理科教育論B	2			
	理科教育論C		2		
	理科教育論D		2		

- 注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。  
 注2. 高等学校免許状のみ取得する場合、実験科目は、「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験から、いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。  
 注3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに59単位以上必要

教科及び教科の指導法に関する科目表（化学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	物理学	現代物理学	2		
		化学熱力学Ⅰ－1	1		無機化学基礎1および2 (合計2単位)、 有機化学基礎1および2 (合計2単位) からいずれか2単位選択必修
	化学熱力学Ⅰ－2	1			
	化学熱力学Ⅱ－1	1			
	化学反応論1	1			
	量子化学Ⅰ－1	1			
	量子化学Ⅰ－2	1			
	量子化学Ⅱ－1	1			
	量子化学Ⅱ－2	1			
	無機化学基礎1		1		
	無機化学基礎2		1		
	無機化学Ⅰ－1	1			
	無機化学Ⅰ－2	1			
	無機化学Ⅱ－1	1			
	無機化学Ⅱ－2	1			
	分析化学Ⅰ－1	1			
	分析化学Ⅰ－2	1			
	有機化学基礎1		1		
	有機化学基礎2		1		
	有機化学Ⅰ－1	1			
	有機化学Ⅰ－2	1			
	有機化学Ⅱ－1	1			
	有機化学Ⅱ－2	1			
	有機化学Ⅲ－1	1			
	有機化学Ⅲ－2	1			
	生物化学Ⅰ－1	1			
	生物化学Ⅰ－2	1			
		中 28			
	高 24				
		生物学概論C1	1		
		生物学概論C2	1		
		基礎地学1	1		
		基礎地学2	1		
		物理学実験	2		○中一種 必修単位全て ○高一種 物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験の いずれかから選択した分 野の必修単位全て
		化学実験1	1		
		化学実験2	1		
		化学実験Ⅰ	8		
		化学実験Ⅱ	6		
		生物学実験1	1		
		生物学実験2	1		
		地学実験A	1		
		地学実験B	1		
		理科教育論A	2		
		理科教育論B	2		
		理科教育論C		2	
		理科教育論D		2	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)				

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 高等学校免許状のみ取得する場合、実験科目は、「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から、いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。

注3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに59単位以上必要

教科及び教科の指導法に関する科目表（生物学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	物理学	現代物理学	2		
	化学	基礎有機化学1	1		
		基礎有機化学2	1		
	生物学	細胞生物学基礎1	1		
		細胞生物学基礎2	1		
		生化学基礎1	1		
		生化学基礎2	1		
		分子生物学基礎1	1		
		分子生物学基礎2	1		
		発生遺伝学基礎1	1		
		発生遺伝学基礎2	1		
		動物生理学基礎1	1		
動物生理学基礎2		1			
植物生理学基礎1		1			
植物生理学基礎2		1			
進化系統学基礎1	1				
進化系統学基礎2	1				
生態学基礎1	1				
生態学基礎2	1				
生物学演習Ⅰ	2				
生物学演習Ⅱ	2				
地学	基礎地学1	1			
	基礎地学2	1			
<中一種> 物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験  <高一種> 「物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験」	物理学実験	2			
	化学実験1	1			
	化学実験2	1			
	生物学実験ⅠA	2			
	生物学実験ⅠB	2			
	生物学実験ⅡA	2			
	生物学実験ⅡB	2			
	生物学実験ⅡC	2			
	生物学実験ⅢA	2			
	生物学実験ⅢB	2			
	生物学実験ⅢC	2			
	地学実験A	1			
地学実験B	1				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	理科教育論A	2			
	理科教育論B	2			
	理科教育論C		2		
	理科教育論D		2		

- 注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。  
 注2. 高等学校免許状のみ取得する場合、実験科目は、「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から、いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。  
 注3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位、高一種12単位の修得が必要となるが、同科目は開設しないため、【別表6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種、高一種ともに59単位以上必要



教科及び教科の指導法に関する科目表（惑星学科）

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目区分	単位数	開設授業科目	単位数		履修方法
			必修	選択	
教科に関する専門的事項	物理学	現代物理学	2		
	化学	基礎無機化学1	1		
		基礎無機化学2	1		
	生物学	生物学概論C1	1		
		生物学概論C2	1		
	地学	惑星学概論I	2		
		惑星学概論II	2		
		地球物質科学		2	
		固体地球科学		2	
		地球惑星進化学		2	
宇宙惑星科学			2		
惑星物質科学			2		
惑星物理学			2		
惑星学基礎IV			2		
惑星学基礎IV演習			1		
惑星学基礎V		2			
惑星学基礎V演習		1			
<中一種> 物理学実験・化学実験・ 生物学実験・地学実験	中 28	物理学実験	2		○中一種 必修単位全て ○高一種 物理学実験，化学実験， 生物学実験，地学実験の いずれかから選択した分野の 必修単位全て
		化学実験1	1		
		化学実験2	1		
		生物学実験1	1		
		生物学実験2	1		
		惑星学実験実習の基礎I	1		
		惑星学実験実習の基礎II	2		
		惑星学実習A		2	
		惑星学実習B		2	
		惑星学実習C		2	
惑星学実習D		2			
<高一種> 「物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験」	高 24	理科教育論A	2		○中一種 理科教育論A～D8単位全て 必修 ○高一種 理科教育論A，理科教育論 Bの4単位必修
		理科教育論B	2		
		理科教育論C		2	
		理科教育論D		2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)					

注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

注2. 高等学校免許状のみ取得する場合，実験科目は，「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から，いずれかを選択し，それぞれの履修方法に従って履修すること。

注3. 「大学が独自に設定する科目」として中一種4単位，高一種12単位の修得が必要となるが，同科目は開設しないため，【別表6】の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」で所定の単位を超えて修得した単位数でこれを充たす必要がある。

<必要合計単位数>

「教科及び教科の指導法に関する科目」，「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳、総合的な学習の自担当の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」の修得単位数の合計が中一種，高一種ともに59単位以上必要

## 2. 大学院生（前期課程）の教育職員免許状の取得について

### （1）理学研究科博士課程前期課程で取得できる免許状の種類

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
数 学 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数 学
物 理 学 専 攻 化 学 専 攻 生 物 学 専 攻 惑 星 学 専 攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理 科

### （2）上記の免許状を取得するためには、次の基礎資格が必要です。

所要資格		免許状の種類	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状	そ の 他
		基礎資格	学士の学位を有すること	学士の学位を有すること	
大学における最低修得単位数	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24		左記のほか、教育免許法施行規則第66条の6に定める科目を修得すること。 また、中学校の免許状を取得しようとする者は、介護等体験が義務づけられている。
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8		
	教育実践に関する科目	7	5		
	大学が独自に設定する科目	4	12		

### （3）専修免許状の取得の要件

中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには、上記（2）の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た後、大学院の課程において、教育職員免許法第5条別表第1に定める「大学が独自に設定する科目」について24単位以上を修得することとされています。

理学研究科博士課程前期課程では、「教科及び教科の指導法に関する科目」に係る授業科目を開講しており、上記（2）の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た者が、各専攻で定められた授業科目から24単位以上を修得することにより、当該専攻で取得可能な免許状を前期課程修了時に取得することができます。

### （4）教育職員免許状授与申請について

修了時における教育職員免許状の授与申請手続きは、教員免許取得希望者からの申請に基づいて、大学から兵庫県教育委員会に一括して行います。詳細については2年次の12月頃、掲示により通知しますので注意してください。

【数学専攻】（数学の教科及び教科の指導法に関する科目）

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
解析学Ⅰ	2	幾何学序論	4	構造数理特論Ⅱ	2
解析学Ⅱ	2	応用数学序論	4	応用数理特論Ⅰ	2
代数学	2	解析学統論	4	応用数理特論Ⅱ	2
幾何学	2	代数学統論	4	数学コミュニケーション序論	2
表現論	2	幾何学統論	4	数学コミュニケーション統論	2
計算情報数学	2	応用数学統論	4	現代数学概論	4
確率過程論	2	解析数理特論Ⅰ	2	現代数学特論	4
解析学序論	4	解析数理特論Ⅱ	2		
代数学序論	4	構造数理特論Ⅰ	2		

【物理学専攻】（理科の教科及び教科の指導法に関する科目）

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
物性論Ⅰ	4	素粒子実験学Ⅰ	1	素粒子理論Ⅲ	1
高エネルギー物理学Ⅰ	4	素粒子実験学Ⅱ	1	宇宙論Ⅰ	2
理論物理学Ⅰ	4	素粒子実験学Ⅲ	1	宇宙論Ⅱ	2
低温物性学	2	素粒子実験学Ⅳ	1	量子物性Ⅰ	2
極限物性学	2	素粒子理論Ⅰ	2	量子物性Ⅱ	2
電子物性学	2	素粒子理論Ⅱ	1		

【化学専攻】（理科の教科及び教科の指導法に関する科目）

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
物理化学Ⅰ	2	反応化学特論	2	有機化学特論	2
物理化学Ⅱ	2	物性物理化学特論	2	生物化学特論	2
無機化学Ⅰ	2	無機・分析化学特論Ⅰ	1	構造解析学	2
無機化学Ⅱ	2	無機・分析化学特論Ⅱ	1	理論生物化学	2
有機化学Ⅰ	2	溶液化学特論	1		
有機化学Ⅱ	2	生物無機化学特論	1		

【生物学専攻】（理科の教科及び教科の指導法に関する科目）

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
生体分子機構概論Ⅰ	2	生理学特論Ⅰ	2	神経生物学特論	2
生体分子機構概論Ⅱ	2	生理学特論Ⅱ	2	情報伝達機構特論	2
生命情報伝達概論Ⅰ	2	生化学特論Ⅰ	2	発生生物学特論Ⅰ	2
生命情報伝達概論Ⅱ	2	生化学特論Ⅱ	2	生物制御科学特論Ⅰ	2
生物多様性概論Ⅰ	2	細胞生物学特論	2	系統分類学特論	2
生物多様性概論Ⅱ	2	分子遺伝学特論	2	生態学特論	2

【惑星学専攻】（理科の教科及び教科の指導法に関する科目）

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
惑星学要論	4	惑星学詳論Ⅱ-2	1	基礎惑星学特論Ⅴ-1	1
惑星学通論Ⅰ	1	基礎惑星学特論Ⅰ-1	1	基礎惑星学特論Ⅴ-2	1
惑星学通論Ⅱ	1	基礎惑星学特論Ⅰ-2	1	新領域惑星学特論Ⅰ-1	1
惑星学通論Ⅲ	1	基礎惑星学特論Ⅱ-1	1	新領域惑星学特論Ⅰ-2	1
惑星学通論Ⅳ	1	基礎惑星学特論Ⅱ-2	1	新領域惑星学特論Ⅱ-1	1
惑星学詳論Ⅰ-1	1	基礎惑星学特論Ⅲ-1	1	新領域惑星学特論Ⅱ-2	1
惑星学詳論Ⅰ-2	1	基礎惑星学特論Ⅲ-2	1	新領域惑星学特論Ⅲ-1	1
惑星学詳論Ⅰ-3	1	基礎惑星学特論Ⅳ-1	1	新領域惑星学特論Ⅲ-2	1
惑星学詳論Ⅱ-1	1	基礎惑星学特論Ⅳ-2	1		

## 学芸員の資格取得について

惑星学科に所属する学生で学芸員の資格を取得しようとする者は、下記に掲げる科目を履修しなければならない。

### 記

令和6年度入学者用

博物館法施行規則に定める科目		本学で開講する授業科目		開講学部等
科目名	単位数	科目名	単位数	
生涯学習概論	2	ESD生涯学習論A	1	全学共通授業科目
		ESD生涯学習論B	1	
		社会教育計画論	2	
博物館概論 (理学部学生は文学部開講分を受講)	2	博物館概論	2	文学部
		博物館概論	2	国際人間科学部
博物館経営論 (理学部学生は文学部開講分を受講)	2	博物館経営論	2	文学部
		博物館経営論	2	国際人間科学部
博物館資料論 (理学部学生は国際人間科学部開講分を受講)	2	博物館資料論	2	文学部
		博物館資料論	2	国際人間科学部
博物館資料保存論 (理学部学生は理学部開講分を受講)	2	博物館資料保存論	2	理学部
		博物館資料保存論	2	文学部
博物館展示論	2	博物館展示論	2	文学部
		博物館展示論	2	国際人間科学部
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	文学部
		博物館情報・メディア論	2	国際人間科学部
博物館教育論	2	博物館教育論	2	国際人間科学部
		博物館教育論	2	文学部
博物館実習	3	博物館実習	3	理学部
計	19	計	19	

注1：博物館実習を履修できる者は、博物館実習以外の全ての単位を修得済又は履修中の者に限る。

注2：授業科目が上記以外の学部で開講されていれば特別な場合に限り履修できる。

注3：今後「博物館法施行規則に定める科目」等が改正された場合、それに対応する授業科目は、惑星学科の内規で定める。

## 7. GPA (Grade Point Average)

- ・ 科目ナンバリング

G

P

A

# 「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(\*)から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。

(\* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

## I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」(秀、優、良、可、不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point) を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値 (Average) です。

### 「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

## II. GPA計算について

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGPの合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

### 1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目、学芸員関連科目) (\*)

(\* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)

- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目 (所属学部・研究科毎にお知らせします。)

### 2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

- ・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可~秀」(GP=0~4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA(学期)の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

(所属学部・研究科毎にお知らせします。)

### Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる**履修取消期間**中に、履修を取り消すことができます。

#### 〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

#### 〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目 前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- 取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- 履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、**成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入ります**ので、注意してください。
- **取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(\*)の単位数に入ります。**  
履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(\*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

- 取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

### Ⅳ. GPAの通知について

- 成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- 通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2016年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2016年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面(例)：「うりぼーネット」(Web)単位修得状

■GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118	38	2017年3月15日

※GPAは小数点第3位を四捨五入して表示されます。

■GPA(学期)

年度	前期				後期			
	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日
2016年度	3.00	60	20	2016年9月15日	3.22	58	18	2017年3月15日

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	基礎教養科目		〇〇〇〇〇	2	2015	前期	秀	8.6	合

(理学部・理学研究科における取扱い)

### 集中講義の履修取消期間について(学部・大学院共通)

平成23年12月16日教授会決定

正規の履修取消期間以前に行われる集中講義(集中講義の期間が履修取消期間に重なる場合も含む)については、講義が始まる前日までに教務学生係に紙媒体で申し出ることにより取り消すことができることとする。履修取消期間後に行われる集中講義については、通常の講義と同様に、履修取消期間内に教務情報システムから行うこととする。

### GPA計算から除外する科目について(学部)

平成23年12月16日教授会決定

- 「合格」及び「認定」と評価された授業科目は除外科目とする。
- 卒業要件に含まれない授業科目(教職科目や学芸員関連科目などの資格免許のための科目)は除外科目とする。
- 卒業要件に含まれるが、他学部で開講される授業科目は除外科目とする。



## 全学共通授業科目におけるG P Aの取扱いについて (令和6年度入学者から適用)

(平成24年5月31日 運営協議会決定)

最終改正 令和5年11月30日

適用年月日 令和6年4月1日

### 1. G P A対象科目について

全学共通授業科目は、「情報基礎」,「Advanced English Online 1」,「Advanced English Online 2」,「物理学入門」,「総合科目 I, II」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き、全てG P A対象科目です。

(別表参照)

### 2. G P A計算方法について

全学共通授業科目は、全学の「G P Aの取扱い」に準じて計算を行いますが、以下の授業科目については取扱いが異なります。

#### (1) 基礎教養科目・総合教養科目

基礎教養科目・総合教養科目は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がG P A計算式に算入されます。

また、過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同授業科目区分の同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は、同一でなくても構いません。

なお、過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が2単位以上の場合、新たに同授業科目区分の同単位数分の科目を履修することにより、過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。

#### (2) 健康・スポーツ科学(健康・スポーツ科学講義A, B)

健康・スポーツ科学講義A, Bは、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がG P A計算式に算入されます。

また、過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同授業科目区分の同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がG P A計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は、同一でなくても構いません。

### 3. 履修取消について

- ・やむを得ない事情により、履修取消期間外に手続きが必要な場合は、所属する学部の教務担当係に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば、履修の取り消しができます。
- ・集中講義については、講義最終日の前日までとします。(別途、掲示等により指示します。)

## 科目ナンバリングの導入について

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成28年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入しました。

### 1. 基本方針

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり7桁の英数字で構成されます。

(例) L 1 H M 1 0 0

第1桁	第2桁	第3～第4桁	第5桁	第6～第7桁
アルファベット	数字	アルファベット	数字	数字
科目提供母体の部局	課程	学科、専攻等	科目のカテゴリ	科目のナンバー
別表1参照	1：学士課程 2：博士課程前期課程 3：博士課程後期課程	別表1参照（開講部局で設定）	別表2のとおり	開講部局毎に設定
(例) L	1	HM	1	00
文学部	学士課程	人文学科	初級レベルの科目	初年次セミナー

### 第5桁 科目のカテゴリ

#### 別表2

1	学 士 課 程	全学共通授業科目・専門授業科目	初級レベルの科目
2			中級レベルの科目
3			上級レベルの科目
4			最上級レベルの科目（卒業論文関連科目を含む）
5	高度教養科目		
6	大 学 院 課 程	博士課程前期課程、専門職学位課程の専門授業科目	博士課程前期課程、専門職学位課程の基礎科目
7			博士課程前期課程、専門職学位課程の発展科目（修士論文関連科目）
8	博士課程後期課程の専門授業科目		
0	卒業要件外の科目（教職科目等資格関連科目）		

### 第6桁～第7桁 開講部局で設定

## 理学部・理学研究科のナンバリングコードについて

3, 4 桁目 (学科・専攻等)

理学部共通：S C, 数学科・数学専攻：M A, 物理学科・物理学専攻：P H

化学科・化学専攻：C H, 生物学科・生物学専攻：B I, 惑星学科・惑星学専攻：W A

### ●高度教養科目 (理学部共通)

6 桁目 0 : 英語サマースクール科目, 1 : 外部向け科目, 2 : 入門セミナー科目

3 : 基礎セミナー科目である。

7 桁目 連続していない数字間の大小, 数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

## ◎数学科・数学専攻

### ●学部

5 桁目は履修すべき学年を表す。

6 桁目は分野を表し、1 代数学、2 幾何学、3 解析学、4 応用数学、0 その他である。

7 桁目は科目の順次性を表す。5 桁目及び6 桁目が等しく7 桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ●修士 (博士課程前期課程)

5 桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、6～7 桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ●博士 (博士課程後期課程)

科目に履修の順がなく、6～7 桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

## ◎物理学科・物理学専攻

### ●学部

5 桁目は履修すべき学年を表す。

6 桁目は分野を表し、0 力学、1 物理数学、2 電磁気学、3 統計物理学、4 量子力学、

5 実験物理学、6 物性関係専門科目、7 その他専門科目、8 初年次セミナー、9 その他である。

7 桁目は科目の順次性を表す。5 桁目及び6 桁目が等しく7 桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ●修士 (博士課程前期課程)

5 桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、6～7 桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ●博士 (博士課程後期課程)

科目に履修の順がなく、6～7 桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

## ◎化学科・化学専攻

いずれのナンバーも6 桁目は分野を表し、1 物理化学、2 量子化学、3 無機化学、4 分析化学、

5 有機化学、6 生物化学、7 実験科目、8 その他である。

●学部

5桁目は履修すべき学年を表す。7桁目は科目の順次性を表す。

5桁目及び6桁目が等しく7桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●修士（博士課程前期課程）

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小は特に意味を持たない。

●博士（博士課程後期課程）

科目に履修の順がなく、7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小は特に意味を持たない。

◎生物学科・生物学専攻

●学部

5桁目は履修すべき学年を表す。

6-7桁目は科目の順次性を表す。5桁目が等しく、6～7桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●修士（博士課程前期課程）

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、6～7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●博士（博士課程後期課程）

科目に履修の順がなく、6～7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

◎惑星学科・惑星学専攻

●学部

5桁目は履修すべき学年を表す。

6桁目は特に意味はない。

7桁目は科目の順次性を表す。5桁目及び6桁目が等しく7桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●修士（博士課程前期課程）

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

5桁目及び6桁目が等しく7桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●博士（博士課程後期課程）

科目に履修の順がなく、6～7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

## 2. ナンバリングコード一覧

### 高度教養科目

授業科目名	科目ナンバー				
	1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目
Introduction to Mathematics	S	1	SC	5	01
Introduction to Physics	S	1	SC	5	03
Introduction to Chemistry	S	1	SC	5	05
Introduction to Biology	S	1	SC	5	07
Introduction to Planetology	S	1	SC	5	09
脳科学	S	1	SC	5	13
高度教養セミナー理学部	S	1	SC	5	31
高度教養セミナー理学部数学入門	S	1	SC	5	21
高度教養セミナー理学部物理学入門	S	1	SC	5	23
高度教養セミナー理学部化学入門	S	1	SC	5	25
高度教養セミナー理学部生物学入門	S	1	SC	5	27
高度教養セミナー理学部惑星学入門	S	1	SC	5	29

数学科

授業科目名	科目ナンバー					授業科目名	科目ナンバー				
	1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目		1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目
初年次セミナー	S	1	MA	1	00	幾何学2・同演習	S	1	MA	3	21
数学入門	S	1	MA	1	02	幾何学3	S	1	MA	3	27
数学演義	S	1	MA	1	04	幾何学4	S	1	MA	3	22
数学要論1	S	1	MA	1	06	解析学5・同演習	S	1	MA	3	32
解析学1	S	1	MA	1	31	解析学6	S	1	MA	3	39
解析学2	S	1	MA	1	33	解析学7・同演習	S	1	MA	3	33
数学要論2・同演習	S	1	MA	2	01	確率論	S	1	MA	3	41
代数学1・同演習	S	1	MA	2	11	計算数学1・同演習	S	1	MA	3	45
代数学2	S	1	MA	2	12	代数学5	S	1	MA	4	11
線形代数5	S	1	MA	2	15	表現論	S	1	MA	4	17
幾何学1・同演習	S	1	MA	2	21	幾何学5	S	1	MA	4	21
解析学3・同演習	S	1	MA	2	31	解析学8	S	1	MA	4	31
解析学4・同演習	S	1	MA	2	37	計算数学2	S	1	MA	4	45
確率論入門	S	1	MA	2	41	統計学	S	1	MA	4	47
代数学3・同演習	S	1	MA	3	11	数学講究	S	1	MA	4	00
代数学4	S	1	MA	3	12						

数学専攻

前期課程

解析学1	S	2	MA	6	01	構造数理特論1	S	2	MA	7	13
解析学2	S	2	MA	6	03	構造数理特論2	S	2	MA	7	15
代数学	S	2	MA	6	05	応用数理特論1	S	2	MA	7	17
幾何学	S	2	MA	6	07	応用数理特論2	S	2	MA	7	19
表現論	S	2	MA	6	09	現代数学概論	S	2	MA	6	23
計算情報数学	S	2	MA	6	11	現代数学特論	S	2	MA	7	21
確率過程論	S	2	MA	6	13	数学コミュニケーション序論	S	2	MA	6	25
解析学序論	S	2	MA	6	15	数学コミュニケーション続論	S	2	MA	7	23
代数学序論	S	2	MA	6	17	総合演義1	S	2	MA	7	25
幾何学序論	S	2	MA	6	19	総合演義2	S	2	MA	7	27
応用数学序論	S	2	MA	6	21	科学英語1(数学)	S	2	MA	7	29
解析学続論	S	2	MA	7	01	科学英語2(数学)	S	2	MA	7	30
代数学続論	S	2	MA	7	03	数学講究1	S	2	MA	7	33
幾何学続論	S	2	MA	7	05	数学講究2	S	2	MA	7	35
応用数学続論	S	2	MA	7	07	数学講究3	S	2	MA	7	37
解析数理特論1	S	2	MA	7	09	数学講究4	S	2	MA	7	39
解析数理特論2	S	2	MA	7	11						

後期課程

解析数理特論3a	S	3	MA	8	07	応用数理特論3a	S	3	MA	8	15
解析数理特論3b	S	3	MA	8	08	応用数理特論3b	S	3	MA	8	16
解析数理特論4a	S	3	MA	8	09	応用数理特論4a	S	3	MA	8	17
解析数理特論4b	S	3	MA	8	10	応用数理特論4b	S	3	MA	8	18
構造数理特論3a	S	3	MA	8	11	総合演義3	S	3	MA	8	03
構造数理特論3b	S	3	MA	8	12	総合演義4	S	3	MA	8	05
構造数理特論4a	S	3	MA	8	13	特定研究	S	3	MA	8	01
構造数理特論4b	S	3	MA	8	14						

物理学科

授業科目名	科目ナンバー					授業科目名	科目ナンバー				
	1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目		1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目
古典力学	S	1	PH	1	01	量子力学1	S	1	PH	3	41
初年次セミナー	S	1	PH	1	80	量子力学2	S	1	PH	3	43
剛体の力学	S	1	PH	1	03	物理学情報処理	S	1	PH	2	50
解析力学	S	1	PH	1	06	特殊相対性理論	S	1	PH	2	70
惑星学基礎 I	S	1	PH	1	15	宇宙物理学	S	1	PH	3	72
惑星学基礎 II	S	1	PH	1	16	一般相対性理論	S	1	PH	3	74
現代物理学	S	1	PH	1	91	物性物理学 I	S	1	PH	3	61
古典電磁気学	S	1	PH	1	21	物性物理学 II	S	1	PH	3	62
電磁気学1	S	1	PH	2	23	素粒子物理学	S	1	PH	3	76
電磁気学2	S	1	PH	2	25	物理実験学	S	1	PH	2	52
熱統計物理学	S	1	PH	2	31	物理学実験1	S	1	PH	2	53
惑星流体力学	S	1	PH	3	09	物理学実験2	S	1	PH	3	55
統計物理学1	S	1	PH	3	32	物理学実験3	S	1	PH	3	57
統計物理学2	S	1	PH	3	34	先端物理学	S	1	PH	4	78
物理数学1	S	1	PH	2	15	特別研究A(実験系)	S	1	PH	4	94
物理数学2	S	1	PH	3	17	特別研究B(理論系)	S	1	PH	4	96

物理学専攻

前期課程

物性論 I	S	2	PH	6	00	素粒子理論 II	S	2	PH	6	42
高エネルギー物理学 I	S	2	PH	6	20	素粒子理論 III	S	2	PH	6	43
理論物理学 I	S	2	PH	6	60	宇宙論 I	S	2	PH	6	44
低温物性学	S	2	PH	6	02	宇宙論 II	S	2	PH	6	46
極限物性学	S	2	PH	6	04	量子物性 I	S	2	PH	6	70
電子物性学	S	2	PH	6	06	量子物性 II	S	2	PH	6	72
素粒子実験学 I	S	2	PH	6	22	科学英語1(物理学)	S	2	PH	6	91
素粒子実験学 II	S	2	PH	6	24	科学英語2(物理学)	S	2	PH	6	92
素粒子実験学 III	S	2	PH	6	26	論文講究 I	S	2	PH	7	01
素粒子実験学 IV	S	2	PH	6	28	論文講究 II	S	2	PH	7	02
素粒子理論 I	S	2	PH	6	40	特定研究 I	S	2	PH	7	11
						特定研究 II	S	2	PH	7	12

後期課程

物性論 II a	S	3	PH	8	02	高エネルギー物理学 III b	S	3	PH	8	53
物性論 II b	S	3	PH	8	03	理論物理学 II a	S	3	PH	8	62
物性論 III a	S	3	PH	8	04	理論物理学 II b	S	3	PH	8	63
物性論 III b	S	3	PH	8	05	理論物理学 III a	S	3	PH	8	64
高エネルギー物理学 II a	S	3	PH	8	50	理論物理学 III b	S	3	PH	8	65
高エネルギー物理学 II b	S	3	PH	8	51	特定研究	S	3	PH	8	14
高エネルギー物理学 III a	S	3	PH	8	52						

化学科

授業科目名	科目ナンバー					授業科目名	科目ナンバー				
	1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目		1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目
初年次セミナー	S	1	CH	1	00	無機化学Ⅲ-2	S	1	CH	2	33
物理化学基礎	S	1	CH	1	10	無機化学Ⅳ-1	S	1	CH	3	34
化学熱力学Ⅰ-1	S	1	CH	1	12	無機化学Ⅳ-2	S	1	CH	3	35
化学熱力学Ⅰ-2	S	1	CH	1	13	固体化学	S	1	CH	3	32
化学熱力学Ⅱ-1	S	1	CH	2	10	分析化学Ⅰ-1	S	1	CH	2	40
化学熱力学Ⅱ-2	S	1	CH	2	11	分析化学Ⅰ-2	S	1	CH	2	41
化学熱力学Ⅲ	S	1	CH	2	17	分析化学Ⅱ	S	1	CH	3	32
化学熱力学Ⅳ	S	1	CH	3	18	有機化学基礎1	S	1	CH	1	50
化学反応論1	S	1	CH	3	12	有機化学基礎2	S	1	CH	1	51
化学反応論2	S	1	CH	3	13	有機化学Ⅰ-1	S	1	CH	1	52
量子化学Ⅰ-1	S	1	CH	2	20	有機化学Ⅰ-2	S	1	CH	1	53
量子化学Ⅰ-2	S	1	CH	2	21	有機化学Ⅱ-1	S	1	CH	2	50
量子化学Ⅱ-1	S	1	CH	2	22	有機化学Ⅱ-2	S	1	CH	2	51
量子化学Ⅱ-2	S	1	CH	2	23	有機化学Ⅲ-1	S	1	CH	2	52
量子化学Ⅲ	S	1	CH	2	24	有機化学Ⅲ-2	S	1	CH	2	53
量子化学Ⅳ	S	1	CH	3	25	有機化学Ⅳ	S	1	CH	3	54
量子化学Ⅴ-1	S	1	CH	3	26	有機化学Ⅴ	S	1	CH	3	55
量子化学Ⅴ-2	S	1	CH	3	27	生物化学Ⅰ-1	S	1	CH	2	60
無機化学基礎1	S	1	CH	1	30	生物化学Ⅰ-2	S	1	CH	2	61
無機化学基礎2	S	1	CH	1	40	生物化学Ⅱ	S	1	CH	3	64
無機化学Ⅰ-1	S	1	CH	1	31	生物化学Ⅲ	S	1	CH	3	65
無機化学Ⅰ-2	S	1	CH	1	32	化学実験Ⅰ	S	1	CH	3	70
無機化学Ⅱ-1	S	1	CH	2	30	化学実験Ⅱ	S	1	CH	3	71
無機化学Ⅱ-2	S	1	CH	2	31	計算機化学実験	S	1	CH	3	72
無機化学Ⅲ-1	S	1	CH	2	32	特別研究	S	1	CH	4	80

化学専攻

前期課程

物理化学Ⅰ	S	2	CH	6	10	有機化学特論	S	2	CH	6	53
物理化学Ⅱ	S	2	CH	6	11	生物化学特論	S	2	CH	6	55
無機化学Ⅰ	S	2	CH	6	30	構造解析学	S	2	CH	6	17
無機化学Ⅱ	S	2	CH	6	31	理論生物化学	S	2	CH	6	57
有機化学Ⅰ	S	2	CH	6	50	科学英語1(化学)	S	2	CH	6	60
有機化学Ⅱ	S	2	CH	6	51	科学英語2(化学)	S	2	CH	6	61
反応化学特論	S	2	CH	6	13	論文講究Ⅰ	S	2	CH	6	70
物性物理化学特論	S	2	CH	6	15	論文講究Ⅱ	S	2	CH	7	71
無機・分析化学特論1	S	2	CH	6	33	特定研究Ⅰ	S	2	CH	6	80
無機・分析化学特論2	S	2	CH	6	34	特定研究Ⅱ	S	2	CH	7	81
溶液化学・生物無機化学特論	S	2	PH	6	28						

後期課程

物理化学特論Ⅰ	S	3	CH	8	10	有機化学特論Ⅱ	S	3	CH	8	51
物理化学特論Ⅱ	S	3	CH	8	11	構造解析学特論	S	3	CH	8	17
無機化学特論Ⅰ	S	3	CH	8	30	理論生物化学特論	S	3	CH	8	57
無機化学特論Ⅱ	S	3	CH	8	31	特定研究	S	3	CH	8	80
有機化学特論Ⅰ	S	3	CH	8	50						



生物学科

授業科目名	科目ナンバー					授業科目名	科目ナンバー				
	1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目		1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目
初年次セミナー	S	1	BI	1	01	分子遺伝学	S	1	BI	3	46
細胞生物学基礎1	S	1	BI	1	55	遺伝情報機能論	S	1	BI	3	49
細胞生物学基礎2	S	1	BI	1	56	植物環境適応論	S	1	BI	3	53
生化学基礎1	S	1	BI	1	58	分子シグナル伝達学	S	1	BI	3	54
生化学基礎2	S	1	BI	1	59	生態科学	S	1	BI	3	55
進化系統学基礎1	S	1	BI	1	61	ゲノム動態学	S	1	BI	3	52
進化系統学基礎2	S	1	BI	1	62	共生細胞生物学	S	1	BI	3	56
生態学基礎1	S	1	BI	1	64	行動生理学	S	1	BI	3	57
生態学基礎2	S	1	BI	1	65	生物学演習 I	S	1	BI	3	71
動物生理学基礎1	S	1	BI	1	67	生物学演習 II	S	1	BI	3	72
動物生理学基礎2	S	1	BI	1	68	生物学実験 I A	S	1	BI	2	79
植物生理学基礎1	S	1	BI	1	70	生物学実験 I A1	S	1	BI	2	80
植物生理学基礎2	S	1	BI	1	71	生物学実験 I A2	S	1	BI	2	81
発生遺伝学基礎1	S	1	BI	2	11	生物学実験 I B	S	1	BI	2	82
発生遺伝学基礎2	S	1	BI	2	12	生物学実験 II A	S	1	BI	3	81
分子生物学基礎1	S	1	BI	2	14	生物学実験 II B	S	1	BI	3	82
分子生物学基礎2	S	1	BI	2	15	生物学実験 II C	S	1	BI	3	83
海洋生物学	S	1	BI	2	33	生物学実験 III A	S	1	BI	3	84
分子進化系統学	S	1	BI	2	34	生物学実験 III B	S	1	BI	3	85
分子生物学	S	1	BI	2	35	生物学実験 III C	S	1	BI	3	86
神経生理学1	S	1	BI	3	17	野外実習 I	S	1	BI	1	91
神経生理学2	S	1	BI	3	18	野外実習 II	S	1	BI	3	92
進化生態学	S	1	BI	3	21	臨海実習 I	S	1	BI	1	94
神経行動学	S	1	BI	3	25	臨海実習 II	S	1	BI	2	95
植物分子発生学	S	1	BI	3	34	公開臨海実習	S	1	BI	1	97
植物ゲノム学	S	1	BI	3	35	特別研究A	S	1	BI	4	11
分子細胞情報学	S	1	BI	3	40	特別研究B	S	1	BI	4	12
形態形成論	S	1	BI	3	43						

生物学専攻

前期課程

生体分子機構概論 I	S	2	BI	6	11	分子遺伝学特論	S	2	BI	7	25
生体分子機構概論 II	S	2	BI	6	13	情報伝達機構特論	S	2	BI	7	27
生命情報伝達概論 I	S	2	BI	6	21	系統分類学特論	S	2	BI	7	31
生命情報伝達概論 II	S	2	BI	6	23	生態学特論	S	2	BI	7	33
生物多様性概論 I	S	2	BI	6	31	発生生物学特論 I	S	2	BI	7	41
生物多様性概論 II	S	2	BI	6	33	生物制御科学特論 I	S	2	BI	7	51
生理学特論 I	S	2	BI	7	11	科学英語1(生物学)	S	2	BI	7	61
生理学特論 II	S	2	BI	7	13	科学英語2(生物学)	S	2	BI	7	62
細胞生物学特論	S	2	BI	7	15	論文講究 I	S	2	BI	7	71
神経生物学特論	S	2	BI	7	17	論文講究 II	S	2	BI	7	73
生化学特論 I	S	2	BI	7	21	特定研究 I	S	2	BI	7	81
生化学特論 II	S	2	BI	7	23	特定研究 II	S	2	BI	7	83

後期課程

生体分子機構特論 I	S	3	BI	8	11	発生生物学特論 II	S	3	BI	8	41
生体分子機構特論 II	S	3	BI	8	13	生物制御科学特論 II	S	3	BI	8	51
生命情報伝達特論 I	S	3	BI	8	21	科学英語1(生物学)	S	3	BI	8	62
生命情報伝達特論 II	S	3	BI	8	23	科学英語2(生物学)	S	3	BI	8	63
生物多様性特論 I	S	3	BI	8	31	特定研究	S	3	BI	8	61
生物多様性特論 II	S	3	BI	8	33						

惑星学科

授業科目名	科目ナンバー					授業科目名	科目ナンバー				
	1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目		1桁目	2桁目	3, 4桁目	5桁目	6, 7桁目
初年次セミナー	S	1	WA	1	01	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	S	1	WA	2	03
惑星学概論Ⅰ	S	1	WA	1	03	惑星学実習A	S	1	WA	3	01
惑星学概論Ⅱ	S	1	WA	1	05	惑星学実習B	S	1	WA	3	03
古典力学	S	1	WA	1	23	惑星学実習C	S	1	WA	3	05
古典電磁気学	S	1	WA	1	25	惑星学実習D	S	1	WA	2	05
惑星学基礎Ⅰ	S	1	WA	1	13	惑星学実習E1	S	1	WA	3	07
惑星学基礎Ⅰ演習	S	1	WA	1	15	惑星学実習E2	S	1	WA	3	09
惑星学基礎Ⅱ	S	1	WA	1	33	気象海洋学	S	1	WA	3	13
惑星学基礎Ⅱ演習	S	1	WA	1	35	固体惑星探査学	S	1	WA	3	15
惑星学基礎Ⅲ	S	1	WA	2	33	地質学Ⅰ	S	1	WA	3	21
惑星学基礎Ⅲ演習	S	1	WA	2	35	地質学Ⅱ	S	1	WA	3	23
惑星学基礎Ⅳ	S	1	WA	2	43	固体地球物理学Ⅰ	S	1	WA	3	31
惑星学基礎Ⅳ演習	S	1	WA	2	45	固体地球物理学Ⅱ	S	1	WA	3	33
惑星学基礎Ⅴ	S	1	WA	2	53	惑星流体力学	S	1	WA	3	38
惑星学基礎Ⅴ演習	S	1	WA	2	55	惑星物質科学	S	1	WA	3	43
惑星物理学基礎Ⅰ	S	1	WA	2	23	大気科学	S	1	WA	3	48
惑星物理学基礎Ⅱ	S	1	WA	2	25	惑星物理学	S	1	WA	3	56
惑星物理学基礎Ⅲ	S	1	WA	2	27	惑星統計力学	S	1	WA	3	58
地球物質科学	S	1	WA	3	41	野外調査実習	S	1	WA	3	80
固体地球科学	S	1	WA	2	61	海上観測実習	S	1	WA	3	90
地球惑星進化学	S	1	WA	2	71	特別研究	S	1	WA	4	20
宇宙惑星科学	S	1	WA	3	51	特別講義	S	1	WA	4	30
惑星学実験実習の基礎Ⅰ	S	1	WA	2	01						

惑星学専攻

前期課程

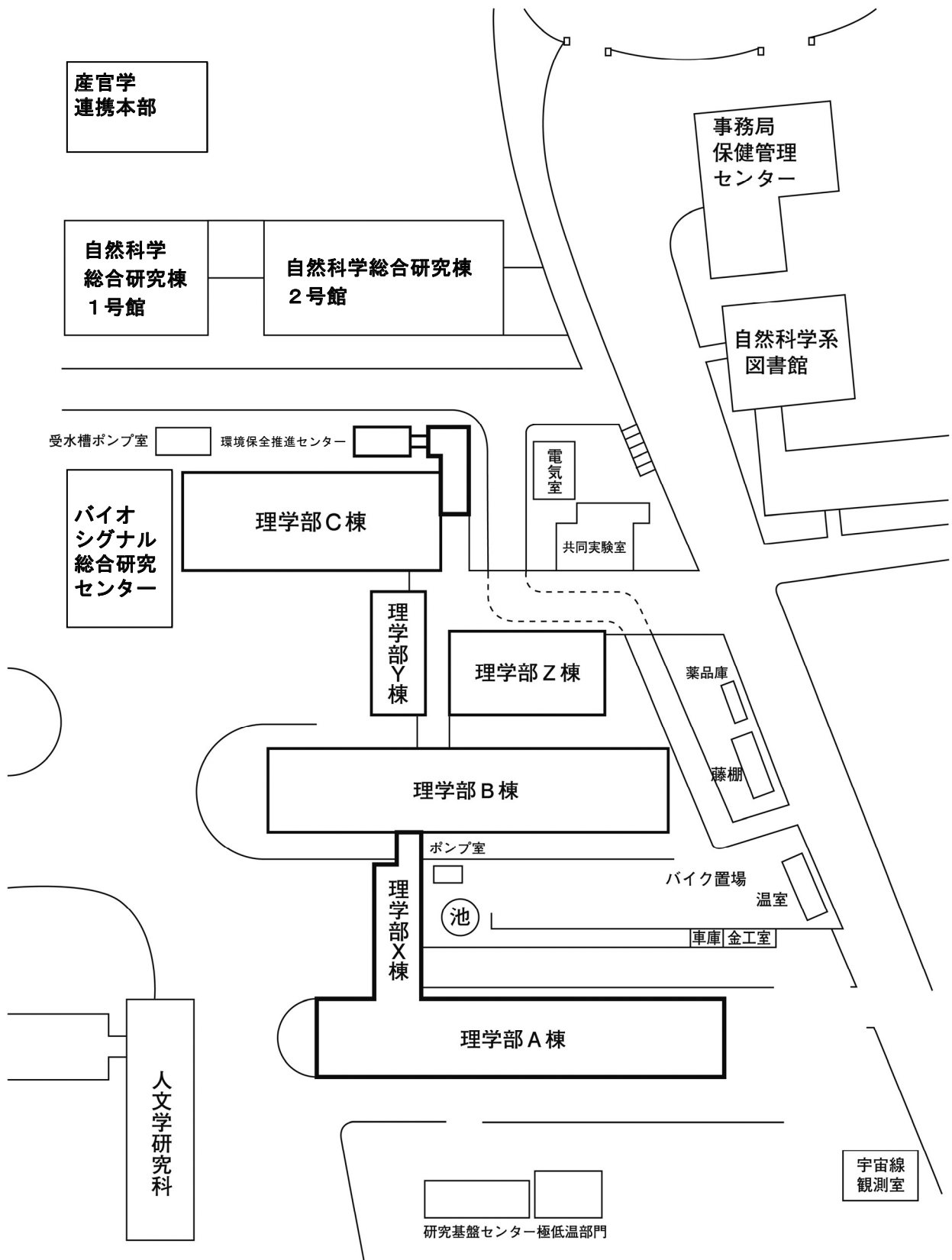
惑星学要論	S	2	WA	6	01	新領域惑星学特論Ⅰ-1	S	2	WA	6	46
惑星学詳論Ⅰ-1	S	2	WA	6	11	新領域惑星学特論Ⅰ-2	S	2	WA	6	47
惑星学詳論Ⅰ-2	S	2	WA	6	13	新領域惑星学特論Ⅱ-1	S	2	WA	6	49
惑星学詳論Ⅰ-3	S	2	WA	6	16	新領域惑星学特論Ⅱ-2	S	2	WA	6	50
惑星学詳論Ⅱ-1	S	2	WA	6	21	新領域惑星学特論Ⅲ-1	S	2	WA	6	52
惑星学詳論Ⅱ-2	S	2	WA	6	26	新領域惑星学特論Ⅲ-2	S	2	WA	6	53
基礎惑星学特論Ⅰ-1	S	2	WA	6	31	科学英語1(惑星学)	S	2	WA	6	92
基礎惑星学特論Ⅰ-2	S	2	WA	6	32	科学英語2(惑星学)	S	2	WA	6	93
基礎惑星学特論Ⅱ-1	S	2	WA	6	34	惑星学通論1	S	2	WA	6	03
基礎惑星学特論Ⅱ-2	S	2	WA	6	35	惑星学通論2	S	2	WA	6	05
基礎惑星学特論Ⅲ-1	S	2	WA	6	37	惑星学通論3	S	2	WA	6	07
基礎惑星学特論Ⅲ-2	S	2	WA	6	38	惑星学通論4	S	2	WA	6	09
基礎惑星学特論Ⅳ-1	S	2	WA	6	40	論文講究Ⅰ	S	2	WA	7	10
基礎惑星学特論Ⅳ-2	S	2	WA	6	41	論文講究Ⅱ	S	2	WA	7	11
基礎惑星学特論Ⅴ-1	S	2	WA	6	43	特定研究Ⅰ	S	2	WA	7	15
基礎惑星学特論Ⅴ-2	S	2	WA	6	44	特定研究Ⅱ	S	2	WA	7	16

後期課程

惑星学特論1	S	3	WA	8	01	惑星学特論4	S	3	WA	8	07
惑星学特論2	S	3	WA	8	03	特定研究	S	3	WA	8	30
惑星学特論3	S	3	WA	8	05						

## 9. 建物配置図等

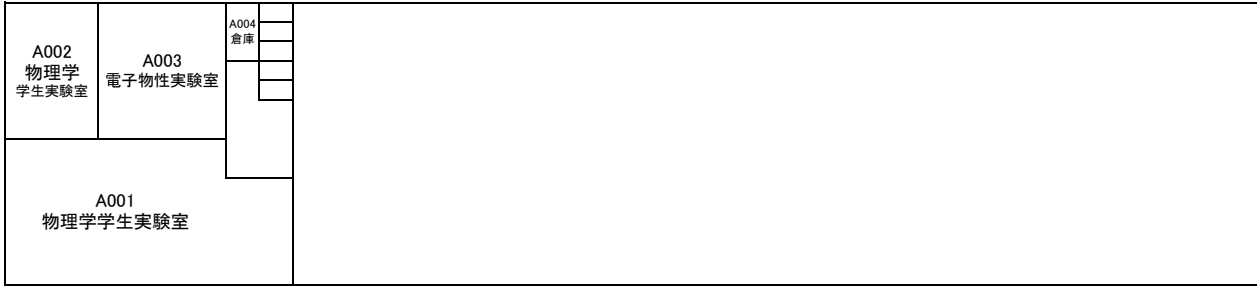
# 理学部・理学研究科 建物配置図



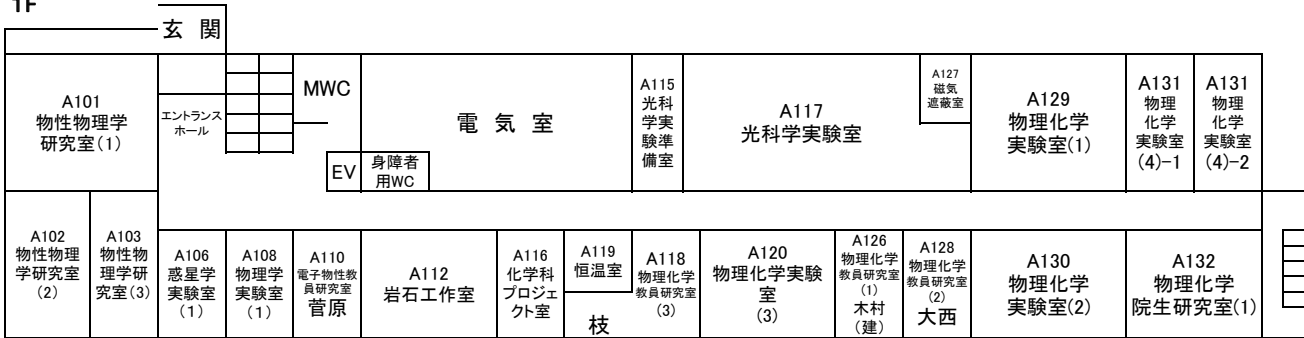
# 理学部・理学研究科建物平面図

## <理学部A棟>

BF



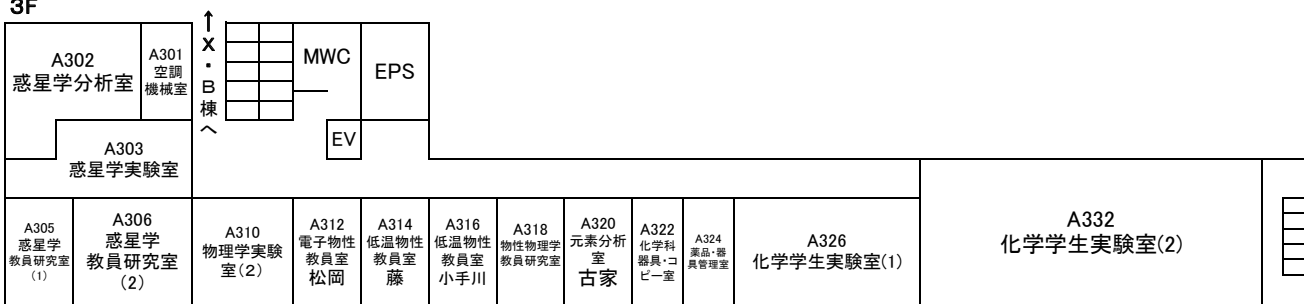
1F



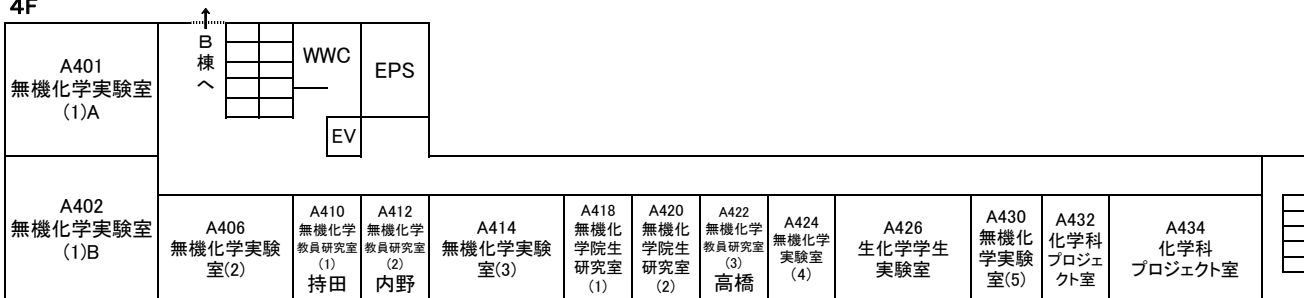
2F



3F



4F



# <理学部B棟>

1F

B101 極限物性実験室	B107 極限物性 実験準備室	Y・Z棟 へ	WC	B115 電気室	B119 共同 セミナー室	B121 低温物性 高圧実験室	B123 低温物性 NMR実験室	B125 低温物性 実験準備室
B102 電子物性実験室	B108 電子物性 院生室	B110 物理学 専攻 セミナー室	X・A棟 へ					B128 物性物理学 研究室(4)

2F

B201 研究科長室	B209 休憩室		B211 事務 倉庫	Y・Z棟 へ	WC	B219 EPS	B221 数学 大学院生室	B223 理論物理 セミナー室	B225 理論物理 研究室	B227 理論物理 研究室	B229 理論物理 教員室 早田	B231 理論物理 教員室 西野	B233 理論物理 教員室 久保木
	B203 印刷室	B205 男子 更衣室									B207 女子 更衣室	B230 理論物理コモンルーム	
B202 理学研究科事務室				X・A棟 へ	B212 数学教員 研究室 ラスマン	B214 数学教員 研究室 首藤	B216 数学教員 研究室 吉岡	B218 物理 事務室	B220 理論物理 研究室	B222 理論物理 研究室	B224 理論物理 教員室	B226 理論物理 教員室	B228 理論物理 教員室

3F

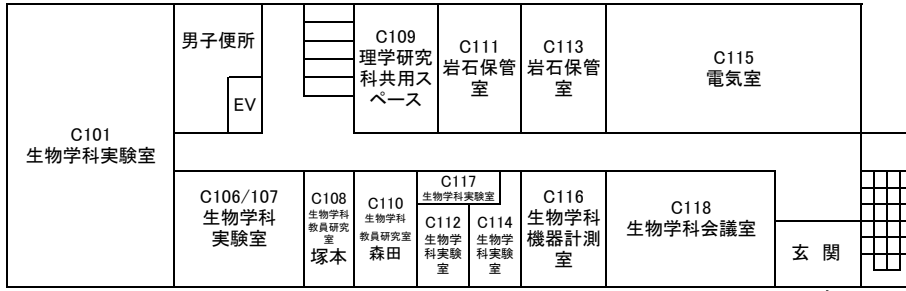
B301 解析数理論講究室			B309 数学教員 研究室	Y・Z棟 へ	WC	B313 EPS	B315 計算数学 センター 研究室	B317 計算数学 センター	B319 計算機 サーバー 室	B321 大学院生室	B323 大学院生室	B325 応用数理論 講究室	B327 数学科 研究室
B302 大学院生室	B306 スタッフ エリア	B308 数学教員 研究室 山田	B310 数学教員 研究室 太田										
B304 大学院生室						B318 数学教員 研究室 青木	B320 数学教員 研究室 高山	B322 数学教員 研究室 谷口ヤグチ	B324 数学教員 研究室 高岡	B326 数学教員 研究室 藤フジ	B328 数学教員 研究室	B330 数学教員 研究室 佐藤	

4F

B401 数学科 ロジスティック室	B402 図書室・図書閲覧室	B407 雑誌 編集室	Y・Z棟 へ	WC	B415 EPS	B417 研究 支援室	B419 数学教員 研究室 谷口ケニグチ	B421 数学教員 研究室 佐治	B423 数学教員 研究室 森本	B425 教育研究 交流室	B427 構造数理論 演習室 (西)	B429 構造数理論 演習室 (東)	
B431 数学科会議室・談話室													
B402 図書室・図書閲覧室			X・A棟 へ	B410 数学事務 エリア	B412 数学科学生ラウンジ	B416 教育支援室	B418 リフレッシュ エリアC	B420 数学教員 研究室 佐野	B422 数学教員 研究室	B424 数学教員 研究室 檜垣	B426 数学教員 研究室 和田	B428 応用数理論 演習室 (西)	B430 応用数理論 演習室 (東)

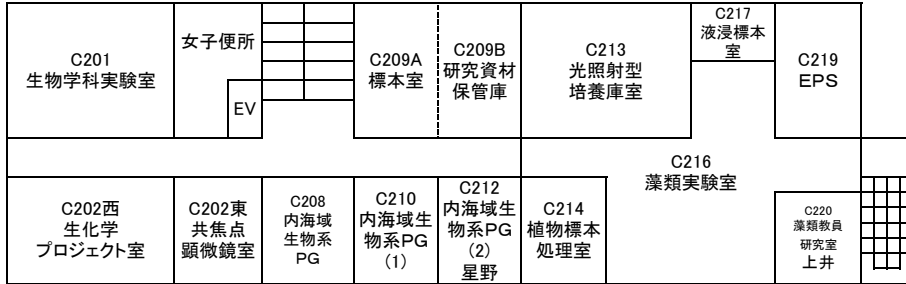
# <理学部C棟>

1F

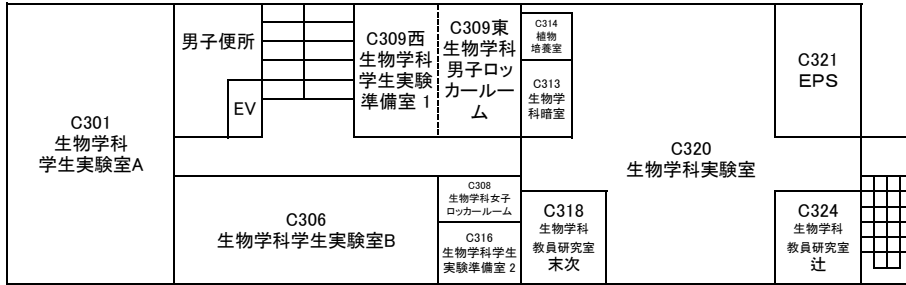


2F

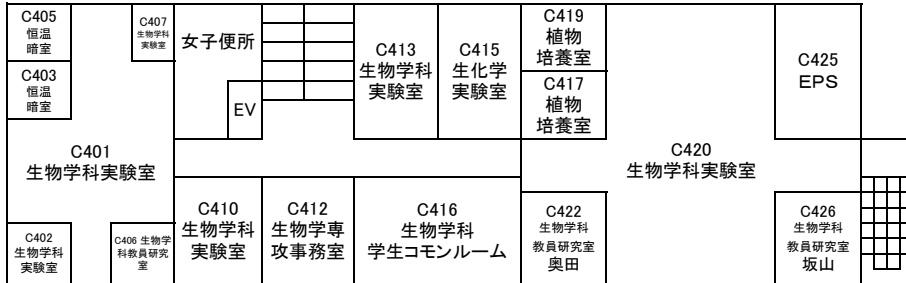
↓A・B・X・Y・Z棟へ



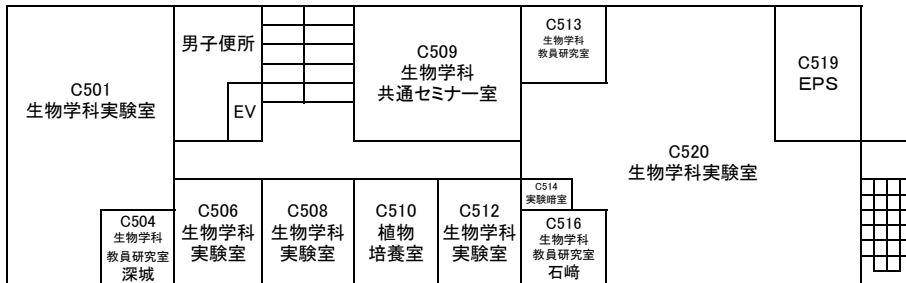
3F



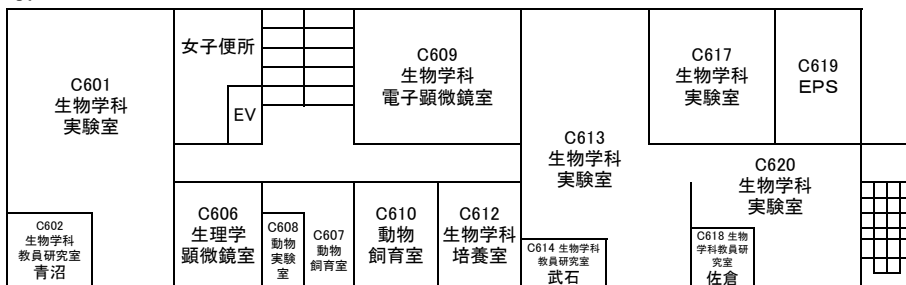
4F



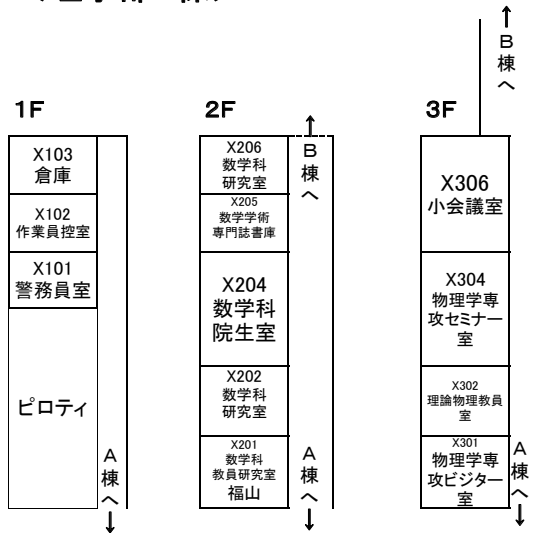
5F



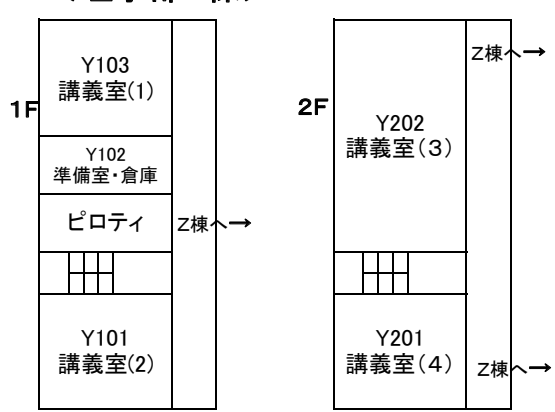
6F



### <理学部X棟>

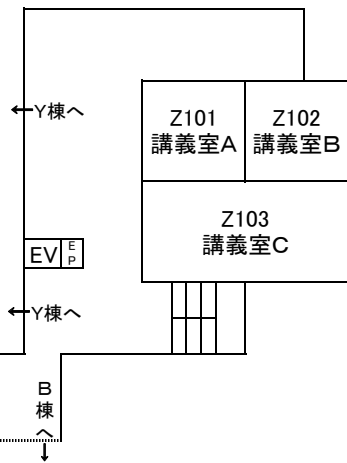


### <理学部Y棟>

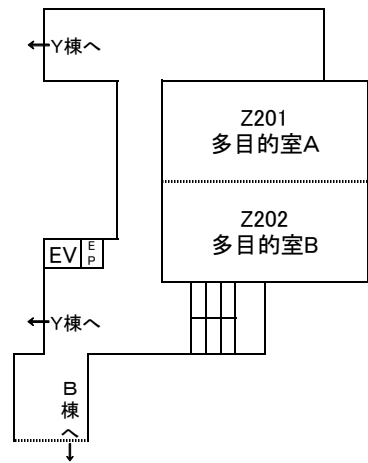


### <理学部Z棟>

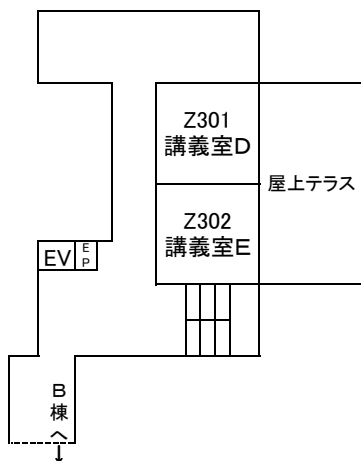
1F



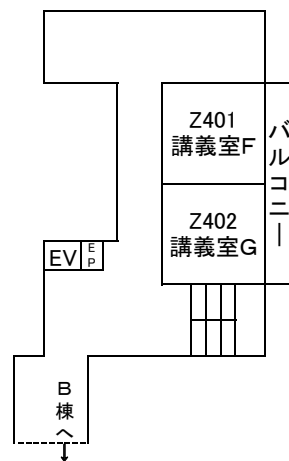
2F



3F



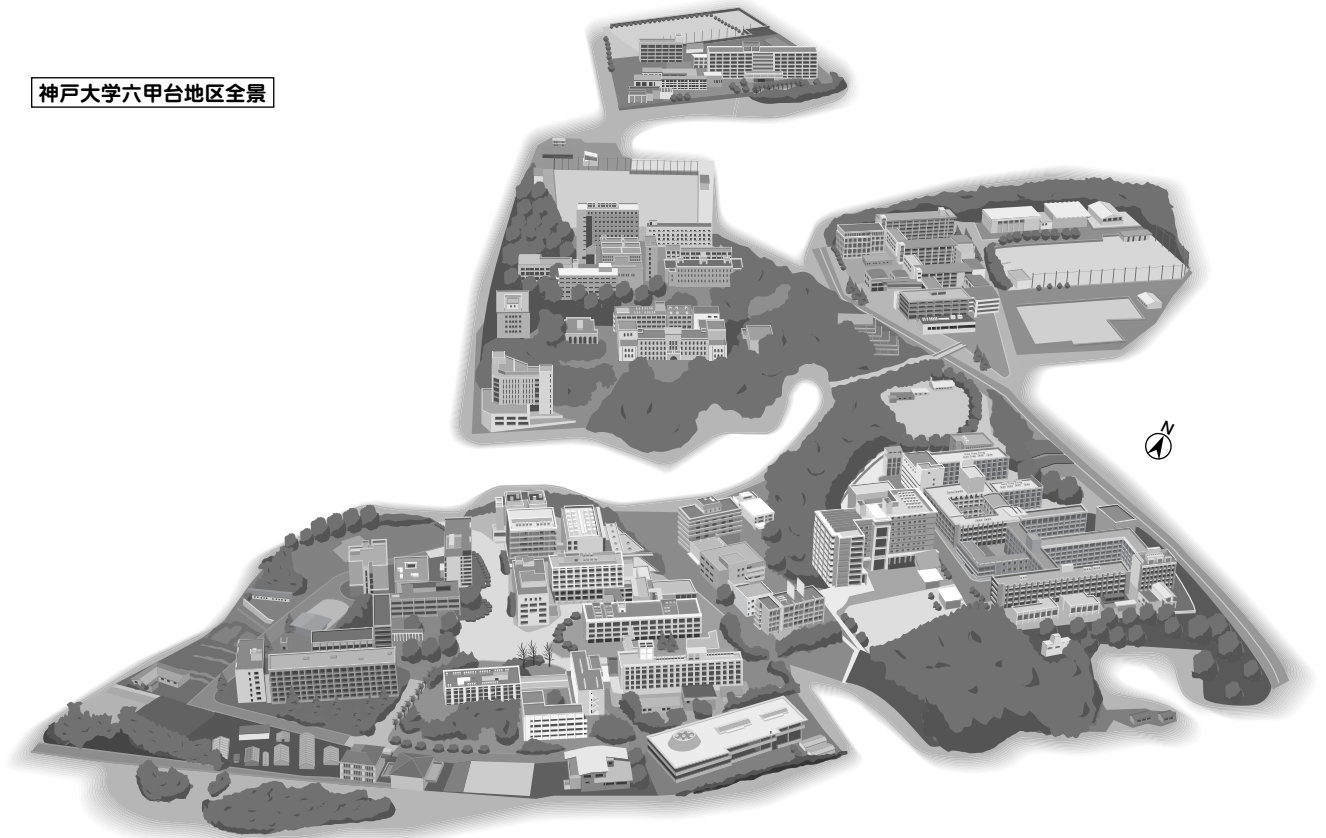
4F







神戸大学六甲台地区全景



- ① 本部(事務局,保健管理センター)〈昭.48〉
- ② 特高受電所〈昭.47,平.5〉
- ③ 六甲台本館(経済学研究科・経済学部,経営学研究科・経営学部)〈昭.7,63〉
- ④ 六甲台第二学舎(法学研究科・法学部)〈昭.40,41,平.7〉
- ⑤ 六甲台第三学舎〈昭.51,平.6〉
- ⑥ 六甲台第五学舎(国際協力研究科)〈平.8,10〉
- ⑦ 社会科学系図書館〈昭.8,34,46,56〉
- ⑧ 経済経営研究所(兼松記念館)〈昭.9〉
- ⑨ 経済経営研究所新館:経済経営研究所図書館・機械計算室〈昭.42,47〉
- ⑩ 六甲台第四学舎・企業資料総合センター〈昭.59〉
- ⑪ 第二研究室〈昭.29,30,平.20〉
- ⑫ 出光佐三記念六甲台講堂〈昭.10〉
- ⑬ 社会科学系アカデミア館(放送大学兵庫学習センター)〈平.14〉
- ⑭ 社会科学系フロンティア館〈平.16〉
- ⑮ 三木記念同窓会館〈昭.49〉
- ⑯ 法科大学院自習棟〈昭.35,52〉
- ⑰ ラクール(模擬法廷棟)〈平.24〉
- ⑱ 武道場〈昭.10〉
- ⑲ 弓道場〈昭.38,56〉
- ⑳ 人間発達環境学研究科・発達科学部実習観察園,管理棟〈昭.60〉
- ㉑ 課外活動第一共用施設〈昭.56〉
- ㉒ 課外活動第二共用施設〈平.14〉
- ㉓ 課外活動第三共用施設〈平.7〉
- ㉔ 人文学研究科・文学部学舎〈昭.39,平.20〉
- ㉕ 人文学研究科棟,人文学図書館〈昭.56,平.20〉
- ㉖ 自然科学総合研究棟1号館(自然科学系先端融合研究環)〈昭.58〉
- ㉗ 自然科学総合研究棟2号館〈平.13〉
- ㉘ 連携創造本部〈平.8〉
- ㉙ 理学研究科・理学部学舎〈昭.39,40,42,49,50,51,平.16〉
- ㉚ 研究基盤センター(極低温部門)〈昭.42,43,55,62〉
- ㉛ 研究基盤センター(アイトーブ部門)〈平.12〉
- ㉜ 共同実験室〈昭.39〉
- ㉝ 農学研究科・農学部学舎〈昭.42,54,平.20〉
- ㉞ 農学研究科・農学部温室〈平.20〉
- ㉟ 農学研究科・農学部機械工場〈昭.42〉
- ㊱ 農学研究科・農学部畜産加工工場〈昭.42〉
- ㊲ 農学研究科・農学部動物飼育舎〈昭.42〉
- ㊳ 農学研究科・農学部硝子網室等〈昭.42〉
- ㊴ 工学研究科・工学部学舎〈昭.36,37,38,41,43,44,45,53,平.1,3〉
- ㊵ システム情報学研究科・工学部(情報知能工学科)学舎〈昭.48,55〉
- ㊶ 工学研究科・工学部環境防災実験室棟,構造実験室〈昭.53〉
- ㊷ 工学研究科・工学部音響実験室棟,音響心理実験室棟〈昭.37,53〉
- ㊸ 先端膜工学研究拠点〈平.26〉
- ㊹ 工学研究科・工学部産学連携実験室〈昭.37〉
- ㊺ 工学会館〈昭.43〉
- ㊻ 工学研究科・工学部食堂〈昭.48,平.18〉
- ㊼ 研究基盤センター(機器分析部門)〈平.8〉
- ㊽ 情報基盤センター(分館)〈昭.39,43,46,47,54〉
- ㊾ 情報基盤センター(本館)〈昭.58〉
- ㊿ 都市安全研究センター〈昭.47,54〉
- ① 自然科学系図書館〈昭.59〉
- ② 六甲台南食堂(ランスボックス)〈昭.60〉
- ③ 環境保全推進センター〈昭.51,62〉
- ④ 龍川記念学術交流会館〈平.3〉
- ⑤ 遺伝子実験センター,バイオシグナル研究センター〈平.4,6〉
- ⑥ 眺望館〈平.6〉
- ⑦ 神戸大学百年記念館(神大会館),留学生センター,大学文書史料室〈平.12〉
- ⑧ 山口誓子記念館〈平.12〉
- ⑨ 自然科学総合研究棟3号館〈平.13,14〉
- ⑩ 自然科学総合研究棟4号館〈平.22〉
- ⑪ ライフサイエンスラボトリー〈昭.63〉
- ⑫ 総合・国際文化学図書館,キャリアセンター〈昭.39,40,47,54,平.20〉
- ⑬ 学生センター〈昭.38,41,50〉
- ⑭ 大学教育推進機構(国際教養教育院)実験棟〈昭.38〉
- ⑮ 大学教育推進機構(国際コミュニケーションセンター)〈昭.41,44,50,62〉
- ⑯ 国際文化学研究科・国際文化学部学舎〈昭.54〉
- ⑰ 大学教育推進機構(国際教養教育院)大・中講義棟〈昭.38,39〉
- ⑱ 大学教育推進機構(国際教養教育院)講義棟〈平.8〉
- ⑲ 大学教育推進機構(国際教養教育院)化学実験室〈昭.38〉
- ⑳ 第一体育館〈昭.43〉
- ㉑ 第二体育館〈昭.39〉
- ㉒ 武道場〈昭.46〉
- ㉓ 課外活動施設(音楽練習室)〈昭.48〉
- ㉔ 屋外運動場附属施設〈昭.58〉
- ㉕ 課外活動施設(高井記念学生スポーツ会館)〈平.8〉
- ㉖ 課外活動施設(トレーニング室)〈平.16〉
- ㉗ 学生会館〈昭.41〉
- ㉘ 人間発達環境学研究科・発達科学部学舎,人間科学図書館,発達支援インスティテュート〈昭.43,52,平.20〉
- ㉙ 人間発達環境学研究科・発達科学部学舎〈昭.43,57,平.6〉
- ㉚ 人間発達環境学研究科・発達科学部食堂〈昭.43〉
- ㉛ 人間発達環境学研究科・発達科学部体育館〈昭.43〉
- ㉜ 門衛所〈昭.43〉

(注) 〈 〉内は、建築年を示す。